



令和元年 第5回定例会

会 議 録

(令和元年12月6日～12月20日)

枕 崎 市 議 会

令和元年
枕崎市議会第5回定例会会期及び会期日程

1 会 期 15日間（12月6日～12月20日）

2 会期日程

月 日 (曜)	区 分		時 間	内 容
12月 6日 (金)	本会議		前 9:30	1 開 会 2 開 議 3 会議録署名議員の指名 4 会期について 5 諸般の報告 6 行政報告 7 副議長の選挙 8 議案上程（日程第6号～第17号） 9 提案理由の説明、質疑 10 予算特別委員会の設置及び委員の選任 11 議案委員会付託 12 議案上程（日程第18号、第19号） 13 提案理由の説明 14 質疑、討論、表決 15 報告（日程第20号） 16 散 会
12月 7日 (土)	休 会			
12月 8日 (日)	休 会			
12月 9日 (月)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（5名） 3 散 会
		委員会	後 4:22	1 総務文教委員会
12月10日 (火)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 一般質問（3名） 3 諸般の報告 4 散 会
12月11日 (水)	休 会	委員会	前 9:26	1 総務文教委員会
12月12日 (木)	休 会	委員会	前 9:27	1 産業厚生委員会
12月13日 (金)	休 会	委員会	前 9:30	1 予算特別委員会

12月14日(土)	休 会			
12月15日(日)	休 会			
12月16日(月)	休 会			
12月17日(火)	休 会	委員会	後 1:33	1 議会運営委員会
12月18日(水)	休 会			
12月19日(木)	休 会			
12月20日(金)	本会議		前 9:30	1 開 議 2 議案上程(日程第1号-第4号) 3 委員長報告 4 質疑、討論、表決 5 議案上程(日程第5号-第8号) 6 委員長報告 7 質疑、討論、表決 8 議案上程(日程第9号-第13号) 9 委員長報告 10 質疑、討論、表決 11 議員派遣について 12 諸般の報告 13 閉 会

本 会 議 第 1 日

(令和元年12月6日)

令和元年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第1号）

令和元年12月6日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1		会議録署名議員の指名	
2		会期について	
3		諸般の報告	
4		行政報告	
5		副議長の選挙	
6	36	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予 特
7	37	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
8	38	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
9	39	令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
10	40	令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
11	41	枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	産 厚
12	42	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総 文
13	43	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
14	44	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
15	45	枕崎市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	産 厚
16	46	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
17	陳4	歩道のバリアフリー化推進と道路の改良についての陳情	〃

18	47	教育委員会委員の任命について	
19	48	公平委員会委員の選任について	
20	報7	専決処分の報告について	

○ 本日付議された事件は議事日程（第1号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員
5 番 禰 占 通 男 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員
11番 永 野 慶一郎 議員
13番 清 水 和 弘 議員

2 番 眞 茅 弘 美 議員
4 番 沖 園 強 議員
6 番 城 森 史 明 議員
8 番 吉 嶺 周 作 議員
10番 下 竹 芳 郎 議員
12番 東 君 子 議員
14番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長
田 代 勝 義 書記

松 田 章 子 書記
溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	松 田 良 知 福祉課主幹兼高齢者介護保険係長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	藤 井 和 一 福祉課主幹兼障害福祉係長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	中 山 俊 吾 総務課行政係主任
鮎 川 智 総務課行政係主事	

午前9時30分 開会

○中原重信議長 令和元年第5回定例会が本日招集されましたが、出席議員14人で定足数に達し、議会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから議事日程に従い会議を開きます。

日程第1号会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員として、5番禰占通男議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

次に、日程第2号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月20日までの15日間にしてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

この際、お諮りいたします。

休会日は、お手元の会期日程に記載のとおり定めてはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

なお、会期中の日程は、お手元の会期日程によりますので、御承知おき願います。

次に、日程第3号諸般の報告を行います。

まず、去る11月14日、吉松幸夫議員から11月30日付をもって副議長を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第108条の規定により11月30日、これを許可しましたので御報告いたします。

次に、監査委員から、9月及び10月執行の例月現金出納検査結果報告書並びに10月及び11月に実施されました定期監査の結果を受理し、事務局に保管してありますので、御閲覧願います。

次に、令和元年第4回定例会以後の議長会等の報告につきましては、お手元に配付いたしてありますので、御承知おき願います。

以上で、報告を終わります。

次に、日程第4号行政報告を行います。

市長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 令和元年第5回枕崎市議会定例会の開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

令和元年も12月に入り、残すところ1カ月弱となりました。

10月22日には、天皇陛下の「即位礼正殿の儀」がとり行われ、その後の「大嘗祭」で枕崎かつおぶしが使用されたことは、かつおぶし生産量日本一の枕崎市にとって、大変名誉なことで喜ばしい出来事でした。

さて、我が国の経済は、11月の月例経済報告によりますと、緩やかな回復傾向にあるというもの、企業収益に弱さが見られるなど10月からの消費税増税、米中貿易摩擦などの通商問題の緊張や海外経済の影響など不確定な要素があり予断を許さない状況にあります。特に、消費税増税による消費マインドの動向、これは本市産業にとっても注視すべきところです。

10月に発生した台風第19号による記録的な大雨等で、東日本を中心に甚大な災害が発生しました。

特定第三種漁港の石巻市、気仙沼市や、さきの茨城国体でなぎなた会場となった常陸大宮市など、本市にかかわりの深い自治体も大きな被害を受け、本市からもお見舞いのメッセージを送らせていただきました。

ここ数年、各地で自然災害が発生していますが、「災害」をテーマに11月7日、8日に霧島市で開催された全国都市問題会議の中で、講演者の大学教授が述べられた「今や日本全国、どこにも安全な場所はない」というメッセージはとても印象深く響きました。

それでは、さきの9月定例会以降の諸報告を申し上げます。

まず、9月29日から10月1日の3日間、茨城県の常陸大宮市で「いきいき茨城ゆめ国体・なぎなた競技」が開催されました。

私は、来年開催されます「燃ゆる感動かごしま国体・なぎなた競技」の開催都市の代表として、なぎなた競技のバトンを常陸大宮市の三次市長から受け取りました。

この茨城国体で、鹿児島県なぎなたチームは総合2位の好成績を上げて、来年のかごしま国体への期待が大いに持てるところです。

次に、秋の高校野球鹿児島県大会で枕崎高校野球部は、準々決勝で強豪の樟南高校を延長戦の末破り、ベスト4に進出しました。その結果もあり、枕崎高校野球部は、鹿児島県高校野球連盟より来春の選抜高校野球大会の21世紀枠の鹿児島県推薦を受けました。この後は、九州地区ブロックの推薦、全国9ブロックから3校が選ばれる21世紀枠に入ることができれば、甲子園出場ということになります。

9月26日、厚生労働省は、全国の公立・公的病院で、今後、再編統合の検討を求める424の病院を公表しましたが、その中に枕崎市立病院も含まれておりました。今回の病院名公表に対しましては、突然のことであり、直後に開催された九州市長会においても、公表のやり方に対する厚生労働省への批判が出されました。

本市としても、鹿児島県が開催した説明会、厚生労働省の福岡市での説明会に出席し、今回の発表に対する市民、職員に与えた影響を初め、本市としての意見を述べました。

今後は、南薩医療圏地域医療構想調整会議や市立病院経営評価委員会等とも連携しながら将来的な公立病院としてのあり方を探り、来年9月までには病床等の再編計画を作成する予定です。

私は、10月31日の立神センターを皮切りに11月19日まで各地区公民館5カ所で、市長と語る会を開催しました。語る会では、地方創生をテーマに市民の皆さんに、私の考える来年度以降の第2期地方創生総合戦略立案のための基本的な考え方を述べさせていただきました。

また、来年1月に申告をお願いしている個人事業者の所有する償却資産に係る固定資産税の説明もさせていただきました。

地方創生総合戦略に関しては、これまでの5年間の振り返りと今後の施策のポイントについて市民の皆さんに伝えるとともに、参加した職員へも考え方を伝えるいい機会になりました。

償却資産に係る固定資産税の申告については、これまで自主申告に頼って広報を積極的に行ってこなかったことに対する厳しい御意見もいただきましたが、これまでの姿勢をおわびして今後の御協力をお願いさせていただきました。

語る会を通じても感じましたが、この12月議会には市民の皆さんの厳しい目が向けられていると認識しております。

この議会では、市政運営に対する前向きで積極的な議論を重ねることで、市民の信頼に応えられる議会となるよう、私ども執行部としても取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

日程第5号副議長の選挙を行います前に、豊留榮子議員から発言を求められておりますので、

議会基本条例第7条第6号の規定により、これを許可いたします。

豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 私、副議長の選出に当たり、所信を表明いたします。

初めに、枕崎市の市議会基本条例によりますと、地方議会は地方分権の時代にあつて、二元代表制のもと、立法機能、執行機関に対する監視及び憲法に定める地方自治の本旨を目指すものである。

枕崎市議会は、その役割と責務に基づく合議制の意思決定機関であり、市民の負託に応える責務を有するとともに、市勢の発展と住民福祉の向上の実現を図る使命が課せられている。

よつて、議会の公正性、透明性を確保し、市民に開かれた議会の実現を図るとともに、執行機関との健全な緊張関係を構築することにより、真の議会制民主主義の発展を期して、この条例を制定するとありました。

私は、この条例にも示されていますように、議会でのなれ合いをなくし、執行部に対する批判と監視を強め、市民の目線に立ち、議会に寄せる市民の皆さんの声を真摯に受けとめ、さらなる議会改革に努めてまいります。

さらに、議会として住民が主人公を柱に、子育て支援、医療の充実、若者が定住できるような産業の発展、そして今後の高齢化社会を安心して暮らせるまちづくり等市民の生活向上に向けて、全力で取り組んでいかなければなりません。

また、市民に信頼される市議会の構築のためには、各議員の主義主張はお互いに認め尊重し合いながら、今こそ市議会が一丸となり、執行部に対して住民が主人公を貫き通すことが必要になっているのではないのでしょうか。

私は、議長の責務を補佐すること、そして皆さんと一緒に議会改革を目指すことをお伝えして、簡単であります、皆さんの御支援をよろしくお願いいたしまして所信表明といたします。

○中原重信議長 次に、日程第5号副議長の選挙を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの出席議員数は14人です。

念のため申し上げます。

投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人1人の氏名を記載願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、5番禰占通男議員、6番城森史明議員、8番吉嶺周作議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票12票、無効投票2票。

有効投票中、豊留榮子議員11票、禰占通男議員1票。

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は3,500票であります。

よって、豊留榮子議員が副議長に当選いたしました。

ただいま副議長に当選された豊留榮子議員に、会議規則第30条第2項の規定により、本席から当選の告知をいたします。

それでは登壇の上、御挨拶をお願いいたします。

[豊留榮子議員 登壇]

○7番豊留榮子議員 皆さん、ありがとうございました。

私は、議長の補佐を務めることはもちろんのこと、皆さんと一緒に、この残された期間、住民が主人公を柱に、議会改革に、これからも努めてまいりたいと思います。どうか皆さんのお力添えをよろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

○中原重信議長 ただいま副議長が決定いたしましたので、先例により副議長は14番となっております。議席の交代をお願いいたします。豊留榮子議員は14番、吉松幸夫議員は7番の議席に御着席願います。

次に、日程第6号から第17号までの12件を一括議題といたします。

市長提出に係る案件について、市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 提案理由の説明を申し上げます。

今議会に提案しようとする案件は、補正予算5件、条例6件、人事案件2件及び報告事項1件の計14件であります。このうち、人事案件及び報告事項を除く11件について説明を申し上げます。

まず、議案第36号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億5,900万円を追加し、予算総額を133億6,980万円にしようとするものです。

地方債の補正は、過疎対策事業の変更によるものです。

補正予算の主なものとしましては、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、危険空家等対策経費、ふるさと応援寄附金の増額に伴うふるさと納税返礼事業とふるさと応援基金積立金、小学校教師用指導書等購入、スクール・サポート・スタッフ配置事業などをお願いしてあります。

その他、主な内容につきましては、別途説明資料を添付してありますので、省略させていただきます。

次に、議案第37号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、既定の予算総額は変更せず、歳入歳出予算の款項の区分の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、施設介護サービス給付費及び高額介護サービス費の増額と地域密着型介護サービス給付費の減額であります。

以上の財源として、県支出金の増及び国庫支出金の減で措置いたしました。

次に、議案第38号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算総額を9億4,463万9,000円にしようとするものです。

補正の内容は、人事院勧告に準じた給与改定に伴う人件費の増であります。

以上の財源として、繰越金の増で措置いたしました。

次に、議案第39号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴う給与費の減並びに経費の増に伴い、収益的支出において、医業費用を693万4,000円減額しようとするものです。

次に、議案第40号令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定に伴い、収益的支出において、営業費用を162万6,000円減額し、資本的支出において、建設改良費を28万5,000円減額しようとするものです。

なお、資本的収入及び支出において、収入額が支出額に対し不足する2億4,700万3,000円については、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しようとするものです。

次に、議案第41号枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

これは、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正がなされたことに準じ、印鑑の登録を受けることができる者の要件について所要の改正をしようとするものです。

次の議案第42号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額、勤勉手当及び期末手当の支給率並びに住居手当の額を改定しようとするものです。

次の議案第43号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

次の議案第44号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定につきましては、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

なお、先ほど説明いたしましたとおり、給与改定等に伴う補正予算として、議案第36号及び議案第38号から第40号までの4件をお願いしてありますが、これら4会計において議会の議員及び特別職を除く実質的な給与改定費は合計で933万9,000円の増額となり、人事異動等に伴う増減分を含めると227万6,000円の減額となります。

詳細につきましては、各補正予算の給与費明細書に記載してありますので、省略させていただきます。

次の議案第45号枕崎市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定につきましては、枕崎市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の整備等をしようとするものです。

次の議案第46号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定につきましては、水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制が導入されたことに伴い、当該更新に係る手数料を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴う所要の条文の整理等をしようとする

ものです。

以上、主な点のみ申し上げましたが、よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。

○9番立石幸徳議員 私は、議案第42号についてですね、まず質疑をいたします。

今度の人事院勧告においてはですね、ボーナス分を0.05月分引き上げる、これを勤勉手当に配分するという事なんですが、勤勉手当ということだと、当然、人事評価との関連が出てまいります。

そこで、本市の一般職員に対する人事評価は、今回の給与改定における労使交渉の中ではですね、どのような交渉結果になったのか、この点を最初に質疑をいたします。

○小泉智資副市長 全職員に対する人事評価の結果ということでの御質問だと思います。

全職員に対しまして人事評価結果を勤勉手当等へ反映させることにつきましては、昨年度の給与改定にかかわる団体交渉においても申し入れを行い、それ以降も継続して協議を続けてまいっております。

今回の給与改定にかかわる団体交渉におきましても、課長級と同様に一般職員に対しまして、人事評価結果を勤勉手当等へ反映できないか申し入れを行ったところ です。

また、この案件の実施に向け、一昨日の12月4日水曜日にも職員組合との団体交渉を行い、実施時期を具体的に令和2年12月支給分の勤勉手当からと定めて実施したい旨を申し入れ、今後協議していくことを確認したところ です。

国や県と同様に、当然、本市におきましても、人事評価結果の給与への的確な反映が求められることから、職員の能力及び業績を適切に把握し、評価の公正性や納得性の確保を図りながら、一般職の全ての職員に対し、人事評価の結果を給与等に反映できるように、今後とも職員組合と協議を続け理解を得てまいりたいというふうに思っております。

○9番立石幸徳議員 執行部の要求としては、令和2年12月分からということですけどね。昨年、私、ちょうど1年前の一般質問でもこの点を強く申し上げまして、昨年は鹿児島県職員は12月に大変な交渉をして給与改定を3月まで持ち越して、この件を決定をしているわけなんですね。そして、来年度からの会計年度任用職員にも人事評価は適用するというような方向性なんです。

若干の前進は見られますけれども、今後ともこの点についてはですね、しっかりとした交渉で市民に理解されるような交渉をしていただきたい。細かいことは、あと総務文教委員会でまたお尋ねをさせていただきます。

次に、議案第45号についてですね、質疑をいたします。

下水道事業会計が、特別会計から企業会計へ移行するための関係条例の整備ということになるんですが、私自身、この点については七、八年前から一般質問等を通じて提言をさせていただいております。

非常に、ある意味で感慨も深いものがあるわけなんですけれども、この企業会計へ移行することのメリット、これはもう詳しく申し上げることもありませんけれども、事業経営の明確化が図られる。1点申し上げても、特別会計で出納閉鎖、5月までやりますけれども、企業会計となりますと3月末決算ですのでね、事業経営も非常にスピードアップする。

そういうことで、本市は人口3万人未満の都市ですけれども、3万人以上の都市は来年度からのこの企業会計が義務づけられますけれども、本市が自主的にこの企業会計に取り組んだということは評価をいたしたいと思っております。

そこで、まずこの地方公営企業法の規定を全部適用するということにはなりますが、本市のこの下水道企業会計スタートに当たってですね、最初のバランスシート、どのような状況になると試

算をされているのか。資産、負債、資本、それぞれの見込みを教えてくださいと思います。

次に、条例の関係では、今までの下水道会計の規則の部分企業管理規程ということに変更するところが多数見られるんですが、このことの意義ですね。なぜ、規則を企業管理規程に変更しなければならないのか。

3点目は、新条例の第22条の2、ここにおきまして指定工事店の指定及び指定工事店の指定の更新に係る事務について、当該事務の申請者から1万円の手数料を徴収するという事なんです、これは旧現行の条例にはなかった条文でありますので、この手数料をもらう根拠ですね。

それから、新条例がスタートして対象になると思われるこの申請者の数、何件ぐらいなのか、どの程度を予定してるか。以上3点お尋ねをいたします。

○永江隆水道課参事 まず、お尋ねの開始時のバランスシートでございますが、現在、令和2年度当初予算編成の作業中であります。

今年度事業における資産仕分けが、まだ詳細に整理されていないため、あくまでも仮の試算でございますが、現段階で把握しているところで申しますと、資産64億5,900万円、負債63億1,100万円、資本1億4,800万円。

この負債の内訳といたしましては、これから返済をしなければならない企業債残高31億6,600万円、収益化が義務づけられている繰り延べ収益31億4,500万円、今の段階ではこのような試算になっております。

それから、規則に定めるという文言を企業管理規程に定めると変更している理由でございますが、現在、公共下水道事業は一般行政組織に属しており、かかわる業務につきましては、地方自治法第15条に基づいて、地方公共団体の長の権限に属する事務として規則で定めてございます。

地方公営企業法が適用されますと、地方公営企業法第10条により、公共下水道事業業務に関する事項につきましては企業管理規程で定めることとなります。

これは、地方公営企業が能率的、機動的経営を図るため、経営組織を一般行政組織から分離し、管理者に業務執行にかかわる独自の権限として、企業管理規程制定権を付与していることに基づくものでございます。

なお、基本的にはこれまでの公共下水道事業関係規則を廃止し、同内容の企業管理規程を新たに制定することで、現在準備をしているところでございます。

3点目に、排水設備指定工事店の指定及び更新に関して新たに手数料を徴収する理由でございますが、現在、下水道条例において排水設備等の工事設計及び施工は、市長の指定する者が行うものとして指定工事店制度を設けております。

その指定及び5年ごとの更新を枕崎市下水道排水設備指定工事店規則に規定しておりますが、水道事業が指定の手續に関し事務手数料として、日本水道協会が定めているガイドラインを参考に算出した1万円の事務手数料を徴収しており、公共下水道事業におきましても、これらと同様の手續が発生することから、手数料を徴収することとしたものでございます。

また、事業者が営利を目的とした申請手續であることや令和2年4月から地方公営企業を開始するとなると、収入確保にも努めていかなければならないこと等を考慮して、今回の改正をお願いするものでございます。

現在、指定工事店は54業者あり、令和2年度に16業者が更新する予定ということでもあります。

○9番立石幸徳議員 それから、会計の仕組みといいたしでしょうか、特別会計から企業会計へ移行するわけなんですけど、一番気がかりなのは現特別会計ですね、保有しているその債権あるいは債務、この取り扱いがどうなるのか。企業会計へ承継していくことですね、債権債務の取り扱い、これはどういうふうにご検討されているのか、最後にお尋ねをいたします。

○永江隆水道課参事 特別会計時代の債権債務につきましても、4月1日から公営企業会計に会計制度を移行するというところでございますので、そのまま引き継いで事業を継続していくという

こととなります。

○中原重信議長 ほかにありませんか。——これをもって質疑を終結いたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま上程中の予算関係議案については、議長を除く全議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ただいま上程中の案件のうち、予算関係議案を除く案件については、議事日程に記載のとおり、所管の委員会に付託いたします。

次に、日程第18号及び第19号を一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま上程されました議案第47号及び議案第48号の2件について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第47号教育委員会委員の任命について申し上げます。

教育委員会委員下窪節子氏は、令和元年12月25日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

次の議案第48号公平委員会委員の選任につきましては、公平委員会委員桑原房美氏は、令和元年12月25日をもって任期が満了となりますが、引き続き同氏を公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしく御審議くださるようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○中原重信議長 お諮りいたします。

ただいま上程中の案件については、会議規則第36条第3項の規定を適用し、委員会付託を省略し、本会議において審議してはと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑については、会議規則第53条のただし書を適用して、回数制限はしないことにいたします。

ただいま上程中の案件に対し、質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論の希望のある方の挙手を求めます。——討論なしと認めます。

これから採決いたします。

ただいま上程中の案件については、無記名投票で行います。

まず、日程第18号教育委員会委員の任命について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 傍聴する皆さんにお願いいたします。

私語は慎んでいただきますように、よろしくお願いしたいと思います。

ただいまの表決権を有する議員数は13人です。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、

順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。
投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、7番吉松幸夫議員、9番立石幸徳議員、10番下竹芳郎議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成12票、反対1票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第47号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第19号公平委員会委員の選任について投票を行います。

議場を閉鎖いたします。

[議場閉鎖]

○中原重信議長 ただいまの表決権を有する議員数は13人であります。

念のため申し上げます。

本件に同意することに賛成の方は投票用紙に賛成と、反対の方は反対と記載し、点呼に応じ、順次、投票願います。

投票用紙を配付いたします。

[書記投票用紙配付]

○中原重信議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。——配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

[書記投票箱点検]

○中原重信議長 異状なしと認めます。

点呼を行います。

点呼に応じ、順次、投票願います。

[書記点呼、投票]

○中原重信議長 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○中原重信議長 これから開票を行います。

会議規則第28条第2項の規定により、立会人に、11番永野慶一郎議員、12番東君子議員、13番清水和弘議員を指名いたします。

ただいま指名いたしました立会人の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○中原重信議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票。

これは先ほどの表決権を有する議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成10票、反対3票。

以上のとおり、賛成多数であります。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第20号について、市長に報告を求めます。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 報告事項について報告いたします。

報告事項第7号専決処分の報告につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した損害賠償の額の決定及び和解について、同条第2項の規定に基づき、これを報告するものです。

以上、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告については、御承知おき願います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時32分 散会

本 会 議 第 2 日

(令和元年12月9日)

令和元年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第2号）

令和元年12月9日 午前9時30分開議

日程 番号	件	名
1	一 般 質 問	豊 留 榮 子 議員（18ページ～24ページ）
		眞 茅 弘 美 議員（25ページ～32ページ）
		立 石 幸 徳 議員（32ページ～42ページ）
		清 水 和 弘 議員（42ページ～52ページ）
		下 竹 芳 郎 議員（52ページ～61ページ）

○ 本日付議された事件は議事日程（第2号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1 番 中 原 重 信 議員	2 番 眞 茅 弘 美 議員
3 番 上 迫 正 幸 議員	4 番 沖 園 強 議員
5 番 禰 占 通 男 議員	6 番 城 森 史 明 議員
7 番 吉 松 幸 夫 議員	8 番 吉 嶺 周 作 議員
9 番 立 石 幸 徳 議員	10 番 下 竹 芳 郎 議員
11 番 永 野 慶一郎 議員	12 番 東 君 子 議員
13 番 清 水 和 弘 議員	14 番 豊 留 榮 子 議員

1 本日の書記次のとおり

上 園 信 一 事務局長	松 田 章 子 書記
田 代 勝 義 書記	溝 口 達 也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前 田 祝 成 市長	小 泉 智 資 副市長
本 田 親 行 総務課長	東中川 徹 企画調整課長
鮫 島 寿 文 水産商工課長	川 崎 満 市民生活課長
佐 藤 祐 司 財政課長	福 永 賢 一 福祉課主幹兼社会係長
松 崎 信 二 建設課長	原 田 博 明 農政課長
田 中 義 文 健康課長	神 園 信 二 税務課長
堂 園 力 郎 地域包括ケア推進課長	松 田 誠 水道課長
永 江 隆 水道課参事	高 山 京 彦 市立病院事務長
下 山 健 一 農委事務局長兼農業振興係長	小 峯 恵美子 監査委員事務局長
水 流 敏 幸 監査委員	堂 原 耕 一 企画調整課参事
田 中 幸 喜 総務課参事	新屋敷 増 水産商工課参事
日 渡 輝 明 市民生活課参事	平 塚 孝 三 選管事務局長
日 高 広 子 会計管理者兼会計課長	丸 山 屋 敏 教育長
山 口 美津哉 教委総務課長	益 満 裕 美 学校教育課長
末 永 俊 英 生涯学習課長	中 嶋 章 浩 文化課長
豊 留 信 一 保健体育課長兼給食センター所長	松 田 勇 一 保健体育課参事兼国体推進係長
中 原 浩 二 消防長	松 田 正 知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田 一 豊 警防課長兼消防署長	藤 井 和 一 福祉課主幹兼障害福祉係長
山 口 太 総務課主幹兼行政係長	

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

これから一般質問を行います。

質問は、1番豊留榮子議員、2番眞茅弘美議員、3番立石幸徳議員、4番清水和弘議員、5番下竹芳郎議員、6番禰占通男議員、7番東君子議員、8番城森史明議員の順に行います。

まず、豊留榮子議員。

[豊留榮子議員 登壇]

○14番豊留榮子議員 今、世間を騒がせている安倍首相の桜を見る会は、首相主催の公的行事にもかかわらず、安倍首相の後援会員の人たちが多数招待されていたことから、税金を私物化する安倍首相に国民の抗議の声が響き渡っています。

国民には消費税10%、増税を押しつけながら安倍首相は税金を私物化している。国民の怒りはおさまりません。消費税が導入されて31年の間にわかったことは、国民から吸い上げて大企業や富裕層に貢ぐシステムが消費税だということが、31年間で明らかになったといえます。

もう一つは、消費税が日本経済に何をもたらしたのかということ、家計の消費支出を長期で見ると、1992年を頂点に昨年までの26年間で年額48万円も減少したといえます。そもそも、消費税を導入するときや増税を強行する際に、政府が口実にしたのは社会保障の拡充でした。

今回の消費税増税で、安倍政権は社会保障の拡充に加え、幼児教育の無償化など子育て支援も口実としました。しかし、増税直後から社会保障削減計画が次々と具体化されつつあります。

医療の分野では、外来受診時の定額負担を導入するとか、後期高齢者医療制度では、現在1割である75歳以上の医療費の窓口負担については2割に引き上げるなど、また介護保険に関しては、要介護1、2の人を保険から外すことが盛り込まれているようです。

そして、子育てにおいては、公費の使い道の精査をしていくことが不可欠であるとして、保育の公定価格の削減に向けた検討を促しているというではありませんか。

そこで、一つ目の質問に入りますが、幼児教育・保育の無償化が10月からスタートしました。しかし、国は早くも財源不足を言い出しているところですが、本市における幼稚園、保育園は無償化前と比べて何か変化はあったのでしょうか、まずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいまの御質問に対しまして答弁いたします。

質問者が言われたとおり、本年10月から幼児教育の無償化が実施されております。

制度の主な内容は、3歳から5歳までの全ての子供及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供に係る幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育の費用を無償化するというものでございます。

幼児教育無償化の財源については、同じく本年10月から実施された消費税率10%への引き上げに伴う増収分の一部を財源とし、国は令和元年度分として3,882億円を計上していたところですが、当初の見込みよりも保育所の利用割合が高かったこと、また自己負担割合の高い中・高所得者の利用が多かったことから、数百億円程度の財源不足が生じる見込みであるとのことでした。

なお、安倍政権の看板政策として打ち出された幼児教育無償化は、結果として高額所得世帯に、より多くの予算が投じられる形となるため、当初から金持ち優遇策で格差拡大につながるなど、さまざまな意見、批判があったことは承知しておりますが、本市におきましては、制度実施後、これまで保護者あるいは施設運営者等からの苦情等も特に寄せられておりません。特段の混乱等は生じていないと判断しているところでございます。

○14番豊留榮子議員 まだ、この無償化が始まって数カ月ですので、実感としては保育園にしても幼稚園にしても、まだこれからであろうかとは思いますがね。

次の質問ですけれども、この保育料が無償化されたんですけれども、給食費が自己負担となったということで、保護者の方はその無償化の実感が湧かないと言っているんですね。

この市の補助がなくなった分、その財源を活用して給食費の補助に充てることはできないんでしょうか、お尋ねします。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 本年3月議会において、幼児教育無償化に伴う本市の影響額についての答弁の中で、幼児教育無償化の実施に伴い、従来、市が実施してきた保育料基準額の独自軽減部分の負担がなくなること、また幼児教育無償化後の市の負担額については、本年度は子ども・子育て支援臨時交付金として、来年度以降は地方交付税の算定等において措置される見込みであることから、純粋な市の一般財源からの支出という意味合いで見れば、従来、市が実施してきた保育料基準額の独自軽減分の負担が軽減されるということもできると説明いたしましたので、質問者の言われる補助がなくなった分とはこのことだろうと思います。

この部分を給食費の負担軽減に充てる考えはないかとお尋ねですが、妊娠、出産から子育てまで切れ目のない支援を行い、若い世代が子育てしやすく住み続けたいと感じる環境を整えるためには、経済的支援ばかりでなく幅広い分野での取り組みが必要と考えており、現在進めている次期地方創生総合戦略や子ども・子育て支援事業計画の策定作業の中で、子育て世代の方々から寄せられている意見、要望も踏まえながら、総体的に検討していきたいと考えています。

○14番豊留榮子議員 とにかく、始まったばかりで具体的な声というのはまだ届きにくいかなと思うんですね。そういう制度のことも皆さんなかなか実感としてわかってる方はどのくらいなのか、私自身も聞いてて何かぴんとこないところも今あったんですけれども、そういう中でですね、今、高額所得者の話も出ましたけれども、高額所得の方と低所得の方ですね、これ全て一律に保育料が無料ということで、何か違和感を覚えるという保護者の方の声も伝わってくるんです。そういう点では、そういう声はまだ市のほうには届いていないということでしょうか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 10月から始まった制度でございますので、まだ今のところ市のほうに、特段の市民からの不満の声やそういった声は届いてない状態であります。

○14番豊留榮子議員 先月の11月なんですけれども、私たち総務文教委員会の行政視察で、子育てや教育に力を入れている大分県の豊後高田市を訪問しました。

そのときに、豊後高田市は、平成17年に1市2町と合併して人口は3月現在で2万2,687人、これが子育て支援に関しては平成30年度より「全国トップレベルの子育て支援」という標目を掲げてですね、幼稚園、小学校、中学校の給食費に高校生までの医療費、そして子育て支援拠点施設「花っこルーム」、市内4カ所に整備されているらしいんですが、これが全て無料です。

そして、平成31年度からは市内保育園の保育料と幼稚園の授業料が無料、さらに子育てを応援する誕生祝い金が第1子、第2子が10万円、第3子が50万円、第4子以降は100万円を支給するというんです。

そして、教育に関しても、なかなか奇抜な取り組みをしています。大分県内14年連続トップクラスの学力を維持しているというんです。その取り組みといいますと、全国モデルにもなる県内トップレベルの学力を支えているのが、何と無料の市営塾だというのです。平成14年に学校週5日制が導入されたころに「学びの21世紀塾」に取り組んだといいます。

それを紹介しますと、1つに土曜日の講座、これは読み聞かせをする、2つに水曜日の講座が体験学習、3つに夏季・冬季特別講座、これは3歳以上からなんだそうです。4つにステップアップ講座、5つに放課後寺子屋講座、6つにテレビ寺子屋講座、7つに寺子屋放課後児童クラブ講座など、また学習しやすい環境づくりとして全ての小中学校にタブレット端末整備、そして全ての子育て・教育施設に冷暖房が整っているということでした。財源としては交付税やふるさと納税を活用しているということです。

本市においても、若い人たちが安心して子育てできるような支援策が必要ではないかなという

ことで、これからも市のほうに期待したいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、小規模・家族農業についてお尋ねします。

本市において、小規模農業や家族農業を持続、発展させるためにどのような支援をされているのか、まずお聞きいたします。

○原田博明農政課長 現在まで、枕崎市の農業を支えてきた小規模農業者や家族農業者が、現在、高齢化等によって離農や耕作面積の削減を余儀なくされてきています。

また、小規模農業や家族農業では生活が安定しないため、農業経営を持続していくことや後継者に後を継がせることが困難になってきています。

このように、地域の農業・農地・農家が厳しい状況に直面していく中で、持続可能な地域農業を実現するため、地域での話し合いによって問題解決していく「人・農地プラン」の実質化に取り組んでいます。

人・農地プランの実質化とは、アンケート調査を実施し、調査内容をもとに話し合いを行い、地図による現況把握を行った上で、中心経営体への農地の集積化に関する将来方針、地域農業マスタープランを作成していくこととございます。

この人・農地プランによって、将来にわたって地域の農地を誰が担っていくのか、誰に農地を集積・集約化していくのかを地域のみならず決めていき、地域農業や農地を守って持続、発展していく取り組みとございます。

現在、別府地区の3地区、俵積田北・南地区、西白沢地区においてアンケート調査を実施しており、作業に取り組んでいるところでございます。また、多面的機能支払交付金を活用した地域ぐるみでの共同活動についても、8地区の組織で取り組んでおり、国、県、市において活動の支援を行っております。

そのほかにも、小規模農家、兼業農家、高齢農家といったさまざまな主体が、集落農業の組織化、法人化に取り組み、複合経営や多角的経営を目指して持続、発展させていくことも、地域の話し合いの中で推進していきたいと考えています。

○14番豊留榮子議員 今、課長が言われたように、実際、本当に後継者がいないんですよね。後を継いでやってきた方たちも、もうそれが年をとってきて自分の次には誰もいないんだって、どうしたらいいんだってというような声を聞きます。

そのアンケート調査をされてるといふことなんですけれども、そのアンケート調査の集約はいつごろ完成するのでしょうか。

○原田博明農政課長 アンケート調査の返送締め切り日を12月20日、来週の金曜日というふうな形でアンケートを出しております。年内または1月上旬ぐらいに取りまとめて、できれば1月、2月ぐらいには地域で話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○14番豊留榮子議員 その集約ができるまではあれなんですけれども、その小農家、小さな家族経営の方たちを援助するような方向性とか、そういう施策を持っているのでしょうか、市は。

○原田博明農政課長 国県の補助事業等につきましては、3戸以上の経営体が共同利用するとか、法人を設立するというような要件があり、また補助をする農家につきましては、認定農業者であることが要件になっております。

小規模・家族農業者に対する補助事業ちゅうのはなかなかですね、ないところとございますが、国県の方針としては、このような認定農業者の中心経営体に農地を集約してもうかる農業、競争力のある農業ということで進めております。

こういった中でですね、先ほど議員がおっしゃる小規模・家族農業者の支援ということになりますと、やはり集落農業とか、そういった方々と一緒になって法人化したりするというような方法で規模拡大するとかですね、コストを削減していく、または高付加価値な農作物に取り組んで、やはり経済的にも安定していかないと続けていくということは難しいことだと考えております。

支援といたしましては、そういった先ほど言ったような活動の中で、市としても支援していきたいというふうには考えているところです。

○14番豊留榮子議員 そうですね、そう言われると本当に一つの家族だけではもう維持できないような状況になってきているというのがよくわかるんですけれども、ぜひ別府地区などは畑かんで、何ていうんですか、大地を大きな畑につくりかえてるわけですね。あれを本当に無駄にすることはできないと思いますし、それを集落がまとまってそれが法人化になっていくというのもあり得るのかなとは思いますが。とにかく農業をしたいという人が、小さな農家でも続けていけるようなそういう政策をつくってほしいと思うところです。

それと、次に昨年からです、鹿児島県内で大きな被害が出ているというサツマイモの基腐病ですが、その対策に国が助成するということですが、本市の被害状況や支援策などはどのようなになっているのかお聞きします。

○原田博明農政課長 サツマイモの基腐病、現在、まだ仮称という形になっておりますが、基腐病ということで答弁させていただきます。

この基腐病につきましては、平成30年12月に発生が確認された病気であります。大隅地区の鹿屋市、南薩地区の南九州市、枕崎市で発生が確認されたところです。このため、平成30年産の被害状況と本年産で現在把握できている中での状況を説明いたしたいと思っております。

平成30年産につきましては、枕崎市全体で約5ヘクタールの被害発生圃場があり、その中で被害は約10%の割合で約0.5ヘクタールの被害であると把握しているところでございます。

本年産につきましては、現在9割以上の圃場での収穫が終わっていますが、実数についてはまだ把握ができてないところでございます。

現在、JA南さつま枕崎支所や工業甘しょ部会、さつまいも生産部会、酒造会社、仲買人等で組織する枕崎市甘しょ対策協議会を開催し、実態の把握に努めているところでございます。枕崎市甘しょ対策協議会で状況を確認している中では、萎凋、枯死などによる地上部の被害率でございします。

これは、目視で確認した状況でございしますが、サツマイモの作付面積が現在554ヘクタールあります。このうち、被害のない圃場につきましては約40%の約220ヘクタール、1%から20%の被害のある圃場は約50%の約280ヘクタール、21%から40%の被害がある圃場は約10%の約54ヘクタールでございします。41%以上の被害のある圃場につきましては、確認がされておられません。

また、本年産は春先の突風による植え直し、日照不足、6月から7月までの長雨などの天候不順によりまして総体的に不作であり、病害虫被害と合わせて1割から2割の減収になるんじゃないかというふうに情報もあるところでございします。

現在、国が示している支援策といたしましては、国の平成30年度補正の甘味資源作物・砂糖製造業緊急支援事業の未執行額1億8,500万円の活用で、カンショ茎・根腐敗症への緊急対策を打ち出しております。この根腐敗症というのが、今言ってる基腐病という形になります。

内容は、宮崎県、鹿児島県の令和元年産のカンショ生産において、カンショのつる枯れ、芋が腐る病状、基腐病のことです、が発生したため、被害を受けた生産者の方が、令和2年産のカンショ作付に備えることができるように取り組みされた緊急的な対応についての支援ということになっております。

事業の概要といたしましては、事業対象作物は、宮崎県、鹿児島県で作付されるカンショ。採択要件として成果目標の基準を満たすこと。この基準というのは、病害虫汚染圃場の10アール当たりの収量を10%増加させるということが基準でございします。成果目標の達成に結びつく取り組みであること。事業実施計画書に記載の内容が公募要領に合っているかなどでございします。

補助率につきましては、2分の1以内のものメニューによりましては定額のものでございします。

公募期間につきましては、令和元年11月22日から12月6日、先週の金曜日までというふうになっております。

事業メニューにつきましては、被害が著しい圃場への支援として、土壌消毒への支援、堆肥散布への支援、マルチ導入への支援、ウイルスフリー苗及び健全種芋の調達支援となっております。

地域全体への支援といたしましては、圃場残渣の処理費への支援、種芋の他地域からの輸送経費への支援、苗・苗床消毒用殺菌剤等への支援、罹病判定のための簡易検査費用への支援、それから農業機械リースへの支援といたしまして、天地返し及び均平化の作業機械導入への支援となっております。

事業実施主体は、生産者組織、農業協同組合、カンショでん粉製造事業者、協議会などとなっております。また、農業機械リースの場合は、農業協同組合、公社、土地改良区、農事組合法人などとなっております。

補助金の申請は、事業実施主体が直接、九州農政局に申請することとなっております、補助金の交付も九州農政局が直接、事業実施主体に交付することとなっております。

○14番豊留榮子議員 それでは、その被害状況がまだはっきりあれなんですけども、その手続はもう済んでるわけですね、12月6日です。その把握は、本市において申請者がいたのかどうかというのはつかんでらっしゃいますか。

○原田博明農政課長 支援事業につきまして、先ほど説明いたしましたが、各生産団体においては、先ほど言いました11月22日から12月6日までという公募期間が期間的にもなかなか取りまとめるのが難しく、支援内容についてもなかなか該当する事業が少ないというような意見もあります。そういったことで、事業申請に苦慮してるというのが現状でございます。

12月6日までに公募する1次募集については、甘しょ対策協議会でも話が出ましたが、取り組む団体が今少ないと見ております。12月2日にJA南さつま枕崎支所のほうで生産者の方々に事業の説明等を行ったところですけども、なかなか申請するというような動きは見られなかったということで、先ほど申しました12月6日が公募期間の締め切りになっておりました。

その中で、JA南さつま枕崎支所のほうに確認しましたが、JAのほうに1次募集をしたというのはなかったということでございます。ただ、生産組合をつくってる1組合の方が先週金曜日に市のほうに相談に来ましたので、市のほうで申請手続のお手伝いというか、指導をしまして1組合は申請をしたところでございます。

○14番豊留榮子議員 本当、生活のかかったことですので、私も1人の方の話を聞いたんですけども、その前年度そういう被害が出たんで、これは土が悪いんだろうということで土を入れかえたっていうんですね、全ての畑を。もう何十万ってかかったっていうことなんです。それでもことしもそうした被害に遭ってしまったということなんです。

また、そういうこともありますし、その申請書っていうのが1枚の紙切れじゃないんですよ、これね。多分、こんなに何枚もある申請書だと思うんです。ぱっと見たら、いやこんなの面倒だわという方もいらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、実際、生活のかかった農家の方たちの支援というのは、先ほどはお手伝いされて1人の方が申請され手続されたということなんです、ぜひ細かく農家の方の意見を聞きながら、JAだけに任さずに市としても取り組んでほしいと思いますね。どうかひとつよろしく願いいたします。

○原田博明農政課長 1次募集につきましては、12月6日が締め切りでございました。2次募集が2月にあると伺っていますので、その2次募集に向けてですね、再度、被害状況の把握をしまして、JAのほうとか生産者団体、また甘しょ対策協議会の中で対策を講じていきたいというふうに考えています。

○14番豊留榮子議員 ひとつよろしく願いしときます。次に、環境整備について。

市内の各地域でヤンバルトサカヤスデが発生してもう手に負えない状況にあります。もうかれ

これ10年を超えるのではないかと思うんですけども、なかなか絶滅しません。このヤスデ駆除のための補助制度の拡充をすべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデについては、本市では平成15年に発生が確認され、県内においては、現在25市町村で発生が確認されています。

ことしは、8月ごろから別府上手地区である松崎、下山、駒水で駆除相談が多く寄せられるようになり、11月に入るところから別府上手地区に加え、板敷、俵積田、桜山地区の宇都、小園、金山地区である金山、田布川で多くの相談が寄せられている状況です。

11月18日に開催された鹿児島県ヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会において、発生状況及び対策、調査報告も行われるなど蔓延防止と駆除対策等が各市町村で図られているところです。

本市での取り組みとしては、生活環境保全事業により道路等の公共的部分に蔓延防止及び駆除のための薬剤散布を実施しており、駆除相談が寄せられたり、薬剤を購入された方々の地域を職員で確認し、委託している業者へ対応についての指示を行っております。

委託業者の作業員につきましても、定期的に巡視を行いながらヤスデの発生状況を確認し、薬剤の散布を行っているところです。

民有地については、原則として個人で薬剤散布をお願いしており、その薬剤の購入費について補助を行っているところです。

御質問のヤンバルトサカヤスデ駆除のための補助制度の拡充については、発生地域にお住まいの方々の負担を軽減するため、今後、庁内において検討し、対応してまいりたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 具体的に、どのような検討をされるという具体策がありますか。

○日渡輝明市民生活課参事 薬剤の負担補助につきまして、今の補助割合を拡充する形で検討していきたいというふうに考えております。

○14番豊留榮子議員 本当に、この薬剤を買うだけでも月1万を超える方が何人かいらっしゃるんですね。だから、そういうところと、私のところは今回はあんまり出てなくて2袋買いましたかね、そのくらいで済んでいるんですけども。

本当に、昼間はいないんですけど、夜になるとぞろぞろぞろぞろ散歩してるんですね。今までは二、三センチで、ことしは何かちっちゃいなと思っていたら、最近急に大きくなって五、六センチになってぞろぞろ散歩しております。

これを見たら皆さんね、ぞっとすると思うんです。それが家の中に入ってくるんですね。皆さん、夜だとか朝早く家の周りを見回ってる人がいるんですね。だから、もうこの薬剤だけでも本当に半額ぐらいにしてほしいと思うぐらいなんです。

そういうことで、ひとつお願いしておきますけれども、またこのヤスデは山に近いところに多く発生するので、この山から少し離れたところに住んでいらっしゃる方なんかは、何だか申しわけないような気がすると言われる方もいらっしゃるんです。これは、何か市民が協力できることで何かあるのでしょうか。

○日渡輝明市民生活課参事 ヤンバルトサカヤスデは、外来生物のため天敵もいないことから勢いよく繁殖していきます。根絶は難しいものの餌となる落ち葉などが発生源となり、日当たりの悪い場所を好むことから、地域ぐるみで雑草の伐採を徹底するなど、日当たりをよくするなど生息しにくい環境をつくる必要があります。

また、ヤスデは表面がつるつるしたところは進めないため、家屋への侵入防止対策として、紙製のガムテープや建築用の養生テープなどを家の周りに張ることも効果的であると言われております。

今後とも、市民に対してヤスデの生息しにくい環境づくりの周知に努め、被害の軽減が図れるよう取り組んでまいります。

○14番豊留榮子議員 今、思い出したんですけれども、そうですね、家の周りに張ってある方がいらっしゃるんです。それをステンレスでされた方など50万かかったとか、何十万かかったとかって言うんですね。そういう被害を受けてない人たちに比べたら、大変だなと思ってしまいますけれども、そういう、今、安いものでも何かいろいろできるという話も聞きますが、外回りじゃなくて家の周りだけをするということで、何かそういう点での補助というのも考えられますか。

○日渡輝明市民生活課参事 今、御質問のそういった住宅周囲のステンレスのヤスデ返しであったりとか、そういう費用についての補助については、現在のところ考えていないところでございます。

○14番豊留榮子議員 ぜひ、それも含めて検討していただきたいと思うところです。よろしくお願いしておきます。

次に、市道における枝木の伐採なんですけれども、これはどのような基準で伐採されていくのか。交通量の少ないところは放置されたままで、枝木が伸びて通行の妨げになるようなところもあるんですね。これは、定期的な手入れができないものでしょうか、お尋ねいたします。

○松崎信二建設課長 市道における枝木の伐採につきましては、市道敷ののり面に生えている立ち木等の場合におきましては、道路管理者である市が通行に支障があると判断した場合、幹線的な道路を優先して、通常は道路作業員により可能な範囲で伐採を行っております。

しかしながら、市道にはみ出ている枝木は隣接する民地に生えている立ち木が多く、この場合におきましては、民法上、立ち木の所有者に処理していただくことになっております。

立ち木には、土地所有者に所有権があるため、倒木など緊急時を除き、基本的には道路管理者が勝手に伐採することはできないことから、所有者に伐採をお願いしておりますが、地元に関係者がおられないなど、何らかの理由で所有者が処理できないときは、道路管理者のほうでやむを得ず伐採を行っている状況であります。

こうした中で、御指摘の交通量の少ない市道では、特に民有地に生えている立ち木が多く、所有者の管理がなされていないため、放置されたままであると思われれます。

また、定期的な手入れにつきましては、市道敷ののり面部の立ち木は、道路管理者のほうで交通に支障のないよう維持管理に努めてまいりたいと考えておりますが、民有地の立ち木につきましては、まず所有者による適正な管理と地元公民館の美化活動等による維持管理の御協力をお願いしてまいりたいと考えております。

○14番豊留榮子議員 あちらこちらで見かけるんですね、こういう状況のあるところを。あるところでは、隣に住宅があって——1軒あります住宅が。その方は、この時期になると枯葉がぱらぱらぱらぱらもう自分のほうに落ちてくるというんで、一生懸命道路から掃除をしてコンテナ4つぐらい積んでありましたよね、この間は。そういうことをしてるんだけれども、だんだんみんな年をとってくるとそれもしんどくなってきたっていう声も聞こえるんですね。そういう方もたくさんいらっしゃると思うので、市のほうでも、ぜひこれ配慮して取り組んでほしいと思うところです。

また、例えばこの空き家などもそんな風景を見かけるんですけれども、この場合はどうしてるんでしょうか。

○本田親行総務課長 空き家等がふえておりまして、空き家の立ち木等についても問題になっておりますけれども、所管としましては市民生活課の環境のほうで、所有者に対しまして伐採とか、そういうお願いをしているところでございます。

○14番豊留榮子議員 これで質問を終わります。

いろいろ質問しましたけどよろしく願いして、これで終わります。ありがとうございました。

○中原重信議長 以上で、豊留榮子議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時23分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、眞茅弘美議員。

[眞茅弘美議員 登壇]

○2番眞茅弘美議員 議席をいただきまして、2度目の一般質問の機会をいただきましてありがとうございます。

ここ数年、全国的に子供虐待の話をよく耳にします。沖縄から千葉県に引っ越し後も妻へのDV、そして実の娘への虐待が続き、亡くなった小学4年生の女の子、それから東京都目黒区で朝4時に起こされて勉強を強いられ、「おねがい、ゆるして、おねがいます」と懇願するノートを書き残して亡くなった5歳児の女の子など、痛ましい虐待が繰り返されています。

また、出水市でも母親の交際相手に母親の娘が暴行され、全裸で外に放置され、ネグレクトの疑いもあり、最後は水死で発見された4歳の女の子の事件は、身近なことで驚いた記憶でございます。

そこで、県内で比較して本市の現状を教えてください。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 本年1月に発生した千葉県野田市の小学4年生少女の虐待死亡事件には、非常に大きなショックを受けたことを鮮明に記憶しております。今なお、全国各地で児童虐待事件発生の報道が絶えないことは、私としても極めて深刻かつ憂慮すべき状況にあると受けとめております。児童虐待は絶対にあってはならないことです。

私は、市制施行70周年事業のメインテーマを生命（いのち）として、9月1日の市制施行記念日には記念講演「玉城ちはるトーク&コンサート～命の参観日～」を実施するなど、人の命の大切さを全市民で共有できるようさまざまな事業を通じて訴えてまいりました。

本市におきましては、福祉課、教育委員会を中心に、そのようなリスクのある家庭がないか、これまで以上にしっかりと目を配り対応してまいりたいというふうに考えております。

なお、本市の状況につきましては、本日は担当の係長が答弁いたします。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 厚生労働省の資料によりますと、全国210カ所の児童相談所における平成29年度の児童虐待相談の対応件数は13万3,778件で、このうち鹿児島県内の3つの児童相談所で対応した件数は818件となっています。

また、全国の市町村福祉事務所における平成29年度の児童虐待相談の対応件数は10万6,615件となっています。

なお、本市福祉事務所においては、平成29年度に9件の児童虐待相談を取り扱っていますが、その対応としては、児童虐待防止に向け継続して指導を実施したものが1件、母子生活支援施設その他の関係機関にあっせんしたものが3件、市を初め関係機関、関係者で見守りを継続したものが5件となっています。

また、平成30年度は4件の児童虐待相談を取り扱っており、住民基本台帳等の支援措置をしたものが2件、訪問指導をしたものが1件、関係機関による見守りを継続したものが1件となっています。

○2番眞茅弘美議員 現在、本市での相談件数は9件ということですね。この9件を少ないと受け取るか、9件もあるのかと受け取るのか、ここが大変重要になってくると思います。たとえ1人の子供でも深刻だと認識することが重要だと思います。

それでは、ここで虐待の定義についてお伺いします。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 児童虐待の防止等に関する法律で、児童虐待とは保護者等が

児童に対し、1つ目として、身体に外傷が生じ、またはそのおそれがある暴行を加えること、つまり身体的虐待。2つ目として、わいせつな行為をし、またはわいせつな行為をさせること、つまり性的虐待。3つ目として、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置など保護者としての監護を怠ること、つまりネグレクト。4つ目として、児童に対する暴言、拒絶的な対応、配偶者への暴力等による児童に著しい心理的外傷を与える言動をすること、つまり心理的虐待の4つが定められています。

また、しつけとは、保護者等が子供に対し、社会生活、集団生活等の規範、規律等に合った立ち振る舞いができるように訓練すること、つまりやっつけと悪いことの区別ができるようにすることであり、民法第820条及び第822条に基づく保護者の権利及び義務とされているところですが、しつけの手法としては口頭で教諭することのほか、体や行動をもって覚えさせるといったこともなされてきたところであり、どこまでがしつけでどこからが虐待であるかの区分は非常に難しいものがあります。

なお、本年6月の法改正により、児童のしつけに際し体罰を加えることを禁止する規定が来年4月から施行されることになっており、厚生労働省は今般、体罰とは子供の身体に苦痛や不快感を引き起こす行為、罰であるという定義を初めて示したところですが、さらに改正法施行後2年をめどとして、民法に規定する懲戒権のあり方についても検討を行い、必要な措置を講じることとされています。

○2番眞茅弘美議員 今、説明がございました虐待の定義の内容は、聞いているだけで恐ろしいと思うような内容です。こういうことを受ける子供を1人たりともつくってはならないと思います。

子供の権利条約もございしますが、児童憲章の12項目の中の10番目に「すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる」とございします。この12項目は、全て「すべての児童は、」で始まっています。ここに深い意味合いがあると存じます。

どのような理由があっても、子供をたたいたり、どなったりしてはいけないという考え方は知られるようになってきました。それでも、しつけのためにやったという言葉はまだまだ耳にします。虐待としつけの違いについて言えることとしては、子供も親も1人の人間だということです。子供のために思って叱っていたはずが、子供を傷つけることになっていたらお互いのためになりません。

しつけと称した虐待事件が相次いだことを受け、厚生労働省は今年3日、体罰の定義を含む指針素案を検討会に示し、児童虐待防止法などが改正され、親権者や里親らに体罰禁止が盛り込まれました。それでは虐待を受けているであろう子供たちは、なかなか声を上げられないと思います。そういう子供たちにどのようにして気づいてあげるかは、やはり過ごす時間の長い保育園や幼稚園、小中学校となります。

そこで、保育園や幼稚園、また小中学校で虐待を受けているのではないかとと思われる子供に気づくように努力や対処をされていますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 厚生労働省の資料によりますと、児童虐待に関し児童本人からの通告・相談件数はわずか1%にとどまり、警察等、近隣知人、家族、学校等からの通告・相談件数が多くなっているようです。

したがって、児童虐待の未然防止あるいは児童虐待の早期発見、早期対応のためには、児童のどんなささいな変化でもいち早く気づき、必要な情報を共有しながら関係機関、団体等が連携して対応していくことが重要となります。

今後とも庁内の関係課はもちろん、庁外の関係者や関係機関、団体等との連携をさらに密にしながら、児童虐待の未然防止、早期対応に努めていきたいと考えています。

○益満裕美学校教育課長 子供の虐待防止は、早期発見、早期対応が大切と考えます。学校では、

子供の虐待を発見する手だてとして、学級担任が毎朝、健康観察をしています。健康観察を通して、担任は子供一人一人の様子や表情を確認しながら、小さな変化を見逃さないようにしています。

また、授業中の子供の様子もつぶさに観察をし、教職員で情報を共有しています。さらに、定期的にアンケートや教育相談等を実施して、子供の実態把握に努めております。

虐待を受けた子供を発見した場合は、学校の教職員が速やかに関係機関に報告することとなっております。

○2番眞茅弘美議員 全ての施設や学校でさまざまな努力や対処をされているということはわかりました。子供たちの少しのサインも見逃さないように注意していただきたいと思います。

しかし、どうしても見逃して気づかないこともあると思います。虐待は、親は隠したが、子供は声を上げづらい。また、子供自身も隠してしまう場合もございます。

かかわりがある方はもちろんですが、第三者の方にも、虐待かもと気づかれたら、勇気を持って知らせていただきたいと思います。

それから、乳児の対応ですけど、1カ月健診から疾病異常の早期発見や健康な発達のために、月日を追って何度か実施されると思います。もし、この健診を受けていない場合は、何らかの対応をされていますか。

○田中義文健康課長 ただいま御質問がありました乳児健診等を受けていない子供たちへの対応につきましては、乳児家庭全戸訪問事業であったり、保健師のほうで乳幼児等を訪問する際、確認をするように取り組んでいるところでございます。

○2番眞茅弘美議員 承知いたしました。これからもよろしく願いいたします。

それから、虐待してしまう親を救う手だてはないかということですが、虐待をしてしまう、またはしている親はどのような原因があるのでしょうか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 保護者等が児童虐待をする要因としては、育児に関するストレス、アルコール依存等を初めとする疾病、経済的な困窮などさまざまなものがあり、その要因が解消あるいは軽減されない限り、児童虐待が繰り返して発生する危険性が依然として残ることになります。

そのため、児童の保育や一時預かりなどの利用、医療機関への受診や治療、生活保護制度の活用など、そのケースに応じたアドバイスを行い、児童虐待の再発防止につながるよう努めているところです。

○2番眞茅弘美議員 もし、虐待と思われる事案が発生した場合は、子供を保護し親を離しました。それでは何の解決にもなりません。一時的でなく、永続的に救う方法はないか、その家庭は何が原因なのかよく話し合い、改善を手助けするような支援センターなどはございませんか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 市のほうではですね、見守りが必要である児童であるとか、そういった支援が必要である児童につきましては、要保護児童対策地域協議会というのを設けておりまして、児童相談所や保健所、関係機関、そのケースに応じるんですけども、そういった方々と定期的に対応を協議する個別会議等を開催して、そういう対応を図っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 わかりました。特にですね、母子・父子家庭の方々は、昼間は仕事をして、その合間で子供の食事や身の回りの世話など大変苦労していると思います。ほかにもさまざまな家庭があると思いますが、子供のさまざまな相談に乗りやすい支援センターや気軽に足を運べる相談窓口があるといいと思います。

こここのところ、毎日のように人口減少、少子化問題、そして子供は国の宝とよく耳にします。一方で、ニュースや新聞等では子供が犠牲になる事案が大変多く発生しております。フリーダイヤルの189（いちはやく）と同じく、本市もいち早くこの未来を担う子供たちがたとえ1人たり

とも怖い思いをしないように、本市を挙げて子供を守ろうという機運を高めてほしいです。

次の質問に移ります。

10月31日より5回にわたり、市長と語る会が行われました。その中で、市長は5つの目標の1つに女性の活躍推進を話しておられました。

また、11月19日、本市で鹿児島県下商工会議所女性会合同研修会が開催され、私も会員の1人として参加しました。11の商工会議所の女性経営者の皆様が、来賓の方々も含め180名ほど集まりました。これには市長にも懇親会から参加していただきました。そして、市長の挨拶の中で、力強く女性活躍推進の話をされ、本市の参加者の皆様も大変喜んでおられました。

そこで、市長に具体的な内容をお尋ねしたいと思います。

○前田祝成市長 今、質問がございました語る会の中で、人口減少社会の中での地域の生産量であるとか、所得額、そして消費量などの経済力を維持、拡大していくための方策の一つとして、女性の活躍できる環境づくりを上げさせていただいております。その後、商工会議所の会合でもその話をさせていただきました。女性の働く場所の確保、職場内での活躍できる環境づくり、これを私としても進めていきたい、そのように考えているところでございます。

SDGs、こちらのほうの目標の一つにも「ジェンダー平等」、しっかりうたわれておりますし、女性の活躍できる環境をつくることは社会の要求でもあります。まずは、来年度、男女共同参画推進条例の制定に向けて動きたいと思っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 ここで、枕崎のために大変尽力した女たちの話をちょっとしたいと思いません。

昭和43年に枕崎漁業労働組合、略して漁労組のストライキがありました。枕崎発展に多大な働きをした女たちの家族協議会、ストライキを御存じでしょうか。

本市は、カツオが基幹産業で、仕事上男だけが脚光を浴びているようですが、実は女たちの根性と努力のたまもので現在があると思います。このころ、二、三カ月帰ってこないトンボ漁の漁民の生活が3歩金、いわゆる3割金と配当金、生活奨励金と非常に不安定であった中、夫の帰りを待ち家庭のやりくりで苦勞していたようです。

そんな中、女たちが一つにまとまり家族協議会をつくり、1月4日に漁民に加わり、かつぼう着・エプロン姿の女性、幼児の手を引く母親、腰の曲がった老人の女性など4,200人が集まったと聞いております。

12日間のデモは勝利し、その月の1月25日の給料日には給料制となり、毎月決まった収入が入ってくるようになったそうです。

このカツオ漁、船員ストライキと給料制は漁民の生活を安定させただけでなく、市民の団結と活気と潤いを持たせ現在まで続いていると思います。

女性がやる気を起こせば一つにまとまり、女性パワーで活気が出てくると確信しております。

それでは、ここで本市は、平成14年3月に枕崎市男女共同参画プランを策定し、さまざまな努力をしてきたと存じます。どのような活動をされてきたかお聞かせください。

[傍聴席で発言する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

○堂原耕一企画調整課参事 本市においては、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき総合的施策の基本方針として、平成14年に枕崎市男女共同参画プラン、平成24年3月には第2次枕崎市男女共同参画プランを策定いたしました。平成14年に策定いたしました枕崎市男女共同参画プランは議員のおっしゃるとおり、17年が経過しているところでございます。

第2次枕崎市男女共同参画プランでは、3つの基本目標、1つ目が男女共同参画社会についての理解の浸透、2つ目が男女の人権の尊重を基盤に多様な生き方を支える環境づくり、3つ目が男女共同参画の視点に立った地域づくりにかかわる推進体制の整備を掲げ、11の重点的に取り

組む事項を定め、男女共同参画社会の推進に取り組んでおります。

お尋ねの具体的な取り組みにつきましては、男女共同参画社会についての多様な学習機会の提供として、職員を対象といたしまして、男女共同参画研修会の開催、市民を対象といたしました男女共同参画フォーラムや人権問題啓発研修会のほか、各種講座等を開催するなど、周知、啓発に努め、あらゆる分野で性別にかかわらず、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現に取り組んでおります。

また、政策・方針決定過程への男女共同参画の推進におきましては、審議会、協議会における女性委員の比率を30%以上とするという目標も掲げておりますが、計画の策定時は14.1%で、平成31年3月末では20.5%と、以前と比べ女性の参画意識の向上はうかがえるものの、目標数値30%にはまだ及ばない状況であります。

性別にかかわらず、一人一人の人権が尊重される男女共同参画社会の実現を目指し、今後も引き続き周知、啓発に努めてまいります。

○2番眞茅弘美議員 平成31年4月1日現在で、女性管理職は市立病院を含め4名、そして女性係長は9名と聞いております。

これまで、女性は比較的、庶務事務や窓口部門への配置が目立ったと思います。指導的立場を担う女性職員の育成につながるように、教育、研修などを通じて多様なキャリア形成、また環境を整備し、さまざまな分野における事案に女性のきめ細やかで女性ならではの経験を反映していくことが極めて重要であり、女性職員の登用は不可欠だと考えます。

また、1985年に公布されました女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約の中の第4条の中に男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとること、このことをつけ足しまして、先ほど市長のほうからも答弁ございましたけども、再度確認いたします。男女共同参画条例を制定する予定はございませんか。

○堂原耕一企画調整課参事 第2次枕崎市男女共同参画プランは、平成24年度から令和3年度までの10年間を計画期間として策定しており、今後、第3次枕崎市男女共同参画プランの策定に向けて市民意識調査等を行い、さまざまな研究を進めていく予定です。

お尋ねの男女共同参画推進条例につきましては、現時点で県内9市4町が制定しているなど、男女共同参画社会の実現を目指すための基本的な指標となるものでありますので、先ほど市長からもありましたが、来年度の制定に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○2番眞茅弘美議員 承知いたしました。ぜひ、そのようによろしく願います。

来年度の制定ということで、作成ということで、まだこれからだと思いますが、条例作成の際には、メンバー等にはぜひ一般のさまざまな経験者や幅広い年齢層の方を加えていただきたいと思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

先日12月4日の南日本新聞の一面に「荒茶、平成以降最低828円」という記事が掲載されました。本市の基幹作物でもございます茶の価格低迷がここ数年続く中、本年度はリーフ茶はもちろん、ペットボトル飲料などに使われる2番茶以降の価格低下が大きく、農家には追い打ちとなったようです。それでは、本市の現状を過去3年分教えてください。

○原田博明農政課長 本市のお茶の生産現状につきまして、平成29年度からの3年間の推移で説明いたします。

平成29年度末で、栽培面積につきましては591ヘクタール、生葉生産量につきましては8,901トン、荒茶生産額は22億0,604万7,000円、荒茶生産額から栽培面積を割りますと、反収10アール当たり37万3,000円、農家戸数140戸となっております。

平成30年度末で、栽培面積につきましては590ヘクタール、対前年度比で99.8%、生葉生産量9,690トン、対前年度比で108.9%、荒茶生産額19億4,694万5,000円、対前年度比88.3%、荒茶

生産額から栽培面積を割りますと、反収10アール当たり33万円、対前年度比88.5%、農家戸数136戸、対前年度比97.1%となっています。

令和元年度につきましては、秋冬番の最終的な数値がまだ出てませんので、現在の見込みで説明をさせていただきます。栽培面積は589ヘクタール、対前年度比99.8%、生葉生産量9,493トン、対前年度比98%、荒茶生産額19億3,429万5,000円、対前年度比99.4%、荒茶生産額から栽培面積を割りますと、反収10アール当たり32万8,000円、対前年度比99.4%、農家戸数128戸、対前年度比94.1%となっております。

栽培面積につきましては、若干の減少はありますが、ほぼ横ばいとなっております。生葉生産量は天候等の関係で年によって増減があるところがございます。荒茶生産額と反収についても年によって若干の変動が見られておりますが、以前と比べますとかなり下がってきているのがわかります。

農家戸数につきましては、確実に減ってきているのが現状でございます。高齢化による離農、また他作物への転換が原因と見ております。しかしながら、茶の栽培面積が横ばいであることを考えれば、中心経営体に集積されていることがわかると思います。

○2番眞茅弘美議員 前年度比までありがとうございます。本市のお茶は、温暖な気候を生かし、走り新茶の産地です。明治30年ごろより栽培が開始され、今では広大なお茶団地として約600ヘクタールの栽培面積となっております。

お茶農家は、日々品質のいい緑茶づくりに励んでおり、1番茶の摘採前には寒い中、霜よけの防霜ファン管理をし、また全ての茶園に被覆作業をします。雨の日は被覆する黒い網状のバロンがとても重くなり、特に女性や高齢者にとっては体がむしばまれる思いだと察します。ここ数年、価格は低迷し、資材や燃料の高騰、さらには高齢化も進んでいるようです。

それから、緑茶の消費低迷も課題です。緑茶の消費を進めるための方策としまして、以前、別府小学校で取り組んでいましたが、朝、マイボトルにお茶を入れて登校し、休み時間にお茶うがいをする取り組みです。朝、必ず急須でお茶を入れ、飲むことはもちろん、子供たちにもお茶のよさをわかってもらえるチャンスだと思います。お茶のカテキンが風邪やインフルエンザの感染予防になりますので、冬場にはもってこいだと思います。

それから、10月末から産業厚生委員会で政務調査に行ってまいりました。初日の視察先でございます愛知県東海市では、いきいき元気推進事業の取り組みをしております。その中で、トマトde健康プロジェクトという東海市とカゴメ株式会社が連携し、トマトを通して市民一人一人の健康づくり及び地域の活性化に資するプロジェクト事業です。

私が特に注目したのが、トマトで健康づくり条例をつくっており、市内のさまざまな催しのと きなどにトマトジュースで乾杯するという取り組みでした。また、蛇口から出るトマトジュースを市が提供し、常設、移動で年間1,010杯提供しているそうです。本市も緑茶の宣伝や消費が進むように、さまざまな検討をしていただきたいと思います。

ここで、また現状の話に戻りますが、ここ数年、荒茶の価格がよかったという年がなく、経営が危ぶまれているという深刻な問題がございます。

ここでお聞きします。優良品種への改植や機械の買い換え、運転資金などの助成制度はどのようなものがございますか。

○原田博明農政課長 お茶の改植等支援事業につきましては、平成23年度から実施されています国の直接採択事業である茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち、茶支援関連対策メニューで、消費者ニーズに対応した優良品種・品種への転換、高品質化を加速するため、改植及び未収益期間に対する支援及び茶農業経営の体質強化に向けた規模拡大に対する支援事業に取り組んでいるところでございます。

事業の内容につきましては、改植・未収益期間に対する支援として、改植支援が10アール当

たり15万2,000円、未収益期間への支援が10アール当たり18万1,000円、合計で10アール当たり33万3,000円。新植に対する支援につきましては、10アール当たり12万円。台切りに伴う未収益期間に対する支援につきましては、10アール当たり7万円。茶園整備に対する支援につきましては、10アール当たり5万円となっています。

事業主体は、枕崎市茶業協議会となっておりまして、平成23年度から平成30年度までの実績といたしましては、延べ戸数で言いますと202戸の農家が54.65ヘクタール、改植または台切り、新植等を実施しています。令和元年度につきましては、16戸の生産者が4.1ヘクタール申請しているところでございます。

製茶機械や乗用摘採機等の導入、運転資金等の助成制度につきましては、まず製茶機械等の補助制度は、産地パワーアップ事業、補助率2分の1以内、降灰防止・降灰除去施設等整備事業、補助率65%以内、農業・農村活性化推進施設等整備事業、補助率3分の1以内、経営体育成支援事業、補助率10分の3以内などの事業があり、生葉除水機、洗浄脱水施設、摘採機能付除灰機などの導入がなされています。

その他のお茶の機械等の導入や運転資金等の制度資金につきましては、農業近代化資金、日本政策金融公庫の制度資金、農協等の資金などの助成制度があり、それぞれの用途に応じて利用しているところでございます。

お茶の価格低迷などに対する支援策につきましては、今回、国のほうが創設しました自然災害や価格の大きな暴落等による収入の激減に対する支援策として、収入保険制度が設けられております。

○2番眞茅弘美議員 ただいま答弁いただきまして、いろいろ助成資金等のお話でしたが、このほかにですね、何かまた考えていただきたいと強く希望いたします。

そこですら、今、課長のほうから少しお話がございましたとおおり、農業の担い手に対する経営安定のためにと農業者の収入そのものを補償する収入保険が2019年1月にスタートしました。

農業者のための新たな保険で、農業者の販売収入にかける保険です。全ての農業者が加入できると聞いておりますが、茶農家の方も加入ができますでしょうか。それと現在、加入されている方がございましたら件数も教えてください。

○原田博明農政課長 この収入保険制度につきましては、平成31年1月から始まっております。

お茶農家につきましても加入はできます。全ての農作物に対して加入が可能です。お茶農家の加入につきましては、4戸ほどいらっしゃるようでございます。

○2番眞茅弘美議員 今、4件ということでございましたが、この収入保険は青色申告を行っている農業経営者が対象となり、過去5年間の平均収入を基準とするため、収入に変動がある場合は、1年ごとに上方修正や下方修正されるケースもあり、なかなかそんなにいい保険とは言えないのかなと思います。

収入保険はですね、現在4件ということでございましたが、1年目は掛金も大変高く、保険に加入したいが保険代を支払う余裕がないというところも正直なところだと思います。市の助成を何とかこの1年目に持ってはこれないでしょうか。

また、9月議会の一般質問で、同僚議員から償却資産について、農家などの個人事業者の支援策を今後検討する考えはないかという質問に、市長より「償却資産課税分、これにつきましては農家を含めました個人事業者の皆様方にしっかり再配分できるよう配慮しないといけない」という答弁をされております。

最後にですね、これを受けまして、もちろん公平さ、公正さという観点から、公益的になるかとは思いますが、茶を含めた農家の方にもぜひ支援策を検討していただけないでしょうか。

○前田祝成市長 ただいま償却資産の固定資産税の件について御質問がございました。

集まった税収をどのように再配分するか、これは非常に重要な行政の役目でありまして、ある

意味戦略でもあるというふうに考えております。

先ほどの質問者の質問にもありましたけれども、小規模農家あるいは家族農家が非常にふえている現状の中で、一つ一つの細かな現状把握、これをしっかりと、農家の現状把握をしっかりとした中で、固定資産税というところだけではないいんでしょうけれども、それで増収、税金がふえてくることになりましたら、当然それを配分しないといけませんので、そのあたりについてはですね、やはり一つ一つの現状を細かに把握した中で、一番最適な配分方法というのをしっかりと考えていきたいというふうに思っております。

そして、先ほど保険制度の話もありましたけれども、なかなかまだ浸透していないという部分もありますので、そのあたりの浸透も含めて農家の皆様方に今後も継続できる施策についてはですね、積極的な働きかけをしていきたいというふうに思っているところでございます。

○原田博明農政課長 先ほどお茶農家の加入状況を説明しました。そのほかの加入者もいらっしゃいますので、その加入状況について説明させていただきます。

平成31年1月から令和元年12月までの対象者の加入につきましては4名でございます。それから、令和2年1月から令和2年12月までの対象者につきましては、その4名も含めまして13名の方が加入申し込みをしているところでございます。

市の助成につきましては、積み立てじゃなくて保険料のほうの助成をしております。1年目につきましては、保険料の2分の1、上限額が16万円、2年目から3年目につきましては、保険料の3分の1、上限を10万円という形で定めております。これにつきましては、令和元年から令和5年までの5年間の助成をするということで定めております。

周知方法につきましてもさまざまな媒体ですすね、農業新聞、共済新聞、また市の広報等でも周知、努力しているところでございますし、保険料が若干高いというようなところもあって、加入者がいろいろと見合わせている、いろいろ検討しているというような状況でございます。

ただ、自然災害等で全く収入がなかった、それから病気等をして全く1年間収入がなかった、そういった収入が大きく減ったという方に対しての補償でもありますので、ぜひ農業経営を考える上で検討していただきたい保険だと思っております。

内容につきましても、農家の状況に応じた内容にもなっているようです。農業共済組合のほうでいろいろと相談を受けながら、農家の経営状況に合うような保険を推進しているというふうに伺っているところでございます。

○2番眞茅弘美議員 わかりました。機械購入の支援策など、さまざまな問題がございますので、また御検討のほどをどうかよろしく願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

○中原重信議長 以上で、眞茅弘美議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午後1時8分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、立石幸徳議員。

[立石幸徳議員 登壇]

○9番立石幸徳議員 去る9月26日、厚生労働省は、自治体などが運営する公立病院や公的病院のうち、再編統合の議論が必要であるとの判断から全国424の病院名を公表いたしました。

本市の枕崎市立病院も再編統合の検討が必要であるという対象病院の一つとしてリストアップされています。

この発表を受け、今後、市立病院はどうなるのか、身近な病院がなくなるかもしれないといった不安を覚えた市民は少なからずおり、地域に動揺を与えたのではないかと思います。

本市としては、このことをどのように受けとめたのか。最初に、本市としての感想をお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま質問がございましたように、9月26日に厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループ会合において、各都道府県の地域医療構想調整会議での議論を活性化させるために、公立・公的医療機関の高度急性期病棟及び急性期病棟の診療実績のデータを分析し、一定の要件に該当する病院を再編統合の必要性について、特に議論が必要な公立・公的病院機関として全国で424病院、鹿児島県で8病院、南薩保健医療圏では南さつま市立坊津病院と枕崎市立病院が再検証の対象医療機関として公表されました。

この公表方法については、国や県との意見交換会の中でも十分な事前の情報提供もなく唐突に発表された。また、全国一律の基準であり、地域の個別の事情は反映されておらず、必ずしも実情とは一致していない。または再編統合というと、医療機関がなくなってしまうと地域住民には受けとめかねないなど厳しい意見が出されております。

行政報告でも申し上げましたが、私自身もさまざまな場で、このことについては意見を述べさせていただいております。

今回の公表に先立つ分析は、診療実績に基づき、がん、心血管疾患及び脳卒中などの9領域の項目について、構想区域の人口規模ごとに一定の水準を設定し評価しているところです。

枕崎市立病院は、その9領域全ての項目で特に診療実績が少ないと評価されていますが、市立病院は内科のみの標榜であるため、がんや心血管疾患の外科的手術などを取り上げて評価されても実施できない項目であります。

機械的に、データを分析、評価し、再検証対象医療機関として、特に議論が必要な医療機関として公表されたことは、地域医療の確保のために重要な役割を担っていることは全く評価されず、地域の実情を反映していないと考えております。

しかしながら、地域医療構想調整会議の議論を活発化していくことは必要であります。何らかの結果を求められている以上、再検証して病床数の削減、そして病床機能の転換を図るなどの検討をしていく必要があるとは考えております。

一般的に、公立病院は、民間病院では担えない僻地医療や救急、周産期、小児などの不採算医療等を提供する重要な役割を担っているところであります。枕崎市立病院につきましても、救急医療や訪問診療、民間とは競合しない形で日曜日や当番日における小児診療を行っており、また市民の病氣予防の観点から、健康講座などに取り組んでいる状況もあります。

民間病院を含む本市の、あるいは地域の状況等も刻々変わってきていく中での地域医療の役割をしっかりと市立病院として担っていく、これも望ましいことではないかと思っております。もちろん、その存在はまちづくりにおける重要なファクターでもあります。

よって、今回の厚生労働省の分析では捉え切れていない実情があることから、今後の地域医療構想調整会議の議論では、そうした本市の実情を丁寧に説明していくことも重要であると考えております。

○9番立石幸徳議員 今、市長の説明では、私が後もっているいろいろ予定をしている質問項目の中にも踏み込んだような答弁、説明もあるんですけどもね。

若干、重複するところも出てくるかと思うんですけども、この件はやっぱり本市住民に限りませんけれども、地域住民の命にかかわる問題、健康にかかわる問題でございますので、しっかりとどうだったのか、あるいはどうあるべきかということのをこれから掘り下げてお尋ねをさせていただきます。

そこで、市長の答弁にも若干ありました枕崎市立病院がリストアップをされた原因、理由なんですね。若干、今、市長も言われたいわゆる全国统一基準で診療実績を出したとかあるんで

すけれども、私も自分の調査の中で一番リストアップされた原因の大前提になるのはですね、後もって触れますけれども、新枕崎市立病院改革プランに記載してございます。

これは平成29年3月に、この新改革プランは策定されたんですけども、その中で再編・ネットワーク化にかかわる具体的な取り組みは実施をしないと、本市の市立病院の改革プラン、新しい改革プランには再編の具体的な取り組みはしないと、もう出されているわけです。

このことが、今度の再編統合を議論をなささいという国の、言ってみれば目にとまっているわけですね。再編統合を検討するところに、検討しているところにですよ、検討をなささいというわけにはなりませんからね。

本市の改革プランが、再編・ネットワーク化にかかわる取り組みはしないんだと、まず書かれている事実をしっかりとですね、確認しないといけないと思うんです。

そこで、市長の答弁にもありました、まず診療実績ですね。これが2017年、2年前の6月の実績をデータにしておられるようです。この2年前のデータというのは、自治体の中では古いんじゃないかとか、いろいろ言われているところもあります。

特に、JAが経営しております厚生連病院、ここはですね、6月の診療実績をデータにしてもらうと6月は農村部は農繁期なんだと、そんなものを実績にしてもらうと、当然、実績のないときの病院のデータをもとにしては非常に困ると。厚生連病院も相当な数が424の中に入っておりますのでね。

ただ、枕崎市立病院に関してはですね、そういう古いとか、あるいは6月のデータじゃないかという、そういった不満の声というのは私は当たらない。当然、2017年6月のデータも今現在の市立病院のデータも大体、似たり寄ったりじゃないかと思うんですよ。

ですから、そういうものを含めてですね、改めてこの枕崎市立病院が再編統合の検討が必要であると言われた原因、このことについてはどのように整理をされているのかですね、お尋ねをしておきます。

○高山京彦市立病院事務長 今回、市立病院が再編統合の議論が必要な病院となった原因につきましては、厚生労働省の地域医療構想に関するワーキンググループが、地域医療構想の実現に向けたさらなる取り組みを行っている中、平成29年度、今おっしゃいました病床機能報告の診療実績データから、がん、心血管疾患、脳卒中、救急医療、小児医療、周産期医療、災害医療、僻地医療、研修・派遣機能の9領域の分析項目について、構想区域の人口規模ごとの診療実績について一定の水準を設定し評価する中で、9領域全ての項目で特に診療実績が少ないとされているところでございます。

このことにつきましては、例えば、がんの項目では消化器悪性腫瘍や肺悪性腫瘍、放射線治療などの診療実績、心血管疾患では心臓カテーテル手術と心臓外科手術の診療実績、脳卒中では脳血管内手術や開頭血腫除去術などの診療実績といった、内科のみの標榜である市立病院では、現状では実施困難な分析項目において評価されているため、9領域全てで特に診療実績が少ないとされているところでございます。

また、がん、心疾患、脳卒中、救急、小児、周産期の6領域の全てにおいて、構想区域内に一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接しているとして、類似の実績かつ所在地が近接とのことで該当し、公表されたところでございます。

○9番立石幸徳議員 その診療実績をもとに、いわゆる今回の厚労省のワーキンググループのその分析はAグループ、これが9つの今言われた実績を出し、Bグループが今事務長のほうから説明があった6項目とその病院が地域内ですね、車で20分以内に別な病院があるところという、A、B、そういう形で分類しているんですが、枕崎市立病院はAにもBにも当然該当してると、こういう状況なんですよ。

そこで、今、なぜ枕崎市立病院が上がったかっていうことは、おおよそ判断がついたんですが、

この枕崎市立病院の経営実態というのは、私どもも毎回病院会計の予算・決算を審査するときに、いろいろ論じておりますけれども、とりあえず今回の事態を受けてですね、もう一回、ここ10年ぐらいの枕崎市立病院の取り組みをですよ、ちょっとおさらいといいたいでしょうか、まとめておきたいんですね。

まず、12年前、平成19年12月に全国の公立病院の7割以上が赤字になると。平成19年の時点ですね。そこで、総務省が最初の公立病院改革ガイドラインというものを通達をいたしました。枕崎市立病院もこの通達を受けてですね、平成21年度から平成23年度までの最初の市立病院改革プランをつくったんです。

この最初の改革プランをつくる前に、平成21年度にいわゆる市立病院を公営企業法の全部適用という形で一定の前進を見たわけなんですけど、この改革プラン、非常に功を奏したといいたいでしょうか、計画期間を平成27年度まで延長をしております。

そして、全国的にもこの厚労省の、あるいは総務省のガイドラインによってですね、その結果、全国的には黒字の経営になったのが、先ほどの3割から5割へ増加したわけなんですよ、ふえたわけなんです。

そうしてやってくるうちに、また国は平成27年3月に、これから高齢社会を迎えるとかいうような医療の需要が大きく変化することが見込まれるということで、新公立病院改革ガイドラインというものを通達してまいりました。

これは、最初のガイドラインと大きく違うところが、先ほどからも出てる都道府県が策定する地域医療構想を踏まえた各公立病院の改革プランの策定を各病院に要請をしたんですね。

そこで、本市においては、鹿児島県において平成28年11月に県の地域医療構想が策定されましたので、この構想を踏まえて、先ほどの国のガイドラインにもあったようにですね、本市の現在の新枕崎市立病院改革プランが平成29年3月に策定されております。

そこで、この新改革プランの中でもですよ、先ほど言った、まず再編・ネットワーク化については具体的な取り組みをしないと書いているわけなんですけれども、今の病院経営の現状とこの改革プランとの比較をですね、まずですね、しっかり検証しておく必要があると思うんです。

具体的に、いわゆる病院経営の経営3指標、大きな経営面での3指標と言われている経常収支比率あるいは職員給与費率、病床利用率、この経営3指標は改革プランと現状っていうのはどのような推移になっているのか、お尋ねをいたします。

○高山京彦市立病院事務長 新枕崎市立病院改革プランにかかわる対象期間末時点における経常指標の数値目標について、経常収支比率は目標値100%に対して平成30年度決算では100.8%と計画を上回っております。

また、職員給与費率につきましては、医業収益に対して給与費の比率を割り出しておりますけれども、これにつきましては、正規職員のみで言いますと平成27年度が49.9%、平成28年度が59.1%、平成29年度が56.5%、平成30年度が59.3%と増加傾向にあります。

この要因につきましては、正規職員数は平成27年度末が37人、平成28年度末が38人、平成29年度末が39人、平成30年度末は38人と推移しております。正規職員数が若干ではありますが増加していること、また分母となる医業収益は平成27年度が5億9,050万9,000円、平成28年度が5億3,515万9,000円、平成29年度が5億4,611万6,000円、平成30年度につきましては5億2,155万8,000円と減少していることで、職員給与費の占める割合が高くなっているところでございます。

また、病床利用率についてですけれども、計画では85.0%に対しまして、平成28年度は84.5%、平成29年度は91.0%、平成30年度は88.3%と推移しております。

平成28年度につきましては、入院患者数の減少に伴って病床利用率も減少しているところですが、この2年間は計画を上回っているところでございます。

また、類似病院の平成29年度実績の平均値67.9%をいずれも上回っていることから、病床の効率性については問題ないと考えておりますが、今後につきましても効率的な病床利用に努めていきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 3指標とも、ここ数年は一応の実績が上がっているというふうに考えていいと思うんですが、要は今後の問題があるんですね。

全ての比率について、ずっと申し上げてる時間はございませんので、特に経常収支比率についてですね、平成30年度が100.8%と目標の100%を超えてると。なかなか経常収支比率っていうのは、一般会計の場合は比率が、数値が低いほうが好ましいんですけども、この企業会計になりますと、逆に100パーを超えたほうが分子分母が逆になりますので、業績としてはいいということで、100.8%というのは一応、業績としてはいい形になるんですが、問題は来年度から実施されます、これはもう一般会計でもいろいろ9月議会でも申し上げたこの病院会計の会計年度任用職員制度、この部分にかかわるその人件費、これは病院会計ではどういうふうになっているんですか、そしてそれがこの経常収支比率に今後与える影響、こういったものはどういうふうに見通しをしてるんですかね、お尋ねをいたします。

○高山京彦市立病院事務長 令和2年度からの会計年度任用職員制度導入に当たりまして対象となる非常勤職員数は、令和元年10月1日現在で24名となっております。

制度導入に係る影響額につきましては、給与支給額と法定福利費を平年ベースで比較しますと、給料・手当が約575万9,000円、法定福利費は約97万8,000円の増となりまして、合計約673万7,000円の増と試算しております。

この会計年度任用職員制度が始まりますことで、人件費に係る費用も当然ふえることとなりまして、収入の確保に積極的に取り組む必要がありますが、人口減少に伴いまして患者数は大幅に増加するといったことは見込まれませんので、収益で補填するということは難しい面もあります。

このようなことから、費用面において経費削減、具体的には在庫管理をしっかり行いまして、薬品等の在庫を抑える、使用期限切れなどによる資産減耗をなくすといったことなど、無駄を徹底的に排除していきたいと考えております。

また、今後は、本市の人口に見合った病床数や病床機能を見直すことで、均衡のとれた収支となるよう努めていきたいと考えております。

○9番立石幸徳議員 最後の部分、無駄を省くという取り組み自体がですね、考え方としては当然なんですけれども、これまでそういったことができなかったのかと。何もその会計年度任用職員制度がスタートするからそういうことをするっていうんじゃないかと、これまでそういう面では手をつけてなかったのかと言われかねない部分ですよ。

いずれにしても、その病院経営自体をよくしていく、これは当然のことです。そして、やっぱり地域住民に愛される、あるいは地域住民が安心できる病院であってほしい。そこですね、一番考えなきゃならないのが、今、日本全国に大きな影響を及ぼすこの地域医療構想なるものであります。

この地域医療構想なるものが、どういう形で出てきたか、これは当然、法に基づいて全国一斉に各都道府県ごとの、またその医療圏ごとの地域医療構想を立てないといけないんですけども、先ほども申した鹿児島県の地域医療構想が策定され、そして南薩保健医療圏の地域医療構想、これはどういうものになっているのかですね、全て説明していただくと大変な時間になりますので、要点、つまり病床機能ごとの数、現状とですね、例えば高度急性期あるいは急性期、回復期、慢性期といったような病床機能ごとにどういった現状にあって、この地域医療構想は2025年を目指して取り組むようになっていきますので、2025年の各病床ごとの南薩医療圏の目標といたしまして、これはどういうふうになって現在とどういう差があるのか、どういう努力をしていかなければならんのか、要するにその地域医療構想を踏まえたこの地域医療調整会議のありよう、第

1回は平成29年2月ですか、第1回目を南薩地区も開催して、もう大体10回以上会議を開いているみたいなんですけど、この地域医療構想を踏まえた南薩医療圏の取り組み、こういったものについて担当課長にお尋ねをさせていただきたいと思います。

○田中義文健康課長 ただいま御質問がありましたように、県のほうで地域医療構想を策定いたしまして、それぞれ構想区域ごとに2025年に向けた必要病床数の設定を行っているところでございます。

それによりますと、2025年に向けて高度急性期で69床、急性期で353床、回復期で774床、慢性期で649床の病床数が、それぞれ4つの機能ごとに必要になるとされているところでございます。

それに対しまして、最新のデータに基づきます平成30年度の病床機能報告がなされまして、その数字と、先ほど言いました2025年に必要となる4つの機能ごとの病床数を比較いたしますと、高度急性期で65床の不足、急性期が672床の過剰、回復期が265床の不足、慢性期が48床の不足、全体では294床の過剰という状況になっております。

それと、御質問がありましたように、南薩医療圏における目標を達成していくためには、公立病院の担うべき役割であったり、それと民間医療機関の取り組みの状況を踏まえて、この地域医療調整会議の中で真摯な議論を重ねていくことで、目的を達成していくのではないかと考えております。

今回、市のほうで市立病院の今後の改革プランの見直しをしっかりと果たしていくことで、民間医療機関との調整が図られて、この最終的な地域医療構想の達成に向けて近づいていくのではないかとというふうに考えているところでございます。

○9番立石幸徳議員 今の説明で南薩保健医療圏の地域医療構想、2025年に向けてのですね、目標の病床数、各期ごとのですね、4つの。目標と現状で不足等いろいろ言われて、それで枕崎市立病院としては、今後のあるべき姿として、この回復期の病床をふやすようにしたいと。

今現在、回復期の病床をふやすということでの取り組み、なぜそういう回復期をふやすようにしたい。現在55床ありますけれども、そういう中でですね、目指すべき改革プランの中で、回復期をふやすんだという、この根拠はどういうふうになっているのか教えていただきたいと思います。

○高山京彦市立病院事務長 先ほども健康課長から答弁がありましたけども、病床機能報告結果からの数値に基づきますと、急性期が過剰にありまして回復期が不足にあるということですので、そういった部分につきまして、急性期の一部を減少しまして回復期に転換していくということで、調整会議の中では検討していくと、これは調整会議の内容としましても合致しているということで考えております。

○9番立石幸徳議員 そうしますと、その調整会議においては、枕崎市立病院はこういう方向を目指しますという発表自体は、この調整会議では既に終えているんですか。

その辺の進捗といいましょうか、先月11月11日ですか、私も傍聴したかったけど傍聴枠がもう満杯だということ、やむなく断念したんですが、その11月の調整会議ではお隣の坊津病院の今後のありようをかなり、それこそ改革にふさわしい大きな変化といいましょうか、そういう発表がなされたみたいですね。

枕崎市立病院は、今、病院事務長が言われたようなことを踏まえてどういう、あるべき姿をこの調整会議では発表する予定なんですか、教えていただきたいと思います。

○前田祝成市長 先日の調整会議の中ではですね、まだ枕崎市立病院としての具体的な発表はしておりません。その後ですね、私も含めまして、市立病院の院長、そして事務長と話をしましてですね、そのあたりの回復期をふやしていく方向で、コンセンサスを今とりつつあります。

改革案をですね、プランを出すタイムリミットというのがございまして、来年9月までにとい

うふうに言われております。ですので、本当に日々刻々変わる地域の状況を見ながらですね、9月までには必ず出さないといけない。できれば、3月ぐらいまでには大まかなことを医療構想会議でお示した中で、最終的なプランを9月までには出すというような計画でおります。

○9番立石幸徳議員 私は、やっぱり別にこれも焦ることはないんですけども、今の状況っていいでしょうか、住民からすると、ああいった非常にこう、かなりのショックを与えるような国からの発表があった中で、何らし立病院の方向性をですね、示し得ない、あるいはどうなるんだろうかと言ったときに、今、一生懸命検討してますということでは、ますますその不安をあおり立てるようなことになるわけですね。

ですから、やっぱりしっかりとした検証、いろんなことを踏まえて、全ての方向性を打ち出すというよりも、こういうことは考えているというようなもので、やっぱり住民への発信というのも重要じゃないかと思えます。

最後にですね、この病院関係で、病院の中に経営評価委員会というのがございます。これもかなり重要な役割をする委員会なんですけれども、この間の市議会、9月議会で病院会計決算書の30年度分をですね、いただく中で、病院経営評価委員会の総括として3つ出されているんですね。

1点目が、患者1人当たりの単価を上げていくこと。2点目が、市立病院の機能を果たすため、枕崎市にとってどういう形で病院を残していくかと、このことを検討していきたい。3点目が、先ほどから出てる公立病院と民間病院の機能分担のことです。

そこで、この経営評価委員会も先月11月下旬に、久しぶりに委員会を開催しているようなんですけれども、現在のこの病院をめぐる状況を踏まえてですね、先月の下旬、経営評価委員会ではどういった病院の方向性なり、そういうものが出されてきているのか、お尋ねをいたします。

○高山京彦市立病院事務長 経営評価委員会につきましては、学識経験者3名と市民代表4名で構成します市立病院経営評価委員会がありまして、先月の11月27日に開催されたところでございます。

内容につきましては、現プランの目標値につきまして、一部は除きましておおむね達成している状況であるという評価、または現プランの内容に回復期機能を備えた病床の検討についても記載されておりますので、これを機に具体的に検討していけばよいのではないかとという形で意見が出されたところでございます。

○9番立石幸徳議員 そこで、国はということを病院経営について考えているかというのと、当然、日本全体の社会保障費の削減ということで医療費を抑制すると、つまりベッド数を、病床数を減らす、もう総理自体がきちんとこの公立病院の対策あるいは民間病院を含めてですね、まずやるべきが、全国三百幾つかの地域医療構想の圏域がございまして、地域医療構想を実現することが前提だと。経済財政諮問会議の民間委員は、ここ3年ぐらいでベッド数13万床削減するのを目標にするちゅうことなんですね。

削減ということになりますと、いわゆるこの病院経営の立て直しでダウンサイジング、つまり病院の規模を小さくしていく。そして、このことで今、厚労省のほうは、そういうダウンサイジングをやったところには支援策を次の予算でつけますよと、今、支援策の検討に一生懸命のようなんですけれどもね。

本市の市立病院としては、この病院を小規模化するダウンサイジング、この検討はどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○高山京彦市立病院事務長 検討につきましては、さまざまな観点から検討しているところでございますけれども、今おっしゃいましたダウンサイジング、規模の縮小ということですが、その辺も含めまして、今現在あります一般病床を回復期にした中で、ダウンサイジング、規模の縮小もしていくかということ今、検討しているところでございます。

○9番立石幸徳議員 病院のありようについては、まだまだお尋ねしたいことがたくさんございますけれども、いろんな当局の取り組み、あるいは国のそういった支援策、いろんな状況を踏まえてまたですね、いろいろお尋ねする機会もあろうかと思っておりますので、次のテーマ、教育の関係でですね、少し質問をいたします。

私、最近の議会、前々回の6月議会、それから前回の9月議会でもこの教育関係のことで申し上げてきたのは、今現在、枕崎市の学校教育現場が各方面から非常に注目されていると。喜ばしいことなんですけどね、そういうことを申し上げてまいりました。

そこで、今回も一つだけですね、御紹介をさせていただくんですが、来年度の令和2年度、小学5年生の社会科の教科書にですね、これは日本全国で使用される教科書ですから、この5年生の教科書の表紙にですよ、こういった新しい社会5ということで枕崎小学校の子供たちが4名、教科書の表紙に登場してカラー刷りでですね、そして裏表紙のほうにはしっかりと鹿児島県枕崎市と漁業のまちを紹介するようになっています。

私は、このことは非常にですね、水産のまち枕崎市をPRすること以上に、本市の小学生、中学生に誇りを持たせ、何よりも教科書というものに親近感を持って、そして教科書を大切にしてください、そのことがまた子供たちの学力向上につながっていく、そういう期待を抱かせる出来事ではないかと思うんです。

本当に、もう会社名は控えますけれども、割と日本全国で大きなシェアを持っている教科書会社だと認識しておりますので、日本全国に枕崎小学校の子供たちが表紙に出てくるということは、非常に我々も大人としても喜ばしいし、非常にうれしい出来事ですので紹介をし、質問の本題に入っていきます。

今回、一般会計補正4号予算の中にもですね、この枕崎小学校へ補助員を1名配置するという予算が出ているんですね。スクール・サポート・スタッフ配置事業、県の事業ということで県から補助金等出されます。ただ、このスクール・サポート・スタッフ配置事業、説明書きにもありましたが、教員の働き方改革の実現を図るための事業。

そこで、きょうが国会は最終日なんですか、先週の国会で新しい学校現場にかかわる法律が成立したところなんです。教員給与特別措置法、この改正案が成立しまして、この背景には学校教員の長時間労働の問題があるわけなんですね。

今後、学習指導要領が変わる。小学校では外国語が教科になってプログラミング教育が加わる。特別教科の道徳での細かい評価が必要になってくる。このように、学習内容もふえていく。しかし、時間外勤務は減らせと。仕事量はふえる、だけど時間外は減らせと。非常に大変な状況。

そこでまず、本市のこの小中学校における先生方の勤務実態。さっきも言った補正予算も今度出てるんですけども、私どもなかなかどういう勤務実態になってるかっていうのは、聞く機会もないんですけども、できるだけ簡潔に教えていただきたいと思っております。

○益満裕美学校教育課長 平成30年度、本市の小中学校教職員の1カ月の平均時間外勤務時間は、個人差はございますが小学校が36時間56分、中学校が41時間48分です。

県教育委員会、教師の勤務時間の上限に関する指針で示された上限の目安時間では、1カ月の在校等時間の総時間から正規の勤務時間の総時間を減じた時間が45時間を超えないようにすることとなっています。このことに照らしますと、本市の小中学校教職員の勤務時間状況は、県が示した時間を下回っております。

○9番立石幸徳議員 県が示した時間を下回っていると言いますが、はっきり言ってぎりぎりのところまで残業をやっていると、こういう理解でいいんですよね。

そこで、今度の公立学校への変形労働時間制の導入、変形労働時間制というのは民間企業では導入されているわけです。新しく労働基準法がですね、改正されて導入済みであります。

ただ、これを教員に導入するということでは、いろんな労使交渉の関係もある。そして、何よ

りもこの法律では、各自治体が条例でもって変形労働時間制、この変形労働時間制も1週間、1カ月あるいは1年という分類があつて、今度の教員の場合は1年間を対象にした変形労働時間制。

この条例で決めるとなると我々も、これは県条例になるのか、市町村条例になるのかその辺もあるんですけども、どのような形で条例が出てくると想定されるのかですね、この辺について説明をいただきたいと思います

○益満裕美学校教育課長 制度の導入に当たっては、都道府県が定める条例のもとで市町村教育委員会が規則を定め、市町村立学校は実際の導入方法を決めるといった流れになっておりますので、本市の実態をさらに研究しながら県の条例の制定を待って対応したいと考えております。

○9番立石幸徳議員 条例自体は県が決めるけど、規則は市町村でやると。そうすると各末端の市町村議会は、全然そのことには関与といたしまししょうか、何ら関係はなくなってくるんですかね。その辺はどういうふうに理解すればいいのか、教えていただきたいと思います。

○丸山屋敏教育長 変形労働時間制の導入に当たりましては、教育委員会の規則になっておりますので、教育委員会のほうで定めるというふうになっております。

○9番立石幸徳議員 いずれにしても、これ施行が2021年度、しばらく時間もありませんけれども、やはり子どもはもう子供たちの教育にかかわることですので、できるだけ事前にですね、いろんな先生方のありようっていうのは知っておきたいという気持ちがございますので、そういう今後の取り組むいろんな動きについては、また逐一教えていただきたいと思います。

最後の質問、これも本来は、非常に長時間を要する質問なんですけれども、もうこういう本会議ですね、だらだら大きな時間を費やすわけにもいきませんが、六法の一つ、民法が平成29年と30年にわたりまして、数回に分けて大幅な改正がされたわけです。言う方に言わせれば120年ぶりの大改正という表現も使われています。

この改正された民法はですね、令和4年4月1日までに順次施行しなさい、民法つっても非常に幅広い分野なので、順次、令和4年までに施行するようになっていっているんですね。来年4月1日の施行、これはもう自治体行政、自治体の業務と非常に関係の深い民法改正の部分があるんです。

私は、何でこんなことを、法律のことを聞かかというのと、やっぱりこういう改正されているような動き、そういう制度が変わるといことは、できるだけ早く住民に周知をしていただきたい。そうしないと、住民は何で変わったのと、法律改正ですよと当局の人が言われても、いろんなことが発生しますので、そういう意味でですね、例えば本日も成人式の案内をいただきましたけれども、もう既に平成30年6月20日の民法改正では成人の年齢を18歳に引き下げると。考えてみれば、何かあと二、三年もしたら、3年分ぐらいをまとめて成人式をするのかなと変なことも考えるんですけども、それから女性の婚姻年齢をこれは逆に18歳に引き上げるんだと、民法というのは非常に生活に身近な部分がたくさんございます。

そこで、2020年4月1日施行部分は債権法が中心になると思うんですけど、この来年度施行部分で自治体の業務、行政にどういった影響が出てくると考えられるのか、来年度の施行分を中心に自治体行政に影響が出てくると思われるものについて説明をいただきたいと思います。

○本田親行総務課長 平成29年6月2日に民法の一部を改正する法律が公布され、経過措置の一部を除き令和2年4月1日から施行されますが、実際の実務に影響を及ぼす、特に重要な改正内容といたしまして、消滅時効に関する改正や保証契約に関する改正、請負人の担保責任に関する改正などが挙げられるところであります。

消滅時効に関する改正につきましては、現行の権利を行使することができる時から10年という時効期間に、権利を行使することができることを知った時から5年という時効期間が追加され、いずれか早いほうの経過によって時効が完成されるとともに、職業別の短期消滅時効が廃止され時効期間の統一が図られました。

この改正による実務への影響としまして、自治体の有する私債権については、多くの場合、権

利を行使することができることを知ったときと権利を行使することができるときは一致することから、基本的な消滅時効期間は5年となり、また短期消滅時効の対象となっていた水道料金債権や市立病院の診療報酬債権などについても消滅時効期間は5年に統一されることから、適切な債権管理を行っていくことが求められます。

次に、保証契約に関する改正については、将来発生する不特定の債務を保証することを根保証といいますが、個人が行う根保証契約に関し、現行、貸金等債務の場合にのみ保証すべき債務の上限額である極度額の設定が義務づけられていましたが、改正により全ての根保証契約に適用されることとなりました。

この改正による実務への影響として、公営住宅の賃借人と保証人との間で債務の一切を保証する保証契約などを締結するときは、その締結時点において極度額として確定的な金額を定めておかなければならないこととなります。

また、請負人の担保責任に関する改正については、売買における売主の瑕疵担保責任に関する全面的な見直しが行われたことに伴い、請負においても目的別に不具合がある場合、発注者は受注者に補修、代替物の引き渡し等や、これに応じなかった場合の代金減額の請求ができ、一定の要件を満たせば損害賠償請求や契約解除ができることとされました。

この改正による実務への影響として、工事請負契約等において瑕疵の概念が廃止され、契約内容との不適合があれば受注者が担保責任を負うこととなり、発注者は補償、代替物の引き渡し等や代金減額請求等を行うことができることとなりますので、工事請負契約書のひな形の見直しなどが必要となってまいります。

このように、今回の民法改正は、自治体の事務に少なくない影響を及ぼすこととなりますので、全庁的に遺漏がないよう適切に対処してまいりたいと思っております。

○9番石幸徳議員 具体的に、私もその公営住宅、つまり枕崎の市営住宅のですね、入居者に対する保証人の関係を1点だけ具体的に出しているんですけども、この件で、先般、鹿児島市のほうが条例改正をした。そして、公営住宅の保証人に法人も認める、企業、会社ですね。法人も認める。

それから、2人おった連帯保証人を1人にする。というのが、鹿児島市では保証人が見つからないため、住宅抽せん当選後に入居を辞退したと。保証人がいないために、もう入居することができなくなったんでっていうような状況もあって条例改正をしてるんですね。

本市の市営住宅保証人の実態、これはどういう改正を考えているのか、最後にお尋ねをさせていただきます。

○松崎信二建設課長 市営住宅の入居者の連帯保証人に係る保証契約につきましては、ただいま総務課長から答弁いたしましたとおり、民法改正によりまして、契約時に連帯保証人が支払いの責任を負う金額の上限となる極度額を定めることとなっておりますが、この改正後の民法の規定は、令和2年4月1日以降に入居契約を行う方から適用されることとなりますので、現在の入居者には適用されませんが、保証人の死亡等により再契約する必要がある場合においては、適用されることとなります。

公営住宅の保証人について、国は平成30年3月に単身の高齢者や高齢夫婦のみの世帯がふえていることなどから、保証人がいなくても入居を認めるよう自治体に要請する通知を出しておりますが、本市としましては、民法改正により個人の保証契約の制度が変更となる令和2年4月1日以降においても、緊急時の連絡対応及び家賃の滞納防止の観点から、現在のまま1人の連帯保証人を必要とすることを維持していく考えであります。

また、その保証契約の極度額については、現在のところ、入居時の家賃の12カ月分とすることを考えておりますが、今後、県や他市の動向を見ながら適切に判断し、必要となる規則の改正については、今年度中に実施したいと考えております。

また、連帯保証人を個人だけではなく法人も認めることとする場合には、条例改正を行い、その旨を規定することが必要となりますが、このことについても県や他市の動向を見ながら、今後検討を進め、条例改正を行うとする場合には、来年の3月議会に提案したいと考えております。

○中原重信議長 以上で、立石幸徳議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後2時10分 休憩

午後2時19分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、清水和弘議員。

[清水和弘議員 登壇]

○13番清水和弘議員 通告した次第に基づき関連を含めて質問しますので、よろしくお願いいたします。

市長が市民と語る会で述べていましたことについて質問してまいります。

私は、地方創生と人口減少対策は一对と考えておるところです。枕崎市の活性化と人口減少のどちらを優先するかと考えた場合、多種多様な地方創生にチャレンジしながら、P D C AサイクルやK P I設定することで達成状況や動向を把握でき、目標達成が早くなされるんじゃないかと、またその後、枕崎市の活性化、労働者の雇用にもつながり、人口減少対策にもなるかと信じております。

P D C AサイクルやK P Iを達成するために重要なことはどのようなことと考えておるのか、まず市長にお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 御質問の意図は、地方創生の目標達成がひいては地域の人口減少対策につながり、その目標を達成するためにはP D C Aサイクルを回していくこと、K P Iを設定し、K P Iを管理しながら目標達成につなげていくことが大事であると、そのためには私が何を重要視しているのかという質問内容であると理解してお答えいたします。

まず、P D C Aサイクルについてですが、目標達成に向けた仕事のやり方、そのマネジメント手法としてP D C Aサイクルを回すということは効果的だと考えております。

ですので、各場面でP D C Aサイクルを回しながら、仕事を、つまりD oを、そして検証、こちらはC h e c k、そして修正、A c t i o nを起こし、次の計画のP l a nを立てていくというマネジメントの手法は、非常にすぐれた経営手法であるというふうに認識、理解しております。

問題はK P Iです。このK P I (Key Performance Indicator) を間違っ理解している場合が多いように私は感じております。

質問者から「K P I設定することで達成状況や動向を把握でき」とありましたが、まさにそのとおりで、K P Iというのは目標を達成するための行動、つまり組織の、あるいは個人のパフォーマンスを把握するための指標であります。

ただ、このK P Iを中間目標値、つまりマイルストーンというふうに捉えた数値設定が結構多いように思っております。目標達成につながらないK P I設定が多いように、私は今感じているところです。

例えば、K P Iの設定どおり、あるいはK P Iの指数を上回るパフォーマンスが達成されても、その先の最終目標が達成されなければ、そのK P I自体の設定は正しくなかったという評価になるのが、そもそもK P Iというものです。

ですので、当初設定したK P Iの達成そのものが目標になるようなK P Iの追いかかけ方では、マネジメントのやり方としては正しくないというふうに私は認識しております。

私は、K P I設定の精度が目標達成のために非常に重要であると考えております。次期総合戦

略では目標達成のためにどのようなK P I設定をすればよいか、そこにこだわって目標達成のためのK P I設定を定めていこうと今考えているところでございます。

○13番清水和弘議員 今、市長もこのK P Iのことについて触れましたけど、地方創生総合戦略審議会資料と第9回をやつて書かれておるんですけどね、確かにこのK P I、私は思うにですね、このP D C Aなるものをしっかりしとって、そこにK P Iを追加するということであればですね、見過ごすこともないんじゃないかというふうに考えておるんですよ。

そこですら、このP D C AやK P Iを回すことで重要なことは、やはりこの計画は具体的に目標を数値化する、そして定期的に、継続的に確認、検証が必要であると。

また、それを実行できる範囲内で効果的に回すことは重要だと考えるんですけど、この辺についてはどう考えますか。

○前田祝成市長 まさに今おっしゃられたように、K P Iをしっかり重要視して、そしてP D C Aサイクルを回していくということは、私も重要であるというふうに認識しております。

○13番清水和弘議員 本当にこれをですね、行政と市民が一体化して進めることは、私は重要だと考えております。

次の質問に移ります。

本市の第6次総合振興計画、これなんですけどね、この概要には各課で設定する目標、課題や主要施策について、その取り組み結果や実績、成果を精査検証し、P D C Aサイクルの確立と効率的で質の高い行政運営に取り組みますと。また、事務事業の効率化について実施した事業の実績、成果を検証し、以後の行政運営に反映させていく仕組みづくりを確立し、P D C Aサイクルを定着させて、住民の満足度向上や事務事業の効率化を推進しますとあります。

K P Iについては、第9回地方創生総合戦略審議会資料に記載されています。このことについてですね、各課においてK P Iなるものを書いておるんですけどね。この各課において、その実行可能なものを具体的にどう計画したのかですね、企画調整課、水産商工課、環境係、それらの課長にお願いいたします。

○堂原耕一企画調整課参事 枕崎市地方創生総合戦略は、総合振興計画との整合により一体的な施策展開を図りつつ、本市の重要課題である地方創生の推進に向けた取り組みをまとめたものがあります。

枕崎市地方創生総合戦略は、「枕崎で安定した雇用を創出する」など4つの柱を掲げてございますが、それぞれの柱に基本目標とK P Iを設定し、その下に各目標を達成するための63の個別メニューを定めております。

平成27年度からの5年間で、63のメニューのうち35のメニューについて取り組んでまいりましたが、これら取り組んだ事業ごとのK P Iについては、基本目標に設定したK P Iと合わせて、各担当課及び枕崎市地方創生総合戦略審議会におきまして、毎年度評価を行い、市民の方々や外部有識者の意見を反映させながらP D C Aサイクルを実施し、進行管理しているところであります。

具体例を申し上げますと、安定した雇用拡大のための実施メニューの一つとして、高校生を対象とする企業訪問と合同企業説明会や新規雇用者に対する研修会などを実施しております若者定住育成協議会事業の充実がございます。この事業に対しましては、新卒雇用者数の対前年比1%増を目指すという目標、K P Iを設定しております。

新卒雇用者数の平成30年度の状況は、平成29年度の50人に対し、平成30年度は58人でありましたので、伸び率としては16%の増と目標を達成していることとなります。この結果を受けまして、地方創生総合戦略審議会におきましては、若者定住育成事業で実施している企業訪問や合同企業説明会などの事業は、とても効果的な取り組みであり、引き続き取り組んでもらいたいとの評価をいただいているところであります。

現在策定中の次期総合戦略にも、企業誘致、産業振興、新規起業家に対する助成など、雇用創出数の増を図るための施策などを盛り込んでいきたいと考えておりますが、次期総合戦略におきましては、これらの事業の目指すべき目的とその達成水準を明確にし、目的達成のためのプロセスが適切に実施されているかを評価するためのK P Iを設定し、毎年度評価を重ねながらP D C Aサイクルを回していくことを基本に策定しているところであります。

○鮫島寿文水産商工課長 水産商工課の関係を申し上げますと、現在の総合戦略の第1の柱、枕崎で安定した雇用を創出するの基本目標の一つ「起業家や既存事業者の事業拡大、新分野進出の機会を増やす」におきまして、起案件数を年当たり2件というK P Iを設定しております。

商店等新規出店支援事業補助の実績としましては、平成30年度に新規出店は4件ございました。平成29年度6件、平成28年度の4件を合わせますと、3年間で14件となっております。

この事業につきましては、予定どおり事業が実施され、個別事業のK P I目標を上回り、地方創生に相当の効果があつたと総合戦略審議会においても評価されております。市街地の空き店舗等の活用及び解消等を推進するため、今後も引き続き事業を継続していきたいと考えております。

このほかの事業におきましても、毎年度評価を行い外部有識者の意見を反映させながらP D C Aサイクルを意識し、継続的に改善を図ってまいりたいと考えております。

○日渡輝明市民生活課参事 市民生活課において取り組んでおります総合振興計画の中から、地球温暖化防止実行計画について申し上げます。

本市では、地球温暖化防止を推進するため市の事務及び事業に関し、エネルギー消費の削減に向け率先して地球温暖化対策を推進するため、平成28年度に第3次の実行計画を策定しております。

第3次の実行計画は、平成26年度を基準年度とし、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間として、5年間の取り組み結果が基準年度C O₂排出量の5%削減となるよう目標指標を設定しております。

平成30年度の状況は、燃料使用量を約19.5%減少できたこともあり、基準年度と比較して1,004トン、17.3%の温室効果ガス排出量を削減しております。ただし、平成29年度と比較すると約3.9%の増加となっており、目標達成のため引き続き取り組みを進めていく必要があります。

現在策定中の次期総合戦略には、喫緊の課題であるごみの減量化を進めるための施策を盛り込んでいきたいと考えております。そのための施策について、庁内で組織する環境保全対策検討会の中で、取り組むべき課題や達成目標を共有しながら作業を進めているところであります。

○13番清水和弘議員 次にですね、市長のこの人口2万人の幸せなまちづくりについて質問していきます。

現在、枕崎の外国人労働者を除いた人口は、一昨日確認したところ2万0,600ちょっとだったと思うんですけどね、最近の枕崎市の人口減少は年間330人程度で推移していると私は考えております。

市長が就任してから2年近くになりますけど、人口2万人の幸せなまちづくりのために、市長が掲げている具体的計画と達成見込みについてお尋ねいたします。

○前田祝成市長 日本一幸せな2万人のまちは市民の皆さんとともに私の目指す枕崎市の将来像だと考えております。そのために掲げたのは、産業の競争力向上、子育て支援、コミュニティデザインの再構築という3つの考えです。それぞれの具体的計画というところで言いますと、この2年間で取り組んできた施策を上げさせていただきます。

産業競争力向上につきましては、就任前に取り組んでいたものが多くございますが、浜の活力再生整備事業の枕崎水産加工業協同組合の残滓の再資源化施設、現在取り組んでいる枕崎市漁協総合加工場の設備更新、また来年稼働予定の木質バイオマス発電所の建設、枕崎ブランド販売強化の点では大手百貨店とのアンバサダー契約、物産展等でのトップセールスなどに取り組んでお

りますが、今後、次期総合戦略ではさらに地元産業の活性化につながる地産地消の推進、エネルギーの地産地消への取り組みなどを通じて、人口減少社会の中でも経済力を維持拡大できる施策に取り組んでまいります。

また、子育て支援については、これまでの施策として給食費の非課税世帯への負担軽減や学校設備の整備などのほか、高校生の活動への積極関与、4小4中連携教育は教育委員会、学校現場、地域と一丸となって本市の教育の質向上に向けて取り組んでおります。今後、次期総合戦略の中には、野球でのまちづくりなど、スポーツの振興などにも積極的に取り組み、さらに教育の充実を図り、幸せなまちづくりに努めます。

また、コミュニティデザインの再構築としては、全ての市民のQOL（生活の質）が向上するように、これまで健康づくりにおいて特定健診受診率向上や健康酒場事業、また高血圧ゼロの街プロジェクトなど積極的な取り組みを行ってきました。継続事業のてげてげ広場など、高齢者の健康寿命延伸にも引き続き取り組んでまいります。

タクシーチケット助成事業を開始して、将来の地域交通システムづくりに向けた取り組みや今後の地域医療のあり方についても将来像を明確にした中で、スピード感を持って幸せなまちのデザインを描いていきます。

今回、次期地方創生総合戦略を策定するに当たっては、これまでの国の地方創生に対する考えや施策、そしてこの5年間の本市の総合戦略への取り組みを反省、検証した上で、真に実効性のある戦略づくりに取り組んでいく必要があります。

達成見込みということですが、人口減少のトレンドは、簡単には流れをとめることは難しいですが、市民一人一人の生活の質を上げていくことで、幸せなまちづくりに向けて進んでいくものと考えます。

議員が、1番目の質問で言われたように、地方創生の目標を達成することが、ひいては人口減少を抑制することにつながると考えますので、幸せなまちづくりへ向け歩みをとめないようにしてまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員 次にですね、野球のことにちょっと市長も触れたと思うんですけど、枕崎市営球場利用について質問してまいります。

市長は、市民と語る会で枕崎高校野球部の活躍を語りながら、野球による活性化についてもお話ししていたと私は思うところなんです。枕崎市営球場は、福岡工業大学の野球部が3年ぐらい前からですね、キャンプを中止しているわけなんですけど、毎年来るときはですね、枕崎においても食材販売など枕崎市の活性化に物すごく私は役立っていたと考えとるんですけどね。

ところが、福工大が硬式野球のためボールが球場外に飛来したときの危険性や内外野の両翼、これがコンクリートでむき出しになっているもんですからね、それによるけがのおそれがあるということで、この福工大としては管理者である市のほうに迷惑をかけるわけにはいかないということで、現在この枕崎市営球場でのミニキャンプを中止している状況なんです。

現在では、硬式野球には利用できないと枕崎市営球場はなっておりますけど、市長は市民と語る会において枕崎高校野球部の最近の活躍状況を市民に紹介したと思います。市営球場の整備などに言及されたと思います。現在はどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○前田祝成市長 野球に関してですけれども、先ほども申し上げましたとおり、現在、野球でまちづくりをしようと考えております。そのためには環境整備が必要と考えておりますし、その一つとして枕崎市営野球場を硬式野球のできる球場に改修することも当然視野に入れております。

野球場の改修の必要性については、担当課長から答弁させていただきます。

○豊留信一保健体育課長 現在、本市のスポーツ施設につきましては、建設から長い年月が経過しまして、老朽化が著しい状況にあります。来年度の国民体育大会開催を控えまして、平成28年度から今年度にかけて、総合体育館や武道館などを多額の予算をかけて改修、整備を行ってき

ております。

市営野球場につきましては、昭和41年度に建設され、これまでバックスクリーン・スコアボードを昭和47年度に、バックネットを昭和58年度に、スコアボードを平成7年度に新規取り付けし、そして1塁側の防球ネットを平成9年度に設置をしております。

しかしながら、こういった球場建設以降に設置された設備についても、設置からおおむね20年以上、あるいは設置箇所によっては50年近くが経過しております。その間、部分的な修繕等により維持してきたところでありまして、全体的に改修が必要な時期に来ているのではないかと考えております。

特に、1塁側の防球ネットやスコアボード、コンクリートフェンスなど、利用者の安全対策や近年の利用者ニーズに応えるためには、早急な改修が必要であると考えているところです。

○13番清水和弘議員 私は、これまで野球場整備についてですね、国、県、国のほうには電話で聞きました。県のほうの担当課に行ってくださいね、相談して保健体育課のほうには提案してきたと思っております。

枕崎市営球場の整備などに係る補助金など、申請状況や計画は現在どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

○豊留信一保健体育課長 本市のスポーツ施設においては、これまで社会資本整備総合交付金を活用した公園施設長寿命化対策支援事業によりまして整備を行ってきております。

年次的な計画もあり、これまで来年度の国体開催に向けた総合体育館や武道館の改修工事、テニスコートの年次的な改修を行ってきているところです。その他のスポーツ施設においても、改修や長寿命化対策など交付金事業や補助事業等を活用した改修、整備をしていくことが必要であると考えております。

質問の要旨に示されてあります宝くじ助成事業というのは、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行うスポーツ施設整備補助制度、いわゆるスポーツ振興くじ助成金のことかと思いますが、このスポーツ振興くじ助成金の活用も施設整備の一つの手段として考えておりますし、これまでもスポーツ振興くじ助成金による施設整備については、幾度となく研究を積み重ねてきております。

そういった補助事業等を十分研究、精査した上で、本市にとって財政的にも大きな負担とならず、効果的な成果を見込めるような補助事業等の活用が必要と考えており、関係各課や関係機関と研究を続けてきているところです。

○13番清水和弘議員 この宝くじ補助なんですけどね、これは1億5,000万ぐらい出ると私は聞いたんですけど、これについては申請しなければですね、毎年1回か、何回申請するようになってるのかわからないけどさ、この宝くじ補助は申請してるんでしょうか。

○豊留信一保健体育課長 スポーツ施設の改修を行うためには多額の予算が必要となります。先ほども申し上げましたが、国体の開催を控えまして、これまで総合体育館や武道館の改修、整備を進めているところです。本市の全てのスポーツ施設を改修、整備するとなりますと大きな財政負担が生じることとなります。本市の財政状況を考えますと、大変厳しい状況がございますので、優先順位をつけて計画的に進めていく必要があると思います。

スポーツ振興くじ助成金の1億5,000万と今質問者がおっしゃいましたが、これは事業対象額の限度が1億5,000万ということになっております。そういうことで、現在、そのスポーツ振興くじ助成金について研究はしておりますが、申請に至った経緯はないところでございます。

[傍聴席で発言する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

○13番清水和弘議員 私は、県の担当課の方と話をしたんですけどね、こういうのはできるだけ早く申請したほうがいいんじゃないかなという意見に至ったんですよ。

だから、先ほど市長もこの枕崎市営球場のことに言及しましたよ。だからですね、今現在、枕崎高校のことを考えてですね、枕崎高校の進学率、これは本当、低迷してる。もう本当、私は枕崎高校はもうなくなるんじゃないかと心配してるんですよ。

それからですね、この高校がなくなった場合、枕崎高校がもしなくなった場合ですよ、枕崎市に与える影響をどのように考えておるんですか。

○前田祝成市長 枕崎高校の存続についての御質問だというふうに認識しておりますが、枕崎高校自体は県立高校です。県が最終的に存続を決定するものであるというふうに認識しております。ただ、市長としましては、枕崎高校には生徒が通いたくなる環境整備に協力することで生徒数を確保し、県の判断が常に存続という状況が続けられるように努力をしていく必要があるかというふうに思っております。

おっしゃられるように、高校が1つなくなるということは、地域にもたらす影響というのは非常に大きいものだというふうに思っております。県の判断が存続という状況が続けられるように、枕崎高校の生徒数を確保するという努力につきましてはですね、一つの方法として、例えば野球部が強くなる、あるいは卒業生の進路にいい進路が保たれる、そして通学アクセス等の整備、このあたりも高校を存続させるための大きな要因にはなるかというふうには思っております。

ただ、生徒をふやすあらゆる方法を探る必要があるんですが、その主体はあくまで高校の教職員、生徒、保護者、同窓会などのステークホルダーの努力だというふうに考えております。枕崎高校は県立高校ですので、最終的には県が存続の決定をするものであると考えております。

ただ、今ステークホルダーという話をさせていただきましたが、私自身も卒業生でもありますし、野球部のOBでもございますので、そちらのほうからもできるだけ努力、協力は惜しまないつもりでいるところでございます。

○13番清水和弘議員 私もですね、この枕崎高校のことをここで言うことはちょっとはばかれるかなと思っておったんですけどね。しかし、やっぱり枕崎高校が枕崎から消滅するとなれば、本当、もういろんな影響が出てくるわけなんですよ。

だから、私は枕崎高校に学生が来てもらえるようにですね、先ほど市長も言いましたよ、野球が有名になれば野球のために来てくれるんだと。まさしく水高がそうなんですよ。だから、この枕崎市営球場を整備して、そこで他校との試合を一生懸命やったり、また地区内の子供たちの野球試合をですね、枕崎市営球場で実施するようになれば、まだまだ私は枕崎高校への進学もふえてくると思うんですよ。

まず最初に、私はですね、本当に枕崎高校を消滅させないこと、これを真剣にみんなで考えなければならぬ。そこを申して次の質問に移っていきます。

第6次枕崎市総合振興計画の第3章、人と物が交流し、活力みなぎるまちづくり、産業経済について質問していきます。

力強い漁業経営の展開に、鹿児島水産高校との連携が記載されておりました。鹿児島水産高校では、種苗育成、放流など活動していると考えます。これまでマダイやヒラメなど放流していると聞いており、放流による効果を枕崎市としてはどのように判断しとるのでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 鹿児島水産高校におかれましては、学校教育の中でヒラメのふ化、育成、放流を行っていると同っているところです。

これとは別に、本市におきましても、鹿児島県内の広域的な漁業資源確保の取り組み、豊かな海づくりパイロット事業で、枕崎市漁協と協力しながらマダイとヒラメの稚魚の放流を行っております。

放流の効果としまして、過去10年間の水揚げ数量を申し上げますが、10年前、平成21年のマダイの水揚げ数量は5,185キログラム、平成25年は4,641キログラム、平成30年は5,541キログラムとなっております。10年間の間では4,000キログラム台に減った年もございましたが、

7,000キログラム台の年もあるなど海水温や気候状況などによりまして、漁模様に波、変動があります。しかしながら、放流事業の一定の効果はあったと考えているところです。

ヒラメにつきましては、平成21年の水揚げ数量は189キログラム、平成25年は223キログラム、平成30年は186キログラムとなっております。10年間の間では、120キログラム台に減った年もありましたが、翌年200キログラム台に増加するなど、マダイと同様に漁模様に波がございますが、放流事業の一定の効果はあったと考えているところです。

○13番清水和弘議員 マダイやヒラメの水揚げ量、これが伸び悩んでる、これはまた今、水温が1度ぐらい上昇してきとる、これも物すごく影響しとるんですよ。

鹿児島水産高校ではですね、マダイやヒラメだけではないんですよ。コイ、ニジマス、ナマコ、チョウザメ、これらも養殖しとるわけですね。

今、水産課長が言いましたのは、種苗ですね、卵から育成する、これがヒラメ、マダイだと思っております。そしてですね、この養殖については大きくなったやつを南九州市、または、指宿などにも提供しておるわけなんですよ。

枕崎の場合、マダイとヒラメということなんですけど、ここにナマコ、チョウザメも養殖している状況なんですよ。また最近、このナマコの養殖に漁協も加わっていると、私が見学に行ったとき来ましたよ。

だからですね、こういうところをですね、水高のありがたいこの技術を、この水産高校の能力を生かしてですね、枕崎市漁協、枕崎市が協力して、産官学の共同事業を創出する考えはないでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 新しい漁業としまして、ナマコの養殖事業の可能性を検討しております。今年度、漁業者も含めた関係者で先進地を視察し、枕崎でも同事業が具体化できないか研究しているところです。

現在、来年度当初予算に向けまして、枕崎市漁協、今話のありました鹿児島水産高校と事業内容等の調整を行っております。市としても、まずは事業化に向けた調査費用等の支援を行っていきたくと考えているところです。

また、地元産品の新しい商品開発や販路の拡大について、今年度から行政と枕崎市漁協、生協コープかごしまと協議を始めたところですが、地元の鹿児島水産高校とも連携が図れないか話を持ちかけ、高校のほうの御理解もいただいたところです。

事業化や新しい商品開発にはまだ至っておりませんが、継続して高校とも、また産業界とも協議を進めてまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員 このチョウザメのことについて少し質問します。

水産高校に私、調査に行ってますね、チョウザメっていうのは、私はキャビアで食べるもんだと思っと思ったんですよ。ところが、キャビアとなったら、その養殖期間を、チョウザメが10年以上たたなければ、キャビアはできないということで今、先生といろいろ話をして、6年程度だったら肉としては食べれるよということでした。

それですね、6年で食べれるならですね、6年間ぐらいを枕崎市、今、金山小学校のプールもあいとると思うんですよ、今使われとるんでしょうか。あいとる金山小学校のプールを利用してですね、水はですね、この枕崎市のあるところからすごくいい水が、適合した水が出ておると聞いとるんですよ、校区名を出すなということでしたから校区名は出しませんが。その水を利用することによって、私は金山小学校でのチョウザメの養殖が可能になり、金を生むんじゃないかと思うんですよ。

枕崎は今、疲弊しとる状況だと思うからですね、もっとその過疎地域のほうに光を当てることも大事じゃないかと。そのためにはこの金山小学校のプールを活用すべきだと考えるんですけど、どうなんですか。

○**鮫島寿文水産商工課長** 行政のほうで、チョウザメの養殖事業ということは考えていないところですが、今、民間の方が鹿児島水産高校の協力を得て、チョウザメの養殖ができないか模索、検討しているというのは伺っているところです。場所の選定や、まだ養殖方法等につきまして研究すべきところが多くあると伺っているところです。

小学校のプールとかそういった話も出ているようですが、チョウザメも魚ということで、丸い水槽がよかったり、また質問者からありましたとおり、水温の関係とかですね、非常に難しい課題も多くあるということでしたので、今、研究途中ということでありましたので、私どものほうとしてもその辺を民間の方、水産高校の先生方とも情報交換しながらですね、キャビアではなくチョウザメの肉も、非常にキロ数千円ということも聞いておりますので、今後も調査研究を進めてまいりたいと思います。

○**13番清水和弘議員** 今、課長も言われましたこの民間の方々から私にも相談が来てですね、それで水高に行って、そしてまた県の水産のほうと話をしたところ、キャビアじゃなくて肉、魚の肉を利用するんだったらこっちのほうが手っ取り早いんじゃないかと、そういうことで私も民間の方々と話をしているわけなんですよ。だからですね、できるだけ今、これが前向きに取り扱ってほしい。これは要望しときますね。

それとですね、今、指宿枕崎線、この存続について、ちょっと危ないんじゃないかと言われとるんですね。それで、市長はこの指宿枕崎線が廃止となった場合、どのように対応しようと考えとるんですか。そしてまた、指宿枕崎線が廃止になった場合、枕崎にとってどのような影響が出ると判断してますか。

○**中原重信議長** 清水議員、通告外ですけど。

○**13番清水和弘議員** 指宿枕崎線の……結局、私はこれは言うとしたはずですよ。水高のことについて……私はここでですね、女子生徒のことについて最初言うとしたわけなんですよ。通告外というなら別にいいですよ、それはそれで。当局の考えでしょうから。

○**中原重信議長** 答えられますか。

○**前田祝成市長** 指宿枕崎線の存続ということについての御質問だというふう認識しておりますが、指宿枕崎線については本市住民の当然、生活路線であると同時に、特に鹿児島水産高校生の通学の足として、とても重要な鉄道路線であると考えております。

指宿枕崎線輸送強化促進期成会等でも指宿枕崎線の存続につきましては、毎年、私もJR九州の本社、鹿児島支社へ直接足を運んで、存続の要望、路線の重要性を伝えているところでございます。

○**13番清水和弘議員** 指宿枕崎線っていうのはですね、結局、私はなぜこれを発言したかいうたらですね、やっぱり指宿のほうから通ってくる女子生徒、男子生徒おるわけなんです。ところが、この寮がもう狭まってきているというような話を聞いとるもんですから、それで今あの発言をさせていただいたんですけどね。

次にですね、地方創生推進交付金の定義に、地方版総合戦略に定められた自主的、主体的で先導的な事業を記載し作成した地域再生計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるために交付されるとありました。また、この認定基準には自立性、事業としての継続、官民協働、地域間連携、人材育成、先導的な事業など記載されております。

今回質問している項目は、地方創生推進交付金対象に該当するのか、お尋ねいたします。

○**堂原耕一企画調整課参事** 地方創生推進交付金は、地方自治体の自主的、主体的で先導的な事業を支援するものでありますが、その特徴として、地方版総合戦略に位置づけられた事業を対象としていること、そして事業費の2分の1が交付されるものであること、そして地域再生法という法律に基づくものであることが挙げられます。

今申し上げました先導的な事業であることの判定基準といたしまして、事業主体が将来的に自

立していくことが可能であるという自立性があるか、単独の地方公共団体のみならず、関係する地方公共団体と連携し、広域的なメリットを發揮するという地域間連携の事業であるか、また地方公共団体だけでなく、民間と協働して行う官民協働の事業であるか、さらに事業を実効的、継続的に推進する事業推進主体の形成について、十分な考慮がされているかなどとなります。

これらの条件を複数満たした事業について、地域再生計画を策定の上、事業を地方版総合戦略に掲載し、客観的かつ妥当な水準のKPIを設定し、PDCAサイクルに基づいて事業を実施していくことが必要となります。

お尋ねの水産高校等と連携した事業につきましては、どのような形で行われるものになるのか、私どもも現時点では、細部まで十分に把握ができておりませんので、この場で断言はできませんが、ただいま述べました条件を満たす形で実施するものであれば、地方創生推進交付金の対象となり得るものであります。

○13番清水和弘議員 水産高校の養殖事業、それから枕崎市営球場、これらはですね、この地域創生推進に私は本当に合致した事業だと思いますから、いろいろな交付金事業もありましようけど、優先して対応していただきたい。こう要望しときます。

次にですね、第2回国際芸術賞展が7月21日から9月16日まで南浜館で開催されました。第2回枕崎国際芸術賞展における成果と今後について、質問してまいります。

1番目に、第2回枕崎国際芸術賞展における総入館者数について、それと第1回に比較してどのような状況だったのか、また有料入館者数や中学生以下の入館者数についてもお尋ねいたします。

○中嶋章浩文化課長 第2回枕崎国際芸術賞展の入館者数は4,477人で第1回展より180人の減となったところです。有料観覧者数は2,517人で第1回展より439人の増、中学生以下の入館者数は1,329人で第1回展より572人の増でありました。

○13番清水和弘議員 このですよ、総事業費、これはどのぐらいになったんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 前年度から準備にかかりまして、今年度が実施ということで、2カ年で金額に置きかえますと約2,600万円となっております。

○13番清水和弘議員 1回展に比べたらどうなんですか。

○中嶋章浩文化課長 第1回展と比較いたしまして、第1回展は約2,500万円となっております。

○13番清水和弘議員 今回、課長も一生懸命頑張っていたと思うんですけどね、この100万多なっとるわけですね。これはPRとか、そういうのにかけた金額なんですか。

○中嶋章浩文化課長 第1回展よりも広報宣伝費という形でその分が多くなっております。

○13番清水和弘議員 次にですね、この入館者数について、市内、市外及び県外からの入館者数は、1回目の国際芸術賞展に比較して、どのような状況だったんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 市内の入館者数は2,534人で第1回展よりも238人ふえております。市外は1,943人で第1回展よりも418人の減、そのうち県外から385人で第1回展より16人の減となっております。

○13番清水和弘議員 今この市外からが1,943人、1回展に比べたら418人減少したという話だったと思うんですけど、この原因はどのように判断しとるんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 いろいろな要素があるかと思いますが、今、分析する中で、招待者数が若干減ってるのではないかと考えております。

一つは、オープニングセレモニーの初日、7月21日が国政選挙と重なったりとかですね、あと当日が豪雨であったり、そういった要因がいろいろ考えられるかと思っております。

○13番清水和弘議員 今回の第2回展の国際芸術賞展についてですね、課長が一番力を入れた部分、そしてまた費用対効果についてはどのように判断しとるんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 まず、費用対効果という御質問にお答えしたいと思います。

先ほどとちょっと重複いたしますけども、現段階での概算の決算見込み額になりますが、準備経費を含めましてかかった経費、先ほどは約2,600万円と申しましたが、歳出は約2,590万円、入館料や寄附金などの歳入が1,370万円、歳出から歳入を差し引きますと、約1,220万円になるところです。

あくまでも入館者のアンケートからですね、サンプルで積算したデータになります。宿泊、食事、買い物に使ったお金の質問項目から算出しますと、約450万円の金額になります。アンケートの回答率を見てみますと約60%ですので、仮に全ての入館者から答えをいただいたということにすれば、それ以上の大きな効果になったのではないかと考えられます。

先ほど申しました宿泊、飲食以外にも交通であったり、そしてメディアですね、そういった露出等の宣伝効果も含めれば、かなりの経済効果があったものだと考えられます。

[傍聴席で発言する者あり]

○中原重信議長 傍聴席は静かにしてください。

○中嶋章浩文化課長 今回、市制施行70周年の記念イベントとしまして、さらに芸術文化のまち枕崎を深化させるために、市民ぐるみの取り組みとして力を入れてやってきました。

公募展の審査会や会期中には、多くの市民の方々にボランティアとして参加していただきました。また、国際芸術賞展支援協会や文化協会などの協力も得まして、さらに企業、財団から寄附や支援をいただきました。

そして、特に市制施行70周年のテーマ、生命（いのち）としたアートストリート100基目の立体作品の「枕崎 この地に生きる～大切な命～」を南浜館に設置できたことも一つの成果だと考えております。

そして、公募展の会期中に子供たちですね、717名の児童生徒の来館がありました。審査員の先生の作品、特別企画展として3人の先生方の作品展、すぐれた平面や立体作品を鑑賞していただきました。参加した児童生徒の中で、立神中学校の生徒から南日本新聞の若い目に投稿がありました。貴重な体験ができてよかったとの感想をいただいております。

このように多くの感動を与えた公募展ですが、費用対効果については、なかなか数値化することが難しい要素もあります。来館者のアンケートを集計した結果を分析したり、いただいた意見を整理したりして検証しております。

○13番清水和弘議員 国際芸術賞展のですね、将来展望、どのように考えておるのかですね。それとですね、次に、この第2回芸術賞展について、私も県のほうに県美展とか見に行ったとき聞いたんですけど、県内の全国的に活動している、余計じゃないですよ、数名の方に話を聞いたところですね。国際芸術賞展の作品から受ける発信力やユニークさが欠けた作品もありましたと、また、この作品の大きさが50号と小さいためにメッセージ性や個性に欠けた作品もあり、できればですよ、最低でも100号ぐらいの大きさにしたら、まだ専門的な美術関係の入館者数もふえるんじゃないかという話もいただきました。

それとですね、作品の搬送、持ち込みですね、これについてもいろいろお金がかさむ部分があると聞いておりましたけど、これもこの美術関係者に聞いたところ、各主催者が便宜を図っているところもありますよという話もありました。

風の芸術展は、これからの日本を背負っていくような画家が多数生まれとると。また今日では、この日本の現代美術を代表する作家を多く輩出している。それを感じさせる作品が、この国際芸術賞展では本当に少なかったと、なぜか。その原因というのは、50号と小さくなったため作家の力量がわかりにくい、また審査においても作品の絵肌や細かい部分がわかりにくいなどの声が聞かれました。こういうことですね、考えて、私は次の質問に移ります。

次にですね、千住先生が2019年9月27日の産経新聞やインターネットに記載されましたけど、作品の専属販売契約に違反したとして、2億3,000万円の支払いを東京地裁から命じられたとあ

ります。

今後についてですね、この枕崎国際芸術賞展への影響はどのようなことがあると判断しますか。

○中嶋章浩文化課長 我々もいろいろ市民や各団体、芸術関係者からですね、美術関係の学芸員とか御意見をいただく中で、審査員からも、中央で開催される公募展と比べてかなりレベルが高かったと、そしてまた県内の美術関係者からもレベルが高く見応えがある作品が多かったという評価をいただいております。

そのほか、会期中にギャラリートークをしていただいた県内の先生方とか多くおられます。その方からも口をそろえておっしゃられるのはレベルが高い。

議員のおっしゃられるサイズとか、そういった御意見も一部あるかと思えますけども、今後、そういった御意見を総合的にまとめて検証して、審査員も含めてですね、今後検討してまいりたいと考えております。

○13番清水和弘議員 千住先生との次の国際芸術賞展です、千住先生が会長ということで就任されるのでしょうか。

[傍聴席で発言する者あり]

○中原重信議長 静かにしてください。

○中嶋章浩文化課長 議員のおっしゃられる千住先生が会長というわけではなくて、3人の先生は、曲先生、保科先生を含めてですね、どの方が主幹となってやっていただくということではございません。

審査員につきましても、先ほどと重複しますが、審査員についても今後検討していくということになります。

○中原重信議長 以上で、清水和弘議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後3時20分 休憩

午後3時29分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、下竹芳郎委員。

[下竹芳郎議員 登壇]

○10番下竹芳郎議員 最後の質問者となりました。お疲れとは思いますが、最後までよろしく願いいたします。

12月に入り、日に日に寒さが増してまいります。風邪など引かぬよう健康には十分留意してもらい、令和になって初めての年明けを元気に迎えましょう。

令和の時代に入ってから、8月の前線を伴う大雨、台風19号を中心とした日本各地に上陸・接近し、甚大な被害をもたらした各種大型台風でお亡くなりになられた方に哀悼の意をささげるとともに、被災された方、いまだ避難生活を強いられている方々にお見舞いを申し上げます。また、1日も早い復興をお祈りいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

本市は、これまで幾度となく甚大な被害をもたらす台風に襲われてきました。台風の場合、進路や強さにおいてはおおよその予測はつきますが、近年は地球温暖化等による気象状況の変化に伴うスーパー台風や豪雨など、想像をはるかに超える災害が襲来するようになって、それに備えなければいけません。より綿密な対策が必要と考えますが、どうお考えでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 近年、全国各地で台風や集中豪雨、土砂災害といった自然災害が頻発・激甚化しており、本年も豪雨や相次ぐ台風などにより多くの尊い命が失われるなど、各地に甚大な被害をもたらしました。

特に、10月の台風第19号では、河川の氾濫などによる浸水範囲は昨年7月の西日本豪雨を超えたほか、土砂災害も1つの台風によるものとしては最も多くなるなど、国や地方公共団体などがこれまで行ってきた災害対策の見直しが迫られる記録的な豪雨災害であったと言えます。

本市におきましては、枕崎台風やルース台風など、過去に甚大な被害を及ぼした災害体験を教訓とし、主要施策として災害に強いまちづくりを掲げ、これまでに継続的に河川の改修やポンプ場の整備、水路整備などを行ってきましたが、今後とも災害被害を未然に防止、軽減するためのハード・ソフト両面からのさまざまな防災・減災対策をより一層推進していくことが急務であると痛感しているところでございます。

災害から市民の生命、身体及び財産を守ることは、行政の最も重要な役割の一つであります。市民一人一人が平常時から被害に対する備えを強化し、一旦災害が発生した場合には自分の身を守り、さらにはお互いに助け合うことも非常に重要であります。

過疎化の進行とともに、高齢者のみの世帯が大きく増加するものと見込まれていることなどから、特に防災行政無線の再整備に合わせた戸別受信機の普及促進を初め、外国人の利用に対応した防災マップの見直しなど、災害情報の伝達強化に取り組んでおります。

また、これまでの防災・減災対策に関する取り組みを念頭に、今後の本市の強靱化に関する施策を国土強靱化基本計画や鹿児島県地域強靱化計画との整合性を図りながら、国、県、民間事業者など関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するため、枕崎市強靱化地域計画の策定にも現在取り組んでおり、今後とも災害対策には万全を期していく考えでおります。

○10番下竹芳郎議員 先日、産業厚生委員会で、本市と同じ特定第三種漁港を持つ静岡県焼津市に行政視察に伺いました。

この焼津市も台風19号の接近で、相当数の家屋が床上・床下浸水に見舞われ、視察先の一つである焼津水産加工センターも水害の影響で見学することができませんでした。焼津市は、台風の進行方向の中心より左側に位置していたのですが、このような被害を受けたということで、台風19号が全国各地ですさまじい猛威を振るい、大きな被害の爪跡を残したかがわかります。

この台風19号は、雨台風とも言われ、各地で河川の氾濫や堤防等の決壊により、床上・床下浸水した家屋が多数ありました。

本市の場合、河川・地形の形状、気象や潮位の状況を鑑みた場合、どのような被害を想定されていますか。

○田中幸喜総務課参事 本年10月に発生いたしました台風第19号は、関東や東北など広範囲に記録的な大雨をもたらし、多数の河川で堤防の決壊を引き起こしましたが、堤防が決壊した要因といたしましては、本流と支流が合流する地点付近で、増水した本流の流れにせきとめられる形で支流の水位が急激に上昇するバックウォーター現象によるものが、約8割であったとされております。

本市が、避難情報発令の判断基準としております情報源につきましては、主に気象庁から配信される気象情報や危険度分布等の情報、また県の河川砂防情報システムから取得する情報などがありますが、河川監視は県の河川砂防情報システムで行っており、花渡川については神浦橋に設置された監視カメラの映像とあわせて、水位情報がリアルタイムで配信されております。

また、中洲川、馬追川、尻無川についても危機管理水位河川として水位計が設置されておりますので、水位情報の取得が可能となっているところでございます。

大雨時等において、これらの河川情報等から水位の上昇が確認され、災害の発生が予想される場合においては、各排水施設などに担当職員が待機して対応に当たるとともに、越水危険箇所などにおいては、消防署員や消防団員等が警戒や現場確認等に当たり、避難が必要となった場合には、車両等で避難を呼びかけることとなっております。

市長からありましたとおり、市民一人一人が平常時から災害による被害に対する備えを強化し、

一旦災害が発生した場合には、自分の身を守ることが防災・減災の基本的な考えとなります。

このことから、本年度におきましては、豪雨や台風、高潮などによる被害想定区域など、最新の各種災害関連情報等を盛り込んだ枕崎市総合防災マップの更新作業を現在行っており、今後、全世帯に配布する予定といたしておりますので、御活用していただきたいと思います。

今後とも、災害の発生が予想される場合等において、気象庁などが発表した災害関連情報等を迅速かつ的確に収集し、防災行政無線を初めとしてさまざまな情報伝達手段の活用により、市民に対して的確な情報を伝達し、早期避難を促進することと、自主防災組織のさらなる育成強化に努め、自助・共助の意識啓発と公助を含めた連携強化に努めてまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 一番大事なことは、早目早目の避難をすることが一番大事になってくるということですが、かねてから家族等で避難場所をどこにするということを明確にしておいたほうがいいですね。

先ほど、消防署や消防団の方々、台風や大雨のさなか、不測の事態があれば待機しているということですが、本当に命を張って市民を守ってくれています。心より敬意を表します。

防災マップは、今年度、最新版をつくるということですが、現行版は平成25年ですから6年たっていますね。この新しい防災マップは、どのような点が新しくなっているんですか。

○田中幸喜総務課参事 更新されます総合防災マップの概要について御説明いたします。

冊子仕様につきましては、現在のAゼロ判の1枚紙からA4サイズの60ページ程度の冊子版で、表紙につきましては、持ち出しなどにより雨にぬれても破れにくい素材を使用することとしております。

掲載内容の概要につきましては、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波、高潮など、最新の各種警報等の情報説明や災害発生メカニズムなどの説明を付した「知識編」と、各種災害時における避難情報、避難時の心得、とるべき行動、要配慮者への支援などの「心得編」と、平時における各種災害時への「準備編」などを掲載することとしております。

また、マスコミ及び気象庁などへのアクセスも容易に行えるよう、QRコードの掲載も予定しているところでございます。その他、外国人対応といたしまして、多言語による防災情報やイラストなどを用いて翻訳したものや避難時に携行できる切り取り式の災害避難カードも添付いたします。

また、主要な部分でございまして市内地図を14分割して、地図ページごとに土砂災害防止法や水防法など、最新の情報をもとに危険箇所等や浸水、津波、高潮区域等を種別ごとに色分け表示するとともに、施設情報として避難所、防災機関なども掲載いたしまして、自分のお住まいの地域の危険箇所や避難経路などの情報を御確認いただける仕様となっているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 そのQRコードにアクセスっていうのは、最新情報なんかもすぐアクセスできるわけですね。

○田中幸喜総務課参事 今のところ、複数で予定しているものでまだ決定はしてありませんが、気象庁だとか、マスコミだとか、そういったところの必要な情報を掲載する予定としております。

○10番下竹芳郎議員 この新しくなった防災マップ、A4ですから家の見やすい場所に張ることはできないんですが、わかりやすい場所に保管して、いつでも手に取って見れるよう全件配布されたら周知徹底していただきたいと思います。

万が一の災害時、被害が大規模のとき、もちろん自衛隊も出動してもらわなければいけない場合もございまして、その後ですね、災害ボランティア等の支援要請をしないといけないときに、報道等によく災害ボランティアなどとトラブルがあったというのを聞きますが、受け入れ体制は円滑にいくのでしょうか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 本市に、大規模な災害が発生した場合、枕崎市社会福祉協議

会が市と連携のもと、ボランティア活動の第一線の拠点となる災害ボランティアセンターを設置することになります。

災害ボランティアセンターは、県社会福祉協議会や周辺市町村の社会福祉協議会等の協力のもと、行政機関等関係団体と連携しながらボランティアの受け入れや被災者のニーズの把握、具体的活動内容の指示などを行うこととなります。

○10番下竹芳郎議員 この災害ボランティアなんですが、枕崎市地域防災計画の中に一般災害ボランティアの活動の項目が書かれていますが、ここには災害の初期、今言われた初期段階のことは記載されていますが、本市は高齢者の方も多数いらっしゃいます。

こういうことも踏まえて、災害後の瓦れきの撤去、泥出し、家具・畳等の搬出、移動、室内外の清掃等の活動が書かれていませんが、これはどのようになっていますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 御質問のとおり、枕崎市地域防災計画の一般災害ボランティアの活動内容の項目の中にですね、避難所の対応を中心と書かれているということで、被災後の瓦れきの撤去とか、清掃とか、そういった部分は現在載っていないところです。

ただ、載っていないからやっていただかないということではございませんで、先ほども答弁いたしましたとおり、ボランティアセンターにおいて被災者のニーズの把握、具体的活動内容の指示を行うこととなりますので、災害の規模や種類、被災状況及び被災者のニーズなどに基づき、具体的な内容について活動をお願いすることになります。

○田中幸喜総務課参事 議員御指摘の災害ごみに該当すると思いますが、この災害ごみ処理対策につきましては、地域防災計画の一般災害対策編、第3章の第7節し尿・ごみ・死亡獣畜・障害物の除去対策、第2ごみ処理対策に、一応、明記はされておりますが、ただいま福祉課のほうから答弁がありましたとおり、災害ボランティアセンター等において、災害の規模や種類、被災者のニーズなどに基づきまして、具体的な内容をお願いすることになることと思われまます。

御指摘の災害ごみ等の搬出につきましては、昨今の災害から見ましても重要な活動であると思われまますので、ボランティアの活動内容等の見直しについて関係各課と協議して、地域防災計画の見直し等についても今後検討を行ってまいりたいと思ひます。

○10番下竹芳郎議員 やはり、本市もですね、災害ボランティアの受け入れ方、やり方をですね、経験のある自治体などからノウハウを教えてもらって勉強をしたほうが、万が一のときに役に立ちますので、今のうちから準備しておくことが非常に大切です。

災害は、起こらないにこしたことはないですが、命を守ることを最優先にして、いつも意識して準備しておくことが、ダメージを最小限に抑えることができると思ひます。

次に、どんな人にもやさしい市役所であるためにを主題として質問を進めてまいります。

鹿児島県は、平成11年に福祉のまちづくり条例を施行し、昨今は公共施設のバリアフリー化が進んでいますが、本市庁舎は築60年が経過しているため、平成29年2月に2億円をかけ耐震工事を施し、当分の間、新築されることはないと思われまます。が、庁舎1階の市民ホールの前にあるトイレは平成30年3月に多目的トイレと一緒に改善され、市民の皆様から使いやすいという声を聞いています。

このような本庁舎であります。が、高齢者や障害者等の配慮すべき方々が来庁された場合、どのような対応をされていますか。

○本田親行総務課長 市役所庁舎につきましては、平成28年度からの耐震補強工事と長寿命化工事の実施によりまして、使用可能年限を20年程度延ばすことができましたが、庁舎の構造的な問題などで大規模な内部改修等ができておらず、執務スペースに変わりがないことなどから、バリアフリー化や窓口のワンストップサービスの実現などといった課題の解決までには至っていないところであります。

しかしながら、ただいま議員のほうからもありましたとおり、庁舎の耐震補強工事と長寿命化

工事に合わせ本館及び別館トイレの建てかえを行い、本館トイレにつきましては、高齢者や障害者の方々にも配慮しながら、新たに多目的トイレや授乳室の設置もできましたことから、市民の皆さんの利便性も高まったのではないかと考えております。

現状といたしまして、さらなる庁舎のハード面での整備につきましては、構造上の限界もごさいますが、今後とも必要に応じた通路等への手すりの設置や段差の解消などを行うと同時に、ソフト面におきましても庁内案内図の改善や標識の設置、また職員の対応など細やかな点にも気を配りながら、誰もが利用しやすい市役所となるように努めてまいりたいと思います。

○10番下竹芳郎議員 私なりにですね、庁舎を見て回ったんですが、庁舎2階の件は後ほど質問しますが、気づいた点がありました。

市民生活課の環境整備係の前の公用車駐車場に抜ける出入り口は、一般の市民の方々も利用はあるんですね。出てすぐの2段ある階段は、1段1段の高さが違うため健常者の方も使いにくいはずです。わかっているけれどなれない方が多いんですが、なれない方は少し危険だと思います。

それと、正面玄関前の身障者用駐車スペースですが、そのマークが消えかかって見えなくなって、利用される方がわかりづらいんじゃないかなと思うんですが、そこはどうでしょうか。

○本田親行総務課長 ただいま議員から御指摘のごさいました庁舎北側裏口の車庫からの入り口につきましては、本年4月から庁舎の部分的な改修を行いまして、市民生活課の環境整備係を配置しておりますことなどから、市民の皆さんの利用もありますので、けがのないように段差を解消したいと思っております。

また、正面玄関前の身障者用駐車スペースの標識につきましても、標識がはっきりとしておりませんので塗りかえを行いたいと思っております。

○10番下竹芳郎議員 駐車スペースのマークについては、早急をお願いいたします。市民生活課の出入り口の階段につきましても、今、改善されるということだったので、早急をお願いしたいと思います。

本庁舎は、もちろんエレベーターを設置していませんので、車椅子を使用されている方が2階以上を利用することが困難であります。どう対応されますか。

○本田親行総務課長 ただいま議員のほうからありましたように、市役所庁舎につきましては、現状といたしまして車椅子の利用者や高齢者など、足腰の不自由な方々が2階まで出向いて用件を済まされることは、非常に困難な状況にごさいます。

利用頻度が高い主要窓口につきましては、市民の皆さんの利便性等を考慮し1階に集約しておりますが、車椅子の利用者の方々などが2階の部署に用件がおありのときは、庁舎総合案内の職員から連絡を受けました職員が1階において対応しているところでごさいます。

○10番下竹芳郎議員 そういうふうな対応をしていればいいんですが、本市はこの議場ですね、この議場、傍聴席は3階にありますから、車椅子をお使いの方、足の不自由な方はそこを利用するのは困難です。

ことし8月12日付の南日本新聞調べで、鹿児島県内の43市町村議会のうち車椅子で傍聴が可能なのは18市町あるそうですが、本市はこれをどのように考えておりますか。

○本田親行総務課長 車椅子利用等の市民の方々、議会傍聴をできる環境整備についてというお尋ねでございませぬけれども、本市におきましては、昨年11月に計画的な修繕、改修を行うこと、また予防保全型の維持管理を行うことにより、施設の長寿命化と長期活用を図ることを目的といたしました枕崎市庁舎施設整備計画を策定いたしました。

その中で、整備の優先順位の考え方といたしまして、トイレなど一般の方々も利用する設備は、多くの人に使いやすいユニバーサルデザインを取り入れた改修を行っていくこととしております。

このようなことから、庁舎の構造的な問題等もごさいますが、階段昇降機の設置など車椅子利用の方々も2階までおいでいただいて、議会傍聴等も可能になるような環境整備につきましても、

今後、研究、検討してまいりたいと考えております。

○10番下竹芳郎議員 その構造的な課題がありますが、いかなる方法がいいのか、最善の方法を考えて、クリアして改善していただけたらと思います。

言語や聴覚等に障害がある方も来庁すると思います。そういう方が来庁されたとき、意思疎通は筆談でできると思うんですが、手話などでコミュニケーションがとれる職員とかは配置されていますか。

○藤井和一福祉課主幹兼障害福祉係長 本市においては、行政手続等に必要な意思疎通を手話等で対応できる職員は配置しておらず、言語や聴覚に障害のある方が来庁されたときは筆談で対応しております。

なお、本市では、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにすることを目的に、日常会話に必要な手話表現技術を習得するための手話講習会を毎年度開催し、市内で活動できる手話奉仕員の養成を行っているところであり、この手話講習会には市の職員も参加しておりますが、残念ながら行政手続に必要な手話表現技術を習得するまでには至っておりません。

また、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が、医療機関の受診・相談または健康相談を受ける場合や官公庁、学校その他の公的機関に赴いて行う手続・相談、事業に参加する場合等に手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行う意思疎通支援事業も実施しております。平成30年度は、利用者が4名で派遣件数が107件、旅費、報償費が合計で34万6,000円となっております。

○10番下竹芳郎議員 市役所は、いろんなことに配慮すべき方が多数いらっしゃると思います。ハードルが高い課題もありますが、できることからクリアしていったって、どんな人にも優しい市役所でありましょう。心のバリアフリーという言葉がありますが、環境整備が先でそこが進まないとなかなか難しいと言われます。バリアを取り除くと高齢者、障害者の方が、自立して市役所に安心して来ることができます。行動範囲も広がります。

先ほどからありますように、ハード面は厳しい問題がありますので、ソフト面から変えていきたいですね。配慮すべき人に思いやりというのは大事ですが、配慮が自然に普通にできる社会になればと思います。

市長は、公約に、障害者の環境生活改善への取り組みという公約があります。福祉のことなどいろんなことに取り組んでいらっしゃると思いますが、まずは市役所の中からだだと思います。市長はどう思われますか。

○前田祝成市長 今、質問者からありましたように、まだまださまざまなバリアが残っているという状況は認識しておりますし、そのハードルを低くしていくということも必要であるというふうに認識しております。

そして、施設については、これまでのところも施設が古いついていう部分もあるんですけども、なかなか配慮が足りてないものも多いなというふうな認識はしております。その中で、できることから、先ほども申し上げましたけれども、優先順位を見きわめながらですね、予算的な面も当然ございますし、そのあたりをしっかりと見きわめながら判断していくということが必要であろうというふうに思っております。

SDGsの中にもですね、誰ひとり取り残さないという基本理念がございますし、全ての人に福祉をと、いろんな不平等をなくそうということがございますので、そのあたりは一つ一つできることからクリアしていきたいなというふうに考えているところでございます。

ハード面の整備もそうですし、議員おっしゃられたように、ソフト面の部分もしっかりと準備を進めていきたいというふうに認識しております。

○10番下竹芳郎議員 どんな人にも優しい枕崎、社会であってほしいです。

次に、枕崎国際芸術賞展について質問をしますが、さっきの質問と重なる点もあるかと思いま

すが、よろしく願いいたします。

市制施行70周年記念事業としまして、第2回枕崎国際芸術賞展を開催し、応募作品も前回よりふえ、入賞・入選作品、開催中の催し物も間違いなく前回よりもグレードアップしています。

今回もいろんな感動がありました。特に、アートのストリート100基目の作品、先ほど課長からも説明がありました「枕崎 この地に生きる～大切な命～」は感銘を受けました。70組108名の人たちが、暑い夏の日に70個の御影石を魂を入れて磨き命を吹き込んだ超大作であります。私の中では、この作品が大賞であります。

盛会のうちに閉幕しましたが、反省点も多々あると思います。どのように総括していますか。

○中嶋章浩文化課長 第2回枕崎国際芸術賞展の応募数について説明をいたします。

応募数は、第1回展を上回る945点の応募があり、これまで開催されました風の芸術展を含む11回の公募展の中でも2番目に多い応募数となりました。

部門別では、平面作品は755点と2番目に多く、立体作品におきましては、190点と過去最高となる応募数となりました。審査員のネームバリューや第2回展ということで、前回展の評価から応募件数がふえたと考えられます。

次に、作品のレベルも945点から78点、約8%まで絞られ、入賞・入賞の作品展示となり、そのレベルの高さは、ほかに類を見ないハイレベルの展示になったと思われま。審査員からは、中央で開催される公募展と比べてもかなりレベルが高いとのコメントや、県内の美術館関係者からもレベルが高く見応えのある展覧会であったなど高い評価をいただいております。

そして、来館者満足度などを調査するアンケートを実施いたしまして、94.9%の方から満足との回答をいただいております。また、美術関係者や入館者からも高く評価を得た公募展であったと言えます。

公募展の反省点といたしましては、第1回展を下回る4,477人の入館者であったことや、また関連イベントの実施、広報のあり方など課題は残っているところでもあります。

○10番下竹芳郎議員 先ほどの質問者からも入館者数の質問があったんですが、県の地域振興推進事業の中で開催中の入館者数を目標1万人と設定していて、実際は4,477人だったのですかね、目標には遠く及びませんでした。その要因の分析・検証はしているのでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 先ほども申しました目標を1万人の入館者数として設定して取り組んでまいりましたが、結果といたしまして、4,477人の入館者となったところです。

審査員や美術関係者、入館者からもですね、作品は非常に高いレベルだと評価をいただいたところではございますけれども、開催前に芸術賞展のまず魅力を広く伝えることができなかつたことを反省しております。つまり、PRが十分にできなかつた点が大きな反省点だと考えております。

そしてまた、アンケートの中からもですね、チケットについては1回展と同じ料金設定をしましたが、アンケートの結果からも入場料が高く何回も来れないなどの御意見もいただいております。

今後、芸術文化のまち枕崎を市民に浸透させる努力や、そして各団体の協力体制の構築が課題として挙げられます。

○10番下竹芳郎議員 今、言われたようなこともいろいろあるんですが、準備不足、人手不足、いろんな要素もあったと思うんですね。そのチケット販売に関しましても、売り方があると思います。

今現在、前売り券、団体割引、そして身障者割引もあるんですね。それに加えて、期間中のフリーパス券、好きな方は何回も行かれると思うんですね。そして、夫婦割、シニア割、こういうふうバラエティに富んだチケット販売の考え方はないのでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 過去に料金が500円とかですね、そういった設定もあったということで、料金設定についてはですね、今回1,000円という料金になっております。

その料金設定について高いという御意見、先ほども申しましたが、アンケートの中で議員のおっしゃられる周遊パス、そういったパスができればという意見も多数いただいております。

ですので、そういった御意見をまた今後ですね、こういった公募展を開催するに当たって検討していかないといけないと考えております。

○10番下竹芳郎議員 今後、研究をお願いいたします。少しでも多くの方々に関心を持ってもらい、来場していただくよう工夫してください。

開催期間なんですが、風の芸術展の時代から毎回夏休みを挟んだ7月から9月に行っていますが、なぜこの時期なのか。そして、この時期は適当なのか、よろしくをお願いいたします。

○中嶋章浩文化課長 これまでの公募展は、夏の時期に開催しておりました。第2回枕崎国際芸術賞展も夏の期間、7月21日から9月16日までの58日間開催したところであります。

この時期の開催は、子供たちが夏休みの期間でありまして親子で来館しやすいこと、また本市最大の祭りでありますさつま黒潮きばらん海港まつりやお盆の帰省客が集中することから、この時期が適当だと考えております。また、統計的にも平成30年の実績からも、本市への入り込み客数は1年間を通して7月から9月の期間が最大で年間の約40%を占めております。夏のこの期間が最適だと考えております。

○10番下竹芳郎議員 夏に開催する根拠はあると思うんですが、芸術の秋という言葉もあります。秋は、感性が高まるなんてこともあると思います。もう最近の夏は、動くのも外出するも嫌になるほど暑い日があります。秋は、運動会、文化祭等があって所管課のスケジュールがタイトになったりもするんですが、9月から11月の秋のシーズンに開催というのは考えていないんでしょうか。

○中嶋章浩文化課長 議員から質問のあったとおり、秋ごろの開催となれば恒例の市総合文化祭が南浜館でも開催されます。また、市民運動会、いろいろなスポーツ大会が多く開催されます。行事が錯綜することも考えられますので、またこれらの理由から、一番県外からの誘客を一つの大きな目的として実施しているのが枕崎国際芸術賞展開催ということも考えておりますので、本市への入り込み客が一番多くなる7月から9月、入り込み客数が多くなるこの時期が最適だと考えているところでございます。

○10番下竹芳郎議員 わかりました。秋の開催は難しいというようなことですが、開催についても研究をよろしくをお願いいたします。

枕崎国際芸術賞展は、市民と、そして美術界では若手作者の登竜門的位置づけとして定着しつつあります。芸術文化のまち枕崎も少しずつですが、浸透しつつあります。今までの私の質問は、次回開催ありきでしてありますが、この質問を聞いて、最後に市長にお聞きします。

ぜひ、第3回展もですね、すばらしい芸術賞展を開催していただきたいんですが、どのようにお考えでしょうか。

○前田祝成市長 議員のほうから、第3回を期待する声を聞かせていただきました。実は私ですね、今回の第2回国際芸術賞展についての評価という部分については、非常に厳しく評価をしています。

まずはですね、今の状況で次回開催を実施しますと決定できる状況ではないなというふうに認識しています。

一つは、作品については非常に国際的に評価される国際展にふさわしい作品が出てきているんだというふうに思っておりますし、1回目以上にレベルが上がったなというのは私自身も感じているところです。

ただ、課題は集客です。集客の中身を見ますとですね、先ほどの質問者の答えにもありましたけれども、市内のお客が多い、そして県内のお客がその次で、そして県外からのお客が非常に少ないというような状況がございます。

これは、私も反省しないといけない部分なんです、国際芸術賞展と、国際展という名にふさわしい集客の構成になってないなっていうのがまずあります。作品は、国際的に評価される高い作品が出てきてますが、そこに来るお客様の中身というのが国際展にはまだまだ届いていないというような評価を私はしています。

ですから、そこをいかに国際展にふさわしいお客様が来られるようなですね、そういう芸術賞展にできるかどうかというのを3年後になるのか、5年後になるのかわかりませんが、そこまでつくり上げていかないと、なかなか実施っていうところまでいかないのかなという判断を私はしています。

そこにつきましてはですね、我々も反省しなければならぬところは多々ありまして、職員は本当に一生懸命頑張りました。もう本当に徹夜してっていうかですね、一生懸命頑張って大会開催にこぎつけ、しっかりとした準備をしてくださいました。

ただ、広報という部分、先ほどPRという話もありましたけど、そこだけの期間にポイントとして広報をしても、なかなかお客様は集まって来ないなっていうのも結果として出てきました。

となるとですね、南浜館自体に日常的にお客様が来れる、来られるような南浜館にしないと、3年に1度のビッグイベントをしたとしても、その間にお客様が足を運ぶような施設じゃないですね、なかなかそこで一遍に集客をとるとするのは難しいっていうのも、今回の件で判断できました。

ですので、これは枕崎の外からの集客ということを考えたときの一つのコンテンツとしては、非常にレベルの高いものではあると思いますので、今までのような南浜館の使い方では、恐らく同じことの繰り返しになります。

だから、日常的にいかに南浜館に誘客ができるか、集客ができるかっていうところを本当に真剣に考えていかないと、3回目はないかなというふうな私は判断をしています。

そのための施策を今、来年度以降の地方創生総合戦略を考えて策定しているところなんですけれども、その一つに外からの集客というところをポイントとして考えておりまして、当然、いろんな枕崎にある強みとなるべきコンテンツがありまして、例えば火之神公園でありますとか、もしかしたらその金山小学校を中心としたエリアでありますとか、当然、南浜館もそうです。駅もそうです。そういう強みをですね、本当に強くするような施策をつくり上げていって、そして日常的に南浜館に人が集まってくるというようなことをやっていかないといけないというふうに思っています。

済みません、長くなってしましますが、具体的な課題を言いますと、芸術祭の期間中だけ案内を、何というんですかね、標識とかをしてもよくなってっていうかですね、日常的に南浜館に人が来るようなサインもつukらないといけないでしょうし、日常的に南浜館に来るような中身をつくり上げていかないといけないんだろうなというふうに思います。

実は、鹿児島県内でいいますとですね、私、これは個人的な話かもしれませんが、霧島アートのある森がありますね。あそこは、私もここ3回の展覧会、全部見に行ってます。それだけ、やっぱり魅力のあるものを発信できれば山の上でも行くんです。

ですから、そういう魅力のあるコンテンツを南浜館がいかに発信できるか、それをやっぱりここ1年2年で見きわめてですね、そして3年後、5年後のこういう大きなイベントっていうところにつなげていこうというふうに私は今考えています。

だから、そこについては相当な努力が必要ですし、観光振興に絡めていかないといけない部分もございますので、そのあたりをしっかりと取り組んでいきたいというのが、現状の私の評価でございます。

○10番下竹芳郎議員 国際芸術賞展と南浜館は、枕崎の誇れる財産だと思うので、今、市長が言われた反省点を踏まえてですね、私としては次回開催を祈念いたします。

それでは私の質問を終わります。

○**中原重信議長** 以上で、下竹芳郎議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 4 時 20 分 散会

本 会 議 第 3 日

(令和元年12月10日)

令和元年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第3号）

令和元年12月10日 午前9時30分開議

日程 番号	件 名
1	一般質問 禰 占 通 男 議員（64ページ～73ページ） 東 君 子 議員（73ページ～79ページ） 城 森 史 明 議員（79ページ～89ページ）
2	諸般の報告

○ 本日付議された事件は議事日程（第3号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	福永賢一 福祉課主幹兼社会係長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
田中幸喜 総務課参事	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
日高広子 会計管理者兼会計課長	丸山屋敏 教育長
山口美津哉 教委総務課長	益満裕美 学校教育課長
末永俊英 生涯学習課長	中嶋章浩 文化課長
豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長	松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長
中原浩二 消防長	松田正知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	山口太 総務課主幹兼行政係長

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

昨日に引き続き一般質問を行います。

まず、禰占通男議員。

[禰占通男議員 登壇]

○5番禰占通男議員 下水道事業も30年が経過して長寿命計画に基づく改築更新工事が進んでいますが、設備の更新とあわせて汚泥処理の処分費の縮減と悪臭対策が事業を継続するには必要と考えます。今後、人口減少が進んでまいりますと、下水道事業においては経営改善が課題になることが予想されます。

今までの会議における汚泥処理費問題、9月議会では悪臭に対する質問がありました。私なりに納得がいかない部分がありましたので質問いたします。

下水道汚泥について、稼働当初の含水率ほどの程度であったのか、お聞きいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ただいま御質問がございました下水道汚泥につきましては、担当課長より後ほど答弁させていただきますが、私のほうから公共下水道事業全般につきまして答弁させていただきます。

本市の公共下水道事業は、生活環境の整備と枕崎港を中心とした公共用水域の水質保全を目的として、昭和48年度から基礎調査並びに基本計画の策定に着手し、昭和59年3月に供用を開始してから35年が経過しております。その間、1次区域から4次区域までの434.9ヘクタールの面工事をを行い、平成30年度末で現事業計画の管路整備が全て完了し、供用開始しているところです。

下水道事業の経営につきましては、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な視野に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいく必要があることから、本議会に地方公営企業法の全部を適用できるための条例案をお願いしているところでございます。

なお、御質問の下水道汚泥につきましては、担当課長より答弁いたします。

○松田誠水道課長 昭和59年3月からの供用開始に伴い、少量ながらも昭和60年度より発生していた汚泥の含水率は、設計値65%に対して実績65%程度でした。

その後、平成20年度までは実績62から65%程度で推移していましたが、脱水機の老朽化や機器変更により、平成30年度末では主要脱水機であるスクリー脱水機の設計85%に対して83%程度、補助脱水機である加圧脱水機の設計値65%に対して72.5%程度でございます。

○5番禰占通男議員 今、課長からの説明によりますと、相当含水率が低くなって、今と比べると、パーセント的にも相当違うんですけど、この汚泥量について1%違うと、量としては相当違ってくると思うんですけど、99%が1%減ることによって、量としては半分ぐらいになるという、国交省なんかの説明書にも書いてありますけど、設計当初の60%台から、今70%以上になって、その量の増加というのは30年が経過してですよ、今、市長からも説明があった計画予定区域が全部終わった。そのときに、30年後の今を見据えた汚泥量で計算してたのかということも私は聞きたいんですけど、どうなんですかね。

○松田誠水道課長 この含水率の設計値におきましては、事業認可を受けるときに一番適した脱水機を選定するということになります。そのときの設計値が何%であったかということでありまして、今質問者が言われるとおり、老朽化に伴いましての含水率が上がったというところはあると思います。

ただ、これを予測的に幾ら上がるかというのは、ちょっと予測できないものでありますので、

機器を更新するときに、その含水率については対応しているということになります。

また、当初の設計値65%が今現在、65%に対しまして72.5%程度でございませけれども、これは機器によって含水率が全然違いますので、機器変更によって含水率が上がったということでございます。

○5番禰占通男議員 次の項目に移る前に1つ伺っておきますけど、もしこれを燃やすとなると、何%なら燃やせるちゅうか、焼却処分できる含水率ちゅうのは幾らになってるんですか。

○松田誠水道課長 ただいま含水率が83%程度と言いましたけども、焼却処分としたときに、今の含水率でも焼却はできます。

でも、例えば内鍋清掃センターとか、そういうところに補助燃料として持って行くには含水率が高いと。おおむね50%程度でないと補助燃料としては使えないというふうに聞いております。

○5番禰占通男議員 次の質問にいきますけど、令和3年から予定するストックマネジメント計画後に策定する長寿命化計画での汚泥量は、どのように変動するのかをお伺いいたします。

○松田誠水道課長 平成28年度から取り組んでいますストックマネジメント計画の策定業務は、今年度で調査業務について完了予定でございます。

本計画では、既存の下水道施設全体を対象に、その状態を把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、修繕、改築を計画的に行うための計画であるため、直接的に汚泥量の軽減を図る目的ではありません。

しかし、次期計画では、汚泥処理に係る濃縮設備や脱水設備の機器更新を予定していることから、現在の汚泥含水率が下がることによる汚泥量の軽減を期待しているところでございます。

先ほど質問者からありました汚泥含水率についての軽減であります。今、予測では83%を、例えば含水率80%に落とした場合に、汚泥量が15%ほど減少する見込みでございます。その15%の減少によりまして、平成30年度実績で換算すると、1系スクリー脱水機の更新により1,380万円程度の軽減になると見込んでおります。

○5番禰占通男議員 きんうの一般質問でも政務調査で見てきたこと、学んできたことの話がありました。我々産業厚生も焼津市の下水道処理場の説明を受けたところです。

それによりますと、平成30年度で本市は汚泥量の処分に1億0,748万円、それだけの処分費がかかっておるんですけど、焼津市におきましても、処理区域人口がうちは1万2,000人、向こうは3万人、そして汚泥量がうちの4,500トンに対して、向こうは2,600トン、処分費が焼津市は1,300万程度です。10分の1ですよ。

これもちょっと後でまた説明を受けますけど、やはり10分の1という処分費ということは物すごく大きいので、うちは何で同じ下水道の仕組みとしてもほとんど変わらない。ただ変わってるのは、脱水機が違うだけだということですよ。

今後の取り組みで、脱水機等も更新するであろうと思うんですが、うちはスクリーと圧縮の加圧脱水機を使ってるということですけど、今後に対して遠心脱水機なるものを採用する予定はないのか、そこをお伺いいたします。

○松田誠水道課長 脱水機の選定は、生成する汚泥の性状、コスト及び運用上の要求により、選定されることとなります。

基本的には、低コストでなるべく低い含水率の脱水ケーキ、そしてメンテナンス性を重要視し選定します。それぞれ処理場の流入水質及び処理方法により濃縮汚泥成分が異なることから、他処理場の脱水機とは比較はできないと考えております。

○5番禰占通男議員 今、本市が使ってるのはスクリー脱水機と加圧脱水機、これにこの遠心脱水機なるものも組み合わせることはできないんですか。

○松田誠水道課長 令和2年度に実施設計を予定しています。それで、汚泥の成分等を分析しまして、遠心脱水機が適当であれば採用ということになりますけども、遠心分離機の動力が大きい

ということで、騒音振動が大きいのが特徴なものですから、それによりまして荷重がかかりまして、汚泥棟そのものがもつのか、その辺も検討しながらになると思います。

○5番禰占通男議員 向こうも含水率が80%ぐらいになって、それで2基更新したという説明を受けたんですね。それで、80%で更新して、76.8%にまた落としたということで、2台で7億4,000万。うちのスクリー脱水機と加圧脱水機で幾らぐらいするんですか。

○松田誠水道課長 1基3億円程度を見込んでます。

○5番禰占通男議員 そしたら遠心よりは安いということですよ。

そうすると、前の9月議会でもありましたように、この脱水機のもろもろ設備の更新をしていくと、今後のこの汚泥量の今現在、汚泥が4,500トン、これがいろいろ設備を更新した場合は、この汚泥量の予測と処分費というのはどのような考えでおるんですか。

今後更新すると、また30年使わないといけないわけでしょう、30年近く。その予測はどのようになさってるのか。

○松田誠水道課長 先ほども答弁いたしました、今回のストックマネジメント計画によります更新については、直接的に汚泥量の軽減を図る目的ではありません。

それでも今現在、汚泥量の軽減に向けての方策としまして、提案を受けていますので、その提案の中で汚泥量の軽減は行うということになります。

○5番禰占通男議員 9月議会でも令和2年から長寿命化計画なるものも取り組んでいくちゅうことになってるわけでしょう。

そして、市長も高い汚泥料に対する施設の最適化に向けた検討を進める長寿命化計画に基づく改築更新事業を実施すると所信表明でも述べてるわけでしょう。そしたら、やっぱりそういう今後の産業の動向によって汚泥量も違ってくるだろうけど、供用開始から30年過ぎて、それを更新したらまた次も30年使用しないといけないわけでしょう。

そしたら、30年後を見据えてどのぐらいになるかちゅうのはやはり必要じゃないですか。普通の小さい企業は10年ぐらいでいいと思いますよ、将来を見据えるのは。

大体が大企業になると、20年、25年、30年を見てますよ。そしたら、やはり莫大なお金を使っていくわけだから。

脱水機だけでやはり6億、かえるころになると7億になるかわからないけど、やはり投資が大きいですよ。そしたら、やはり先を見据えてこのぐらいになるんであろうという予測とそれの改善に取り組むべきだと思いますけど、どうなんですか。

○松田誠水道課長 先ほどの答弁を繰り返しますけども、今回の改築更新については、含水率が下がることによる汚泥量の軽減は見込まれています。

これが、約1,380万程度という答弁をいたしました、昨年度から高騰している汚泥処分費の費用軽減は喫緊の問題であります、莫大な投資額が予測されることから、スピード感を持ちながらも提案されている手法について慎重に取り組んでいるところでございます。

提案されている内容につきまして紹介しますが、1番目に、嫌気性消化設備の設置により、消化ガスを乾燥設備の発電エネルギーとして活用し、含水率の低減並びに汚泥量、臭気濃度の軽減を図るもの。2番目に、消化設備に莫大な費用が予測されることから、乾燥設備のみを設置し含水率の低減並びに汚泥量の軽減を図るもの。3番目に、乾燥設備と脱臭装置により、含水率の低減並びに汚泥量、臭気濃度の軽減を図るもの。4番目に、DBO、公設民営方式により堆肥化を行う中間処理施設を設置し、安定した汚泥処理を図るもの。5番目に、資金調達から建設・運営まで行うPFI方式により、消化・発電設備を設置し、エネルギーを売電する取り組み。6番目に、消化設備のみを設置して、汚泥量、臭気濃度の軽減を図るもの。

以上の6提案に対して、今、研究を行っているところでございます。

○5番禰占通男議員 今、課長がおっしゃられたことは3番目の項目になりますけど、2番目の

項目として、この除害施設と水質料金についてお尋ねしますが、このBODとノルマルヘキサンのこの抽出物含有量を緩和してるため、除害施設を設けなくてよいと言いますが、この緩和している根拠は何なのかをお尋ねいたします。

○松田誠水道課長 当初計画での本市基幹産業である水産加工場排水については、おのおの敷地に除害施設を設けるか、あるいは工場群を1カ所に集めて工業団地化して除害施設を設けることで、生物化学的酸素要求量であるBOD1リットル当たり600ミリグラム以下、浮遊物質であるSS1リットル当たり600ミリグラム以下及び動植物性ノルマルヘキサン含有量1リットル当たり30ミリグラム以下に一次処理した排水のみの受け入れを検討していましたが、加工組合との協議や市議会での質疑等を重ねていく中で、水産加工場は市内に散在しており、それらの多くは零細企業であることから、技術的、経済的基盤が弱く、団地化には長期間を要すること及び各加工場の敷地面積が狭いことから、団地化または個別による一時処理は困難であるとの意見が強かったようです。

そのようなことから、本市地場産業の振興、育成の見地から、水質試験やプラント実験を行い再検討した結果、煮汁を除く排水については、処理方法を標準活性汚泥法の約3倍の曝気時間を行う長時間処理方式を採用することにより、水産加工場からの排水に限り下水の排除の制限について緩和することとなりました。

○5番禰占通男議員 一番最初に申し上げておきたいことは、法とか条例で定めることは、何ちゅうか、規制を厳しくすることであって、私は緩和することじゃないと思うんですけどね。

そして、下水道が始まって、59年から供用を開始したということで、そしたら開始する前に時限立法なり、10年たったならこのぐらいですよ、20年たったならこのぐらいですよ、30年たったならその緩和はないですよちするの私は当たり前だと思う。

それを30年もずっと同じ条件でやってきて、そして汚泥処分料が以前の四、五千万から一気に1億を越す段階になるというのも、またこれ計画性のないことだと私は思います。

そうであれば、今、一応、長寿命化計画に取り組むわけですから、結局、皆さんの家庭が下水道につないでしまったら、下水道がなくなったらもう一度浄化槽を埋めないといけませんよ。そしたら、今度は市民は物すごく負担を強いられるってことですよね。そういうこともやはり考えないと、今は地方自治体もいろいろ、焼津市もでしたけど、もう今は下水道区域をふやさないと、合併浄化槽で対応しましょうっていうそういう自治体がふえてきていますよ。

だから、私は経済性を考えたら、今あるものは仕方ないけど、やはり経営できるだけのものをそろえていかないといけない。ただ、先ほど冒頭言いましたように、人口は減っていく、使用料も減っていく、そしたら誰がこの下水道の経営費を出すのか。延々と先が見えない値上げをしていくのかっていうそこまで行き着きますよ。後で悪臭にも触れますけど、汚泥の問題ちゅうのはそのぐらい厳しいですよ。

それで、一つお伺いしたいのは、この質問をするに当たり、政務調査に行く前に水道課長のところにもちょっとお伺いに行ったんですけど、汚泥処理にかかる費用ですよ、経営改善に向けての。汚泥処分費は、下水道維持管理費において何%ぐらいが適切かちゅうか、大体のラインなんですか、下水道維持管理費におけるパーセント的であらわしたら。

○松田誠水道課長 維持管理費に占める汚泥処分費でございますが、平成26年度が16.7%、27年度が17.6%、28年度が17.7%、29年度が17%、30年度で37.2%となっております。

下水道汚泥エネルギー化技術ガイドラインによりますと、維持管理費に占める汚泥処分比率、これは約5%、電気料金については約10%となっているということは承知しております。

本市下水道での維持管理費における汚泥処分費は高くなっておりますけれども、水産加工場の排水を受け入れていることから流入量に対して汚泥の発生量が多いこと、約4倍ぐらいですね。処理時間が長いとブローによる電気消費量が多いことと判断しております。

○5 番禰占通男議員 一応、今、課長がおっしゃられたように、国土交通省の平成29年度版のガイドラインにも約5%に占められるということで、これをまだ改善しないといけないという国土交通省のガイドラインに示されているわけですね。うちはもう大幅に3倍、4倍ですね。

そうした場合、やはり産業振興ということで除害施設を設けなくていいという緩和措置であるという課長からの報告もありましたけど、やはり何らかの方法で可能な限り、私は除害施設に取り組むべきだと思いますよ。

そうしないと、幾ら水質の割り増し料金をもらっていても、いつも私が議員になって言われたのは、受益者負担という言葉はずっとどこの課でも言われてきました。

そうした場合、一般市民の日常の汚泥と、産業をやっている方の汚泥の使用料、そしたら、その料金を上げていくというときに別々に上げるのか、一緒に上げるのかということも今後の課題になると思いますよ。前から水道料金も上げないといけない、経営をやっていけないちもう示されてるわけですから。

次の質問にいきます。

この緩和措置の物質含有量の測定はどなたがするんですか、この下水排出水の分は。

○松田誠水道課長 下水道条例第9条のただし書きによる施行規則第13条の除害施設の設置の特例を受ける特定事業場の使用者は、施行規則第16条において、当該年度における排除の汚水の量及び水質について届けなければならないとされています。

これらの物質含有量の特定としましては、供用開始前に日本下水道事業団への委託により水質を検査し算出した負荷量原単位、原魚1トンにつき13.2キロ、ノルマルヘキササン抽出物質含有量1リットルにつき273ミリグラムを水産加工場排水の平均水質と認定しています。

なお、下水道法では流入水の水質検査は義務づけられていませんが、本市処理場では平日流入水質について水質試験を行い、流入水質の監視を行っているところです。

しかし、昨今の水産加工場からの排水水質は、冷凍カツオの解凍に要する水の節水意識により、認定している水質よりも高濃度であることがうかがえることから、再度、平均水質を算定する必要があると考えております。

○5 番禰占通男議員 事業による原材料のその日の使用量によって含有量も違ってくると思うんですけど、その辺はどのように毎日の事業に対する材料の量で、この排出する量も違ってくるわけでしょう。一定とは限らんわけでしょう。そしたら、この水質料金の算定ちゅうのはどうなるんですか。

○松田誠水道課長 原魚1トン当たりに対して水を使う量は一定でありますので、その日に5トン切ったらそれなりの水量を使うという計算になりますので、各工場の原魚の占める割合と比例して水質料金は上がっていくということになります。

○5 番禰占通男議員 それは、工場が年間何日稼働した、それで毎日幾ら使ったちゅう届け出、統計ちゅうのは、どのようにして水道課は把握するんですか。

○松田誠水道課長 水質料金、使用料金についてもですが、水道メーターで全部計算を行っていますので、原魚1トンにつき何トン水を使いましたということになりますので、何トン切ろうがそれだけ水を使った量で、水道メーターにより計算をしてるということになります。

○5 番禰占通男議員 まあ言えば、ほとんどが井戸を持っていますよね。そして、井戸のポンプ容量か何か知らんけど、それによってしてるわけでしょう、大きいところは大体が。80%ぐらい井戸を使ってると思うんだけど。

そうした場合、やはりポンプ、電気代を幾ら使ったからどうのこうのっていう話になるんじゃないですか。このモーター用のメーターに何かこうあれがあるんですか、記録装置でも、どうなんでしょうか。

○松田誠水道課長 今、お尋ねのことは、積算電力計のことだと思いますけれども、各加工場の

うち半分以上は水道メーターで計測を行ってましても、井戸水についても水道メーターが今主流となっております。

過去に、井戸水を使っているところで積算電力計1キロワット当たりは何トンの水をくみ上げるかということ計算いたしましたして、その積算電力計の何キロに対して何トン使ったという計算でしてるところもございます。

○5番禰占通男議員 わかりました。次の水質料金の汚泥処分料に占める割合は何%ぐらいになるって、これは積算とかなさってるんでしょうかね。

○松田誠水道課長 水質料金の汚泥処分料に占める割合ということですが、一般家庭と水産加工場を含む汚泥処分料に占める水質料金の割合は、平成26年度では汚泥処分費3,869万円程度に対して、水質料金2,083万円程度で割合にして53.8%、27年度の汚泥処分費4,165万円程度に対して、水質料金2,420万円程度で割合にして58.1%、28年度の汚泥処分費4,209万円程度に対して、水質料金2,604万円程度で割合にして61.9%、29年度の汚泥処分費4,070万円程度に対して、水質料金2,539万円程度で割合にして62.3%、30年度では汚泥処分費1億1,607万円程度に対して、水質料金は2,661万円程度で割合にして22.9%でございます。

○5番禰占通男議員 平成30年度に上がる前の処分費に対しては、約半分程度の水質料金ということですけど、その処分費が上がった平成30年度を見ると物すごく差があります。

これが、今一番高い値段で処分されていくとなると、その水質料金も今までのデータからいくと、半分ぐらいにしないといけないわけでしょう、違いますけ。その辺はどう考えてるんですか。

○松田誠水道課長 汚泥処分料自体が上がったことによりまして、これが全部、水産加工場の流入によるものだという判断ではありません。

一般家庭についても、BOD、SSともに今までの経過から見れば、約3倍程度の一般家庭排水の流入水質も悪化しているというところでございますが、加工場の排水量がふえたのが一番の大きな原因とは思っています。

お尋ねの水質料金についてでございますが、今現在、前回の料金改定時も水質料金について検討を行っております。水質濃度2,000から2,500以下で130円の水質料金をもらっていますが、前回の検討では130円が230円程度必要ではないかとの試算も出ています。

今回、令和2年度からに向けまして、水質料金は使用料金についてどの程度が適当なのか、検討していくということになります。

○5番禰占通男議員 先ほど課長が答えられましたが、下水処理工程で本市の処理場に消化、乾燥、焼却がないのはなぜかということなんですけども、もう半分ぐらいは前、課長が説明されましたけど、この消化と乾燥が私は汚泥の減量に一番必要ではなかろうかと思っておりますので、今後、長寿命化計画をするに当たり、本市がどのような考えを持っているのかをお尋ねいたします。

○松田誠水道課長 先ほど答弁しました6つの提案について今検討を行っているわけですが、基本的には、汚泥量の削減、これが一番の大きな視点ですので、汚泥量の削減とあわせて臭気の削減も含めた提案のどれがいいのか、今研究を行っているところでございます。

○5番禰占通男議員 消化、乾燥して新しい南薩地域クリーンセンターなるものも計画されておりますので、乾燥はどこでするか分かりませんが、やはり余熱を使ったりして50%ぐらいに含水率を下げれば、焼却処分も可能だと思いますよね。先ほど焼却ということで、50%ということで話も出ましたから。

今後、そういった取り組みも本市はしていかなければ、この人口減に対する経営は私は下水道はできないと思っております。ぜひ、そういった計画で取り組んでもらいたい。要望をしておきます、時間もありませんので。

次に、悪臭について御質問いたします。

終末処理場において、県条例、市町村条例による悪臭対策の現況について、県内の状況はどう

なっているのかをお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 悪臭防止法第23条において、悪臭防止法とは別に県や市町村が独自に条例をつくり規制を行うこともできるとされています。

鹿児島県公害防止条例では、知事が規制対象となる施設を定め設置者に施設の構造及び管理に関する基準の遵守を義務づけることにより、悪臭の防止が図られているところでございます。県条例では、悪臭に係る特定施設を定め、その施設を設置する者に対し、届け出を義務づけ、これらの施設に関して構造等の基準を定め、基準の遵守を求めています。

条例を制定している市町村のうち、鹿児島市、薩摩川内市、鹿屋市、南さつま市、奄美市については、鹿児島県公害防止条例第47条の2第2項の適用により、悪臭に関する事項は当該市における条例の規定による規制によって対応がされております。

○5番禰占通男議員 うちのこの終末処理場、公共施設ということで、この公共施設から悪臭が漏れてるところはほかにもあるんですかね、それを伺っておきます。

○日渡輝明市民生活課参事 他市におけるその公共施設からの悪臭については、本市のほうでは特に把握をしていないところでございます。

○5番禰占通男議員 そうすると、うちはいつから処理場近辺は悪臭がするようになったとお考えなんですか。

[傍聴席で発言する者あり]

○中原重信議長 静かにしてください。

○日渡輝明市民生活課参事 市に寄せられる下水道終末処理場の臭気については、市民のほうから寄せられる件数としては、最近では寄せられていないところでございます。

臭気対策については、これまでも議会で取り上げられている課題でもあります。環境担当部局としては、現状の把握をするため、事業所の確認を行ったり、またそういう状況を踏まえながら対応しているところでございます。

下水道終末処理場付近の臭気に関する課題については、いつごろから始まったかというのは、特には把握をしておりません。

○5番禰占通男議員 以前は、私も職業柄、近辺で仕事をしましたけど、今みたいなにおいはしなかったと記憶しております。

次に、臭気指数と物質濃度の規制について当局の考えをお伺いいたします。

○日渡輝明市民生活課参事 悪臭規制の概要については、生活環境の保全を目的として、昭和46年6月に悪臭防止法が制定されています。この法律では、工場その他の事業活動に伴って発生する悪臭について規制を行うことができます。

市の区域内の地域は、第2次一括法の施行に伴い、規制地域の指定及び規制基準の設定について県知事から市長へ権限が移譲されています。悪臭防止法第4条により、特定悪臭物質の排出濃度による規制と臭気指数による2つの手法が定められており、規制基準は悪臭の発生の態様に応じて3種類設けられております。

本市の規制方法については特定悪臭物質濃度で、敷地境界線における規制基準は、悪臭防止法施行規則別表第1に示される22の特定悪臭物質の種類ごとの範囲で規制を行っております。

悪臭苦情は、さまざまなにおいがまざった複合臭に関するものなど多種多様であり、臭気指数規制は平成7年に悪臭防止法に導入されています。この臭気指数は、人間の嗅覚を用いてにのいの程度を測定するため、においを全体として捉えることができ、物質濃度による規制では補完できない複合臭にも対応できるという特徴があります。また、人間の嗅覚を用いて測定するため、悪臭の被害感と一致しやすく状況に応じた対応が可能となります。

県内においては、鹿児島市、出水市、霧島市、日置市、さつま町が臭気指数による規制を導入しているところです。

○5番 禰占通男議員 今、担当者が言いましたように、悪臭防止法は昭和46年、平成8年に法改正が行われて、参事が説明されたように臭気指数の規制が行われております。

今、担当者も言われたように、物質濃度より臭気指数のほうが混合臭ということで、悪臭というのは感覚公害ですよ、人それぞれ違うわけですから。臭いよ、そうでもないよと、その差があるわけだから。それを苦情に対してどう反映するかということですよ。

時間もありませんので、次の測定方法と終末処理場の臭気対策と臭気指数測定法、また本市の規制基準の設定はどのようになっているかをまとめてお伺いいたします。

○松田誠水道課長 枕崎終末処理場は、住宅に近い場所に立地していることから、建設当初より最初沈殿池からエアレーションタンクの処理池上へ簡易ぶたを設置し、敷地周辺には3重に樹木を植栽することにより、場外にできるだけ臭気が漏れないように建設しております。

近年の汚泥量増加に伴う臭気対策としまして、汚泥棟通風口へのシャワーミストの設置、汚泥積み込み時の搬出口開閉時間の短縮及び脱臭設備機能保全を目的とした定期的な活性炭入れかえ等の措置を講じているところでございます。

○5番 禰占通男議員 臭気指数の測定ちゅうのは誰がしてるんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 本市の悪臭検査につきましては、臭気指数による検査を実施しており、鹿児島県に登録している環境計量証明事業所の中で、臭気指数による測定を実施している事業所へ業務委託を行っております。

下水道終末処理場の臭気については、年1回の検査を実施しており、敷地境界線において臭気発生源の位置や風向き等を考慮し、臭気を一番強く感じる場所で短時間のうちに吸引ケースを用いて採取しております。

測定方法については、臭気判定士が嗅覚測定法（三点比較式臭袋法）により測定が行われており、臭気濃度、臭気指数を求めております。

○5番 禰占通男議員 市長にお伺いしますけど、今、臭気判定士の資格を持つ者が、管理下のもとに測定の結果を出すということになってるんですけど、全国に3,200人ぐらい、今現在、平成30年度ぐらいでおるんですけど、うちの市職員300人程度の中から1人ぐらいずつ資格を取らせたらどうなんですか、そういう資格も必要だと思うんですけど。今後、下水道が30年続くのであれば。どうですか、そういう資格取得ちゅうのは。

○前田祝成市長 今、御提案のありました臭気判定士ですか、その資格を職員からということでは、全く今の私の頭の中にはなかったものですから、その辺についてはまた担当課と相談しつつ検討していきたいと思っております。

○5番 禰占通男議員 道具がそんな大がかりなものでない、どっか高校ぐらい行ったら理科室にありそうな道具で間に合いそうなことを、いろいろ説明書もあります。検討してもらいたいと思います。

それと、あと悪臭防止法の8条ですけど、この改善勧告及び改善命令は、市町村が行うようになっていますが、うちの悪臭のものは公共施設ということで、自分のところを自分で改善はできるんだろうけど、勧告とかこれはできないと思うんですけど、そこら辺の解釈はどうなってるんですか。

○日渡輝明市民生活課参事 国、県、市町村で行う役割については、悪臭防止法で定められており、苦情の受付、事業者に対する個別の指導、悪臭検査の実施、問題のある事業者に対する改善勧告、改善命令等については市町村で行うこととなります。

悪臭防止法第8条では、改善勧告を行う要件を満たす場合に、改善勧告や改善命令などの行政処分を行うことができるとされており、その要件として、事業場が規制地域内にあること、事業場における事業活動に伴って発生する悪臭であること、臭気指数や悪臭物質の濃度が規制基準に適合しないこと、不快なおいにより住民の生活環境が損なわれていると認められることが要件

となります。

地域の自然的・社会的条件及びにおいの強さ、継続時間、頻度等を総合的に勘案して判断する必要があるとされていることから対応していくこととなります。

○5番禰占通男議員 勸告、命令が出せるんだけど、うちの臭気測定も委託してやってるということで、これは市報とかそういったあれには公表もないんだけど、水質汚濁防止法による水質なんかは毎年市報なりされるんだけど、やはり公表も必要じゃないかと思うんですけど、その辺はどうなんですか、市長。

○前田祝成市長 議員からございました、ただいまの臭気測定についての公表っていうのは、今のところやってない状況でございます。その公表につきましてもですね、今、御提案もございました。ただ、いろんな影響があるかと思しますので、そのあたりについては慎重に研究してまいりたいというふうに思います。

○5番禰占通男議員 次の活性炭脱臭装置の活性炭劣化対策はどのように対処しているのかをお伺いいたします。

○松田誠水道課長 終末処理場にある脱臭設備の活性炭劣化対策としましては、活性炭を通過して排出される排気口で、簡易臭気指数測定器により臭気指数を測定して劣化状況を判断しています。

判断基準としましては、臭気指数30程度で活性炭の入れかえが必要であると考えており、おおむね5年から7年で交換の予定でございます。

○5番禰占通男議員 水道課長の話によりますと、結構高額な活性炭みたいで、そうしょっちゅうかえるわけにはいかないと思うんですけど、やはりにおいが強いということは脱臭装置が劣化しているのか、中身の活性炭を取りかえれば済むと思うんですけど、その対応としては5年から7年で交換すると言うんですけど、短期でかえるということは考えてはいないんですか、今の臭気の度合いから見て。

○松田誠水道課長 今現在、汚泥棟にある活性炭入れかえ、1回で700万から800万ぐらいかかるというふうに聞いておりますが、その活性炭につきましては、これまでの分析によりまして今の活性炭の必要量等を決めておりますので、これが劣化しているかという状況判断としましては、今言ったような臭気指数の測定しかないということになります。

小まめにかえたほうが効果的ということは、もう重々承知しておりますけれども、1回かえるのに先ほど答弁しました金額がかかりますので、この指数で判定基準を設けてるところでございます。

○5番禰占通男議員 最後の質問になりますけど、この臭気対策として、設備ごとに気密化が可能な設備への更新に取り組むという9月の答弁もあったんですけど、この処理場の管理棟を除く全ての密閉化が私は必要ではないかと思ってるんです。

たびたび例に出しますけど、焼津市の処理場は隣が高校、またその隣に市民プールもあります。それで、においは一切漏れていません。全部密閉化されております。やはり、こういったところを参考にすべきではないかと思ってるんですけど、これから30年、何度も言いますけど、運用を続けるのであれば、抜本的改革が必要であると思うんですけど、この密閉化についてどのぐらいかかると思われますか。道具で覆うか、施設を一つ一つ密閉化するかちゅうことに対して、どのぐらいかかると思われますか、試算を何かしたんですか。

○松田誠水道課長 一般的な処理場では、最初沈殿池からエアレーションタンクの処理池はオープンになっております。焼津市の処理場では、臭気拡散を防ぐため、処理池を建屋内に設置する完全密閉方式となっております。

本市処理場の場合も、臭気拡散を防ぐことを目的に簡易ぶたを設置してありますが、焼津市と比較すると十分じゃないと言えます。

今、お尋ねの建屋内にするとということでございますけど、試算では約3億から5億ぐらいかかるというふうに試算しております

○5番禰占通男議員 3億、5億、30年で割った場合、ある程度可能かなと思いますけど、市長はどうですか。そういった、他市に誇れるような施設をつくるということに対して。

○前田祝成市長 いろんな議論が必要だというふうに思っております。

先進地の研究等も積極的にやりながらですね、一番ベストな方法を選択するというのが我々の責務だと思いますので、そのあたりも含めながらですね、しっかりと研究してまいりたいと思います。

○松田誠水道課長 ただいまの水処理棟についての密閉化でございますけども、今、一番臭気の拡散が多いのが汚泥棟でございます。

まず、水処理棟のそういうところにお金をかけるよりも、汚泥棟の機器の密閉を行って臭気の拡散を防いだほうが効率的であると考えております。

○中原重信議長 以上で、禰占通男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、東君子議員。

[東君子議員 登壇]

○12番東君子議員 未来ある子供たちのために、今回も本音で一般質問をしていきたいと思えます。

若者にとって魅力のないまち、その原因は市議会にある。全議員は、私利私欲のために活動するのではなく市民のために働いてください。10月4日、市民会館で行われました市民と市議会との意見交換会で、市民の方からいただきました貴重な御意見であります。

その後、私は市民のミニミニ座談会にも呼ばれる機会があり、議員に対しての厳しい御意見をたくさんいただきました。

初めは、市民のためという思いで立候補したものの、自身の弱さから自分を見失い長い間発言もしない。市民ではなく別の方向を見ている。市民の血税で生かされていることなどすっかり忘れていてはないのか。市民は、毎日必死で働いている。1日仕事を休めば日当をもらえない人もたくさんいる。あなた方に枕崎の全てを託している。前向きに頑張っていただきたい。枕崎市政に対しても、真のリーダーとは一体何なのか、御意見をいただきました。真のリーダーとは、市民を思い、市民に寄り添い、市民の声を聞き、市民のために動く。

かつて、明治維新をつくり上げた歴史上有名な偉人たちも、ひたすら民衆の幸せのために汗を流しました。迷いのないリーダーの姿に心を動かされ、たくさんの武士、また、それらを支える女性たちの力が一つになり時代が動きました。1本の棒に全てをかけて戦った薩摩現流の精神で、どうかこの難局を乗り越えていただきたい。

新しい年、令和2年がそこまで迫っています。これから年末に向けお酒を飲む機会もだんだんとふえてまいります。つくり手の思いに寄り添った、つくり手の思いを裏切らない、市が取り組むお酒の上手なつき合い方とはどういうものなのでしょうか。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 厚生労働省によりますと、我が国においてアルコール飲料は、古来より祝祭や会食など多くの場面で飲まれるなど、生活・文化の一部として親しまれてきています。

一方で、国民の健康の保持という観点からの考慮を必要とする他の一般食品にはない致酔性、慢性影響による臓器障害、依存性、未成年への影響、妊婦を通じた胎児への影響などの特性を有

しています。

アルコールに関連する問題は、健康に限らず、交通事故等社会的にも及ぶため、世界保健機関では総合的に対策を講じるよう提言しています。

その対策については、アルコール関連問題の早期発見と早期介入、未成年者の飲酒防止、国民一般への情報提供、アルコールを取り巻く環境の整備等の取り組みが必要であるとしています。

本市では、平成28年3月に策定した健康まくらざき21の中で、1日平均の飲酒量が多くなると、がん、高血圧、脳卒中、脂質異常症などの飲酒に関連する多くの健康問題のリスクが上昇すると、適正飲酒の啓発に努めることとしているところです。

本市の具体的な適正飲酒の取り組みについて担当課長から説明いたします。

○田中義文健康課長 健康まくらざき21の中で、成人の1日の適正飲酒量について、純アルコール量20グラムと規定しております。

本市では、適正飲酒の啓発に向け、昨年度から健康酒場事業を実施しております。健康酒場事業は、働き盛りの世代や子育て世代を対象に市内の酒造会社の協力を得て、おいしいお酒を楽しく飲み、健康で幸せな生活を送るためにアルコール摂取の適量を知り、自分の飲酒の状況を振り返る機会にさせていただくことを目的にしております。

昨年度は、市内事業所の代表者等に参加していただきましたが、今年度は、市内小中高校のPTA役員を対象に参加を呼びかける予定でございます。

そのほかの取り組みといたしましては、成人講座や特定保健指導等におきまして、保健師から適正飲酒に関する保健指導を実施しているところでございます。

○12番東君子議員 最初にですね、健康酒場と聞いたときは、健康と酒場っていうイメージが全く別のものっていう感じがあったんですけど、このネーミングにはですね、上手にお酒とつき合っ、楽しく心地よく生活の中に取り入れることによって、市民の皆さんの健康にも役立てていただきたい。そんな願いもあるのではないのでしょうか。

私も枕崎に来て9年ぐらいになりますけど、時々だれやめというものをいたすようになりました。子供のときは、なぜ大人はお酒を飲むのだろうと不思議に思っていたんですが、焼酎は今の季節、お湯割りが大変おいしいですね、香りがいい。

枕崎市民大学ふるさと再発見講座に入っていたときに、焼酎ができて上がるまでの工程を勉強しました。20代のたる職人、青年が1人で切り盛りをして、自分の仕事に堂々と誇りを持って頑張っている姿にとっても感動いたしました。

焼酎ができて上がるまでの工程は、複雑で長い時間がかかります。地元の産業として、たくさんの方々の思いの詰まった焼酎を、ぜひ県外の方々にもたくさん味わっていただきたいと思います。市を挙げて焼酎を盛り立てていきましょう。

次に入りたいと思います。

枕崎市は、健康に対する取り組みにも非常に力を入れています。こんなところにも、というところに血圧計が置いてあって、見るだけで自身の健康にも気をつけなければならないと、1日の運動量を意識したりします。また、反省もします。

先日も会合でいろんな方々に、これ枕崎市では誰でも知ってる方なんですけど、歩いて帰りなさい、歩きなさいと言われて、ボディガードつきで歩きました。そうすると、適度に体が動いて疲れたんでしょうね、眠りも心地よかったです。大変ぐっすりでした。生活習慣病、市民の方々と一緒に再度見直す必要があると思いました。

そこで気になるのが、お酒を飲む人の心構え次第で、残念なことに体を壊されている方もいらっしゃると思います。アルコール依存症による健康被害、病気の種類など教えてください。

○田中義文健康課長 厚生労働省は、健康日本21の中で、節度ある適度な飲酒とは1日平均20グラム程度の飲酒と、多量飲酒とは1日平均60グラムを超える飲酒と定義しております。アル

コール関連問題の多くは、この多量飲酒が引き起こしていると考えられております。

多量飲酒によって、アルコール性肝炎、膵炎、アルコール性心筋症、アルコール性多発神経症、貧血、糖尿病、痛風などさまざまな病気を発症すると言われております。

我が国のアルコール依存症の患者数は、2003年に実施された全国成人に対する実態調査によりますと、アルコール依存症の疑いのある人は約440万人、そのうち治療の必要な患者は80万人いると推計されております。また、女性の社会進出及び人口の高齢化を反映して、女性、高齢者のアルコール依存症の増加が顕著となっております。

アルコール依存症を一言で言いますと、大切にしていた家族、仕事、趣味などより飲酒をはるかに優先させる状態です。具体的には、飲酒のコントロールができない、古くは禁断症状と呼ばれていた離脱症状が見られる。健康問題の原因が飲酒とわかっていながら、断酒ができないなどの症状が認められます。

具体的な離脱症状として、軽症から中等症では手の震え、発汗などの自律神経症状や睡眠障害、鬱状態などの精神症状が見られ、重症になりますと禁酒1日以内にけいれん発作や、飲酒後二、三日以内に振戦せん妄と呼ばれる意識障害と幻覚が見られます。

○12番東君子議員 11月にアルコール依存症家族の方々の回復ワークショップ、これ専門医の方、お医者様も交えて、そういう勉強会に参加させていただいたんですね。そうして、専門医の先生から依存症に対する治療方法など、さまざまなお薬だったり、いろんな依存症の方々と話をしたり、そういう治療法がございましていうのを勉強させていただきました。

アルコール依存症とは、お酒を飲むと気分がよくなり、それにはまってしまう状態、そして日常では味わえない高揚感があります。脳の病気で、遺伝にも関係がある。酒を飲まないとうなるのか、気分が落ち込む。

そしてこの中でですね、勉強会で一番びっくりしたのが、イネイブラーと呼ばれる人たちの存在、これ気をつけてくださいということなんです。イネイブラー、初めて聞きますね。難しい、ちょっと言いにくい名前なんですけど。

例えば、飲酒して困った結末を抱えている人を見て何とかしてあげよう、中にはまた一緒にお酒を飲んだりする、誘う。すると、本人は傷みを感じず、簡単に済んでしまった。また酒に走る。本人を助けるつもりが、本人の飲酒を助けてしまう。これをイネイブリングという。

枕崎市は、かさむ医療費、それが市全体の財政にも大きく影響しています。防げる病気は防いで、子供たちにツケだけは回さないようにお願いいたします。

次に入ります。飲酒による健康被害防止のための対策、これは市として何かされていますか。

○田中義文健康課長 先ほどの答弁と重複いたしますが、健康酒場事業や成人講座、特定保健指導等を通じて、適正飲酒の重要性を啓発することにより、飲酒による健康被害の防止に今後ともつながっていきたいというふうに考えております。

○12番東君子議員 今ですね、一歩外に出ると、コンビニとか道路でも、ぱたぱたぱたぱた飲酒運転だめという旗が立ってます。飲酒運転は絶対にしてはいけない、させない、そういうメッセージのポスターをよく見るようになってきてます。これ市としてですね、何かこういうふうに、何か取り組まれていることはありますか。

○田中幸喜総務課参事 本市の飲酒運転防止対策といたしまして、交通事故防止運動等の活動をやっておりますが、本市の主な取り組みについて御説明いたします。

全国的に展開されます交通安全運動などが、春、夏、秋、年末年始に実施されます。なお、本日から来年1月10日まで、年末年始の交通事故防止運動と地域安全運動が展開されております。それらの運動の重点項目といたしまして、飲酒運転の根絶が掲げられております。

運動期間中において、本市及び警察署や関係機関と連携いたしまして、合同出発式の実施や国道や大型店舗等において街頭キャンペーンなどを実施し、買い物客や警察が誘導して車を停車さ

せて、ドライバー等に対して安全運転に関しての直接のお声かけや啓発チラシ等の配布により、飲酒運転は絶対にしない、させないという機運の周知徹底を図っているところがございます。また、市役所西側駐車場のフェンスに飲酒運転追放の横断幕を年間を通じて掲示しております。

今後も、交通安全教室時等の啓発や定期的実施されます交通安全運動実施時において、各関係機関と連携して重点目標となっております飲酒運転の根絶について、さらなる啓発の強化に努めてまいりたいと考えております。

○12番東君子議員 20年前、高速道路で幼い2人の姉妹が亡くなった。この事故っていうのは、皆さんの記憶にもしっかりと刻み込まれていると思います。

飲酒運転の大型トラックが、家族4人を乗せた乗用車に追突し、幼い姉妹が亡くなりました。飲酒運転、危険運転の厳罰化につながりました。

家族の方のインタビューが、最近ニュースで流れていましたが、事故に遭ったときから、もうその家族の時間はとまり、24時間2人を思い悲しみから逃れることはありません。

世間一般では、飲酒運転をして会社をやめた。芸能界から退いた。ぱっと見、責任をとったかのように思われがちですが、果たしてそうでしょうか。解決をしたというのは、日ごろ自分自身があした大事な会議がある、きょうは早目にだれやめをしようか、切り上げようか、あしたは休みだからもう少し飲もうか。自分でお酒をコントロールすることができて、初めて解決したと言えるのではないのでしょうか。

多くの場合、アルコール依存症の方々は、自分は違うと言い張り、なかなか病院に行ってはくれないというのが家族会からの悲痛な声でした。お酒の残った状態で運転をして、自分が山や崖に突っ込んでしまった。それなら自業自得です。

しかし、多くの場合、その犠牲になるのは全く関係のない第三者、子供たちなんですよ。飲酒運転を甘く考えないでいただきたい。市役所の前は小学校ですよ。我々は一度の失敗も許されません。

どうか、これからグループで飲まれる方々は、特に周りに目配り気配りしていただきたい。人を育てるのもリーダーの仕事ですよ。

次は、DVに入らせていただきます。DVとはどういうものなのでしょうか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 DVは、直訳すると家庭内暴力であり、明確な定義はありませんが、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味が一般的です。暴力の本質は力と支配であります。加害者には男性、女性を問いません。

暴力の形態としては、殴る、蹴る、物を投げつけるなどの身体的暴力。おどす、無視し続ける、物を壊すなどの精神的暴力。性行為を強要する、避妊に協力しないなどの性的暴力。生活費を渡さない、借金を重ねるなどの経済的暴力。交友関係を厳しく監視するなどの社会的暴力。子供をおどしのネタにしたり、子供に被害者の悪口を言うなどの子を使った暴力があります。

殴られるのには被害者にも原因があるのではというのは誤りで、暴力は絶対に許されない行為であり、あくまでも加害者に責任があり、暴力を振るわれる側に責任はありません。

○12番東君子議員 昔は、一方的に暴力や暴言をパートナーから受けても、警察っていうのは相談しても夫婦げんかということで、そこまで警察とか入っていけなかったんですが、今は重大な事件を引き起こすきっかけにもなっています。

自分の今の状態を誰かに話したり、また助けを求めることもあると思うんですが、本市への相談件数、これはどれぐらいありますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 福祉課及び家庭児童相談室において、過去5年間に電話や面談によりDVに関する相談を受け付けた各年度の延べ件数は、平成26年度28件、平成27年度22件、平成28年度32件、平成29年度35件、平成30年度40件であり、近年増加傾向にあります。

相談された被害者は、全て女性で20代前半の若年層が比較的多く、夫やパートナーからの身

体的暴力や経済的暴力が多い状況です。また、家族構成はさまざまですが、疾病や経済的問題など、複雑な家庭事情を抱えるケースが多い状況です。

なお、鹿児島県が所管する女性相談センターにおいての平成30年度の相談件数は377件となっており、こちらも近年増加傾向にあるようです。

○12番東君子議員 ここでですね、1軒の農家の方、高齢の女性に話を伺ってまいりました。

朝、まきでお風呂をたく、まだ五右衛門風呂なんですけど、パートナーのお父ちゃんと2人で畑に出て、帰って来たらてきぱきものが進むように、朝からまきで風呂をたくわけですね。そして、朝から心はもう夕方の準備に入っている。

一緒に畑に出て、同じように仕事をして、お父さんは帰ってきて風呂に入り、御飯を食べ、だれやめをする。土間で遅くの夕食を奥さんは食べて、そしてお風呂に入る。そして、お風呂に入ったらもうくたくたに疲れているので、ぶくぶくぶくってなって、それでびっくりして起きる。男に口答えなど許されない。周りもそうだったから当たり前だと思っていた。しかし、70を過ぎての暴力だけはきつかった。これ昔の話で済まされるでしょうか。

法務省は、11月29日、令和元年版の犯罪白書、これを公表いたしました。刑法犯の認知件数が2002年をピークに減り続ける中、ドメスティック・バイオレンス、DVの検挙率は10倍超えとなりました。

そこでお尋ねいたしますが、電話相談や面談、DV被害者への対応、これはどうされていますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 被害者への対応といたしましては、保健師や医療機関、また警察等関係機関と連携し、被害者が女性単独であれば、県女性相談センターを通じて婦人保護施設で一時保護をするケースや、また被害者が母子であれば、市を通じて母子生活支援施設へ入所するケースもあります。

これらの施設は、シェルターとしての機能がありますので、着のみ着のまままで逃げてきた場合でも対応できますし、本人の経済的な負担はなく、またプライバシーも確保されます。

被害者が家にとどまる場合であっても、定期的に、またいざとなったときに連絡を取り合う体制を整えるとともに、被害者がいつでも逃げられるように荷物をまとめてもらっておくことや、最低限必要なものについて助言をしています。

被害者の中には、簡単に別れてはいけないとか、結婚していないと一人前ではないとか、耐えることは善という価値観を持つ方や相手にわかってもらって別れることが誠実だというふうに考える方もいらっしゃいますが、DVに発展している加害者は、そもそも相手のことを認めてないということを丁寧に説明するよう心がけています。そして、何よりも被害者の身の安全の確保を最優先に対応しております。

○12番東君子議員 今話を聞いて、何か少し安心しました。何か少しずつ、やっぱり変わってきてますね。

そこです、また気になるのが加害者、この方もまた幼少期に暴力を受けて育った背景がある場合が多いと聞いています。なぜ、DVをしてしまうのか原因を探っていくことが大切だと思うんですが、加害者に向けた取り組み、こういうものは何かなされていますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 加害者に対し、市で直接対応することは基本的にありません。逆に、被害者保護の観点から、加害者からの照会等には一切応じないということになっております。

被害者からの申し出により、被害者の住民票等の写しの交付及び住民基本台帳の閲覧の制限をかけることや、被害者が警察に相談することで、警察による加害者への対応が図られること、あるいは被害者が地方裁判所へ保護命令の申し立てをすることで、接近禁止命令等が発令されることなどがありますので、被害者にそれらを丁寧に説明し勧めるなどの対応をしています。

しかし、これらについては、被害を受けている本人がその防止に向けてみずから動かなければならないため、大変なエネルギーが必要であると認識しています。

○12番東君子議員 例えばですね、ほかの自治体で見たんですけど、漫画を使って、文章に広報紙なんかで入ってきててもですね、なかなか高齢者も市民の方々もですね、余り字というのは見たくないんですよ。

だけど、漫画でわかりやすく書いてあると、すごくわかりやすかったですね。ほかの自治体で大分前に見たことがあるんですけど、DVとはこういうものですよ。そういうふうにはわかりやすい取り組み、こういうのが必要じゃないかと思います。

このDVに、勉強する前に初めは児童虐待、これを調べていました。すると、やっぱりDVにたどり着いてしまったんですよ。DVをなくさないと児童虐待も防ぐことができないと思います。

一番気になるのが、このDV環境にある小さな子供たちのことなんです。これ学校現場では複雑な家庭環境にある子供たちに対して、どのような取り組みをされていますか。

○益満裕美学校教育課長 一般的に、ドメスティック・バイオレンスは夫婦間の暴力であり、子供が直接の被害者ではありませんので、児童虐待と峻別して学校は対応することになります。

DVの相談が子供からあった場合は、子供から内容をよく聞き、この子供の理解を得た上で、DVを受けているほうの親に連絡をすることも考えられます。

ただ、どちらかの親が子供の前で配偶者に暴力を振るったり、暴言を吐いたりするといった面前DVは、子供への心理的な苦痛を与える児童虐待に当たることから、関係機関に報告することになります。

○12番東君子議員 学校の先生方が、一番長い間子供たちと一緒に過ごすと思うんですが、私もずっと子供を出産してから、幼稚園、小学校、もうずっとPTAの役員をしてまいりました。

そうする中で、先生たちの様子はずっと見てきたんですけど、教頭先生に至っては、早朝から夜遅くまでいつ休むんだろう。それに勉強を教えて、あと複雑な家庭環境、そういう子供たちを見守って、もうほんとにクタクタになるような1日だと思うんです。

ただやはり、子供はですね、なかなか声が上げられませんので、そういう子供の心の変化、体のぐあいなど感じ取っていただきたいなと思います。教育現場は本当に大変ですが、よろしくお願いたします。

それではですね、最後になったんですが、子育て支援、これに入らせていただきます。

自分もですね、豊後高田、これ総務文教のほうで行ってきたんですけど、これを言い出すとですね、もう切りがありません。あれもやってるこれもやってる。今回は、枕崎だけを見詰めてみたいと思います。

子育てには、とにかくお金がかかります。以前にもお話ししたことがあります、東京にいるお嫁さん、2年前に枕崎で出産をしました。その際、赤ちゃんの準備用品を買いに行ったんですが、最低でもそのとき5万はかかりました。

やっぱり、子供のときもそうなんですけど、明けておめでとうと心だけ言葉だけ言われても、なかなか子供っていうのはそんなにうれしくはないので、やっぱりですね、おめでとうの気持ちと一緒に、これお祝い金、大事なんじゃないかなと思うんです。ぜひ、枕崎市民みんなで新しい生命を祝福したいと思います。子育て応援誕生祝い金設立、ぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 出産祝い金については、過去、本市においても昭和63年に始まったふるさと創生1億円事業の一環として、平成5年度から平成9年度にかけて実施したことがあります、現在では実施していません。

なお、支給対象者や支給方法等はさまざまですが、現在、お隣の南さつま市を初め、県内19市のうち10市が何らかの形で出産祝い金を支給しているっていうことは承知しています。

市では、誰もが安心して子供を産み育てるような環境づくりとして、産科医や助産師の確保対策や子ども医療費の助成などを初め、妊娠から出産、子育て期までにわたるさまざまな対策を講じているところですが、今後ともさらなる充実を図っていきたいと考えております。

誕生祝い金制度を創設してはという御意見ですが、限られた財源の中でどのような施策が効率的、効果的であるのか、今後とも研究、検討を重ねてまいりたいと思います。

○12番東君子議員 このお祝い金によって急に人口がふえたり、そういうことはないと思います。ただ、やっぱりもう若い夫婦ももう本当一生懸命働いて、もう大変ですよ。それで、やっぱり赤ちゃんも授かって、その赤ちゃんをもう本当、とにかく何とか大事に育てていきたいなど、市を挙げて育てていきたい。それには、やっぱり少しでもですね、助かるんですね。もう本当に、若い夫婦はもう少しでも助かります。何千円だったらおむつも買えるし、それで子育てしやすい枕崎、これが実現できたらいいんじゃないでしょうか。

これを突破口にですね、少しずつ、少しずつ、住みよい枕崎、そして人口も少しずつふやして、もうみんなで祝福の焼酎をここで飲んだらいいんじゃないでしょうか。

来年は、市民の声を形に、ぜひお願いをいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○中原重信議長 以上で、東君子議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時10分まで休憩いたします。

午前11時18分 休憩

午後1時8分 再開

○中原重信議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、城森史明議員。

[城森史明議員 登壇]

○6番城森史明議員 令和元年の最後の質問者になりました。あと60分、よろしく願いいたします。

では、通告に従って一般質問を行います。

地球温暖化の進行により、近年、国内においては、大規模災害が毎年発生しています。

ドイツのシンクタンクの発表によると、2018年度における世界の気象災害の被害状況において、残念ながら日本が第1位との発表がありました。

2019年度においても、関東地区において大規模な台風災害が発生しました。本市においても、7月初旬、大雨により河川氾濫の寸前まで危機が迫りました。

本市は、台風銀座と呼ばれ、近い将来、地球温暖化によるスーパー台風の襲来が危惧されております。そのために、これらの災害に対する総合的な備えが緊急課題であると考えます。

災害から身を守る手段として、最近の気象庁やマスコミが特に強調することは、とにかく避難を最優先しなさいという呼びかけであります。近年の災害は、被害想定を上回るケースが多くなり、初期避難の重要性がようやく認識されるようになりました。

東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、また障害者の犠牲者の割合も被災住民全体の割合と比較して2倍程度になったとのことであります。災害において犠牲者が多いのは、高齢者や障害者などいわゆる災害弱者であり、その避難所となる福祉避難所の整備や自宅から福祉避難所への避難マニュアルの整備は緊急の課題であります。

この前の県議会でもこの問題が取り上げられました。2016年度の熊本地震後に、避難所の管理運営マニュアルを策定及び改定したのは県内の43市町村の中で6自治体で、2019年度内に完了予定なのが11自治体とのことです。福祉避難所の設置済みは39自治体で、だがホームページなどで広報や周知をしているのは21自治体とのことです。

本市の福祉避難所における現況はどうなってるのか、まずお尋ねいたします。

[前田祝成市長 登壇]

○前田祝成市長 ちょうど今月の広報紙の中で、私のコラムの中でもですね、防災について書かせていただいております。その中でも避難についてのことも少し触れさせていただいているところでございます。

おっしゃられるように、近年の我が国を襲う災害というのが非常に大きくなっていることは、重く認識しているところでございます。

福祉避難所について説明いたします。

福祉避難所とは、身体等の状況が特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設等に入所するに至らない程度の高齢者や障害者、妊婦などの災害時に特に配慮が必要であり、一般避難所では避難生活が困難な方々を受け入れるために、市が指定し開設する避難所です。

福祉避難所の設置に関しては、本市では平成25年5月1日に市と川辺地区老人福祉施設協議会との間で、災害時における福祉避難所設置に関する協定書を締結しております。

川辺地区老人福祉施設協議会は、枕崎市、南さつま市及び南九州市に所在する17の老人福祉施設等で構成されており、万一の災害が発生した場合、市の要請に基づき、福祉避難所として受け入れ対象となる高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要支援者を受け入れることができるようになっている施設でございます。

○6番城森史明議員 今、協定を結んでるっていうことがありましたが、実際の話、自分の施設もですね、大変なことがあったりして、なかなかその受け入れることが施設自体もできないということも聞いております。それでですね、やはり市内に、いろんな形で福祉避難所というものを市独自ですべきじゃないかと思うんですが、第一としてですね、要配慮者になるわけですが、福祉避難所が対象とするのは要配慮者であります。高齢者やら障害者などですね。

そのときに、現在、最低限の施設が整備されているのは健康センターじゃないかと思えますね。障害者トイレもあるし、ユニバーサルデザインの設備もそういう形でスロープもありますしですね。それで、その辺を決めていくのにですね、市内の要配慮者の数的把握はどのようになっているか、質問いたします。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者などの災害時に、特に配慮が必要な方のことと定義されています。

なお、要配慮者の全てについて、現時点で正確に把握はできておりませんが、災害時において避難等の支援が必要な者については787人と把握しています。

なお、お尋ねの要配慮者の福祉避難所への受け入れの件については、災害の種類や程度をどのように予測するかによっても異なりますし、また要配慮者のうち、どの程度が福祉避難所への避難を必要とするかの予測も困難でありますので、受け入れ等についてこの場での回答は控えさせていただきたいと思えます。

○6番城森史明議員 787人とおっしゃられましたが、その中で施設入所者、自宅生活者に分けた場合はどうなりますか、その中の内訳は。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 787人は、全て在宅で生活されている方になります。

○6番城森史明議員 その中で、自力または家族の支援あり、それと自力不可かつ家族の支援なし、この2つに分けた場合はどういう数字になりますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 まず、要配慮者、要支援者をどのように絞っていくかについて説明させていただきたいと思えます。

要配慮者については、親族との同居や社会福祉施設入所中と現在受けている援護の状況から、新たな避難支援が必要な者も相当含まれているわけですし、避難行動要支援者の避難支援体制の整備は、ひとり暮らしの高齢者などで他者の支援がなければ避難ができない在宅の者について、重点的、優先的に進めるということになっております。

したがって、正確な数字は先ほど把握はできておりませんが、概算では7,500人

程度、市内に要配慮者という方はいらっしゃると思います。

その方々からですね、要介護4、5の方、あるいは身体障害者手帳1、2級の方、療育手帳A判定の方、精神障害者の自立支援医療費支給認定を受けている方、あるいは高齢者のみの世帯の方、また難病の方ということを絞り込んでいきまして、施設入所者も外していきまして、787人というふうになっております。

○6番城森史明議員 びっくりしましたが787人、その辺の人たちに対するそういう福祉避難所の設備をどういうふうに設置していくのかということが今後問題だと思うんですが、ということは、避難行動要支援者となりますけど、この名簿の作成もできてないということですよ。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 名簿につきましてはございます。そして、その中から通常、平時においてですね、その名簿の提供に同意していただいているという方、本人から印鑑、申請等もらって要支援者避難行動の計画等を策定するということですね、そういうのに同意をいただいている方が47人いらっしゃるということになります。

○6番城森史明議員 それで、ちょっと確認なんですけど、自力不可かつ家族の支援なしちゅうのが、787人という認識でいいんですか。そういうことは、非常にもう福祉避難所の必要性があるんじゃないかと思うんですが。

次にですね、その福祉避難所の設備ということで、基本的な設備ですよ、福祉避難所としての基本的な設備のあり方としてはどういうふうに考えておられるんですか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 福祉避難所とは、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者など、災害時に特に配慮が必要であり、一般避難所では避難生活が困難な方々を受け入れるために、市町村が指定し開設する避難所であることから、段差の解消やスロープ、手すり、障害者用トイレの設置など、バリアフリー化や冷暖房設備、情報関連機器などの施設整備が必要とされています。

なお、市の防災計画では、台風、大雨、洪水等の被害に備え、第一避難所として8カ所の施設を、また、地震、突発的災害及び第一避難所に収容し切れない場合に備え、10カ所の第二避難所を設定し、また災害時要支援者の状況等に応じ、二次的避難所として福祉避難所を設置することとしていますが、先ほど答弁いたしましたとおり、福祉避難所については市と川辺地区老人福祉施設協議会との間で締結した災害時における福祉避難所設置に関する協定書に基づく民間施設の活用を想定しているところでありまして、さらに必要があれば民間賃貸住宅や旅館、ホテル等を借り上げるなどして、多様な避難所の確保に努めることとしているところです。

○6番城森史明議員 そういう設備でありますけど、そのさっき言った787人を受け入れる、大規模災害のときにはその福祉避難所に入所される人たちがですね、長期間過ごすことがありますけど、その短期間の避難でもね、やはり一晩、二晩でもやはりそういう施設がないと、車椅子の生活者、高齢者、災害弱者は、一般の避難所には入所できないわけですから、当然、設備的にはそれを備える必要があると思うんですよ。

ですから、基本的にその一般避難所の横にそういう福祉避難所を、スロープと手すりと障害者トイレ、これは最低限の設備だと思うんですよ。それを整備して、例えば妙見センターを見ますと、スロープと手すりがありません。障害者用トイレはあるけど外にあります。

ですから、内になきゃいけないので、そういう意味で体育館を一般避難所にして、1階の部分を福祉避難所というふうにすれば、イメージ的にはそれでいいのかなと思うわけですよ。そういうイメージなのかなと思うんですが、そうすればお金もかからないと思うんですよ。トイレと手すり、スロープを最低限すれば、ある程度の設備、最低限の福祉避難所っていう、立つわけですから。そういう意味で、そういう形で整備する必要性についてはどのように考えておられますか。

○本田親行総務課長 今、福祉のほうからも答弁がございました。

協定を結んでるわけなんですけども、大きな災害があったとき、大規模災害でなくても福祉避難所に、議員がおっしゃるとおり入所できない可能性がございます。

ですので、福祉避難所ということでもなく、おっしゃるように一般の避難所に対して福祉避難室ということで確保できるような形を検討していくべきだと考えております。

また、内閣府におきましても、例えば学校は二次避難所になっておりますけれども、特別支援室等を要配慮者の室として指定するような考え方がございますので、おっしゃられましたように、各地区に地区公民館を一次避難所として設置しておりますけれども、改修を行うときなど、そういうことも考慮しながら改修を行っていく必要があると考えております。

○6番城森史明議員 ですから、この前も7月の大雨のときにそうでしたが、私にも電話がありまして、車椅子の生活をしているんだが、どこに避難したらいいんですかって電話がかかってきて、福祉課に電話したら、今のところ健康センターしかないの、健康センターのほうに避難してくださいという答えをもらったわけですよ。

ですから、さっき言った避難ということが大事になっておりますので、そういう短期間の災害が発生したから福祉避難所じゃなくて、通常の平時においてもやっぱり、そういうのを備えて、そういう希望のある災害弱者に対して、近くに避難所がもうそういう施設が整っているから入所してくださいっていう、そういうやり方を今後は考えていかなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、そのさっきもう既に、その既存施設とは契約を結んでおられるということを市長がおっしゃられましたが、その大体の契約を十何施設と結んでいて、実際的に、そういう何人収容できるとか、その辺はわかっておられるんですかね。

というのは、災害時になると、やはり福祉施設もその介護する人たちが手が回らない可能性も十分考えられますから、その辺のところでもやっぱり収容人数も限られてくると思うんですよ。ですから、その辺を事前に把握する必要があると思うんですが、その辺はどうなってるんでしょうかね。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 17の施設のうち枕崎市内には3つ施設がございますが、それぞれの収容可能な人数につきましては、把握している数字は各施設30名程度で、3つで総数90名程度というふうに把握しております。

○6番城森史明議員 ですから、そういう2つの考え方があるのかなという、その福祉避難所としてですね、そういう既存の福祉施設を利用する方法と一般避難所のところに福祉避難室ですか、そういうのを備えていくっていうことがあると思いますので、大規模災害になれば本市全体で787人が該当するんですが、そういう災害が起きたらもう大変なことだと思うんで、実際、最大限こういう数字になると思いますので、その辺を考慮して、やはり福祉避難室、福祉避難所もですね、やはり平時のうちに備えていく必要があるのかと思います。

あと、その要配慮者への避難勧告、特にその最近の災害においては初期避難っていうのが重要視されるわけですから、その辺の要配慮者への避難勧告の内容、どのような伝達方法があるのか、お伺ひしたいと思います。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 災害の発生が予想される場合における住民への避難勧告等の伝達は、防災行政無線を通じてのほか、サイレン・警鐘、広報車や消防車による呼びかけ、緊急速報「エリアメール」等の方法により行うこととなります。

なお、避難に関する情報としては、警戒レベル3に当たる避難準備・高齢者等避難開始や、警戒レベル4に当たる避難勧告、避難指示といったものがありますが、高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、難病患者などの要配慮者については、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始の発令により、必要な避難行動をとることとなります。

○6番城森史明議員 次にですね、これも含めて、4番の質問も含めて災害時における地域の自

主防災組織等の連携、要配慮者の自宅から福祉避難所への避難マニュアルはどういう状況なのか質問いたします。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 市では、災害時における要配慮者の避難支援対策を明らかにする観点から、枕崎市避難行動要支援者の避難支援プランを策定しています。

なお、避難行動要支援者である要配慮者が、自宅から一般避難所へ避難する場合の避難の支援及び安否の確認等、また一旦、一般避難所へ避難した要配慮者を福祉避難所へ移動させる場合の移動の支援については、公民館や自主防災組織など、地域で互助扶助活動を行う組織が担い実施することになっています。

○6番城森史明議員 確かに、その辺は言葉では、一応、簡単なんですけど、その辺のところは具体的には決めているわけですか。

例えば、公民館もありますけど、公民館において自主防災組織があるのか。公民館に入ってなくて自主防災組織だけはあるのか。それと民生委員の手助けというか、民生委員プラス在宅福祉アドバイザーですよね、この辺とどういう連携をするのか。その辺は具体的には決められてないんですか。

例えば、一番問題が考えられるのは避難準備の手前の段階だったら間に合うと思うんですけど、そういう安否確認やそれがおくれて、避難準備、避難勧告、避難指示という形で3段階でなっていくと思うんですけど、避難勧告、指示になってからもう遅い、特に災害弱者ですから、自力で脱出できないわけですから、その辺が非常に危惧されるわけですね。

だから、その辺のところ、マニュアルですから、具体的に、そしたら消防車とかその辺の広報だけじゃなくて、もう公民館長と直接取り合って、そして民生委員、在宅福祉アドバイザーと、やはり一つのパターンに応じて、そういうマニュアルをつくらなきゃならないと思うんですよ。その辺はできているんですか。

○本田親行総務課長 福祉避難所への移送について、福祉のほうで答弁いたしましたことは、協定の中で御家族等にお問い合わせということで協定を結んでおります。

マニュアルと申しますか、現状を申しますと、避難準備・高齢者等避難開始が出て避難勧告等を発して避難所を開設する際には、現状といたしまして各公民館長のほうにも連絡しております。

要配慮者に限ったことではございませんけれども、館長方にも、もし避難が必要な方について手助けが要るようだったら、連絡をくださいというような連絡もいたしております。

実際、各避難所への送迎と申しますとちょっと言葉は悪いかもしれませんが、実際行っておりますし、また夜中の避難等については消防署が対応した事例等もございます。

そういう形で、原則としましては、自助・共助をお願いしたいところなんですけども、避難準備の段階ですと、実際、まだ災害が発生しておりませんので、可能なことは対応しているところでございます。

○6番城森史明議員 確かに、災害の場合は訓練というかですね、日ごろの、要は平時の取り組みというか、訓練とか、その辺が非常に大事じゃないかと思うんですけど、実際、うちの公民館も自主防災組織も整えているんですけど、正直に言えば、そしたらそういう災害避難行動要支援者が実際、例えば公民館の総会で、いるから、それでは民生委員は、在宅福祉アドバイザーはこうで、災害時にはこういう流れで、館長の流れで、館長がまず指示をして、民生委員をお願いしてっていう流れは、実際話したことはないんです。実際、それがやっぱり現状だと思うんですよ。

ですから、やはりそういう流れを、ある程度の公民館で自主防災組織があるところ、入っていない人、自主防災組織はないところと、地域ごとにそういうマニュアルをどうするのかっていうのをつくってですね、平時のときにそういう訓練っていうかな、それをやって、そうすれば災害のときもスムーズにできるんじゃないかと思うんですけど、その辺についてはどう考えますか。

○福永賢一福祉課主幹兼社会係長 先ほど申しました枕崎市避難行動要支援者の避難支援プラン

については、個別の避難支援プランの同意をいただいた47名については策定しているところです。

中身につきましては、避難所への輸送者はどなたになるのかということや、緊急連絡先は御家族のどなたでということ、あるいは避難所までの経路を地図に落としとしてですね、そういったのを策定しております。

47名をできるだけふやすということですね、年に1回は787名の名簿を各地域の民生委員に確認していただいて、その中から、そういう同意をいただくプランをつくるっていう方に同意をまたいただきたいということで、個別に当たっていただいたりということで、そういう個別支援プランをふやす努力は、一応しているところでございます。

○6番城森史明議員 そういうことで、そういう国が決めた災害時避難行動要支援者避難支援プランですか、これで要支援者名簿の作成、個別避難支援プランというのをつくるようになっておりますので、それをどんどんふやしてですね、そうすれば安心安全な枕崎になるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

その中で、さっき言ったそういう地域とのつながりで、公民館やら自主防災組織、民生委員というのがあるんですが、自主防災組織ってどれぐらいの割合でできてるものなんですか。市の全体の何割に自主防災組織がつくられているのか。

○田中幸喜総務課参事 75公民館中60公民館、87%程度だったと思います。済みません、詳しい数字は今ちょっと持ち合わせておりませんので。ただし、これは公民館数を単純に割るのではなく世帯数で割っておりますので、単純な公民館数での比率ではございません。

また、先ほど質問者のほうで御指摘がありましたそういった自主防災の活動についての啓発、これに関しましては、当然毎年のように市の総合防災訓練において、自助・共助を主眼に置いた公民館単位で、高齢者をまず警戒レベル3における避難は自力でしていただくということなどや、最近におきましては、単独で各活動班、消火班、避難誘導班、救護班、それを班に分けて実際に避難所まで動いていただいて、最後に集落を見て逃げおくれがないかなどを確認した後に、実動に合った訓練をされているところもふえてきております。

また、先般、私のほうで実動できる自主防災組織というリーフレットをちょっとつくらせていただいて、4ページ程度のものなんですが、必要性だとか訓練の仕方、あり方なども先般ある公民館のほうにもお配りしたところでございます。

今後もそういった啓発活動、実際に活動できる自主防災の育成について頑張ってお努力してまいりたいと思っておりますのでございます。

○6番城森史明議員 そういうことで、非常に自主防災組織の活動とか頑張っておられると思うんですが、実際入ってないところが15%ほどあったと思いますが、その辺もどうしていくか、その辺のところも考えていかなきゃならないのかなと思います。

次の質問に移りたいと思います。

サツマイモの病害についてですが、昨年大きな被害をもたらしたサツマイモの基腐病とつる割病が本年も発生し収量が激減した農家も多いと聞く、被害状況はきのうの質問で理解できました。

その中で、次の質問ですが、この基腐病及びつる割病の原因というんですかね、原因はどういうものなんでしょうかね。

○原田博明農政課長 基腐病の症状につきましては、サツマイモの地際部の茎及び塊根の茎に近い部分が黒色から暗褐色になりまして腐敗が発生します。被害が進行しますと、茎の上部及び塊根全体に腐敗が広がり、乾燥してかたくなり、株が枯死していく病気でございます。

発生原因につきましては、まだ明確に特定されていないところでございますが、何らかの経路で菌が侵入し、その圃場に残った塊根の残渣をそのまま畝立てし植えつけた苗に感染したり、感染した種芋を植えつけて、強い風雨などにより圃場で感染する2種類の感染経路があると推測し

ているところでございます。

そのほか、苗消毒が適切でない、圃場の排水の不良、土壌消毒が適切でないなどが影響してゐるのではないかと考えています。

○6番城森史明議員 この病気は、去年から散見されて、ことし非常に被害額もですよ、20%近く発生したのが50%、2割から4割まで発生したところが10%ということでしたが、去年はそれがほとんどなかったわけですよ。

そして、新聞に書いてあるのがですね、菌が飛散するのかと思うほど被害の拡散が早いという、これはすごい病気だと思ふんですね。その病害菌があつて、それがそこで発生したときにばーっと土の中を広がっていく。それが早いわけですよ。早いちゅうことは、もうそれが一番脅威ですよ、どんどん広がっていくわけですから。

しかも、基腐病に対しては登録農薬はないんですよ。一旦発生した基腐病に対して、とめる手だてがないわけですよ。薬をまけば大概の病気は、そこでストップするんですが、登録農薬がないからかけられないわけですよ。だから、もうすごい脅威だなと思ふわけです。その辺のやっぱり状況的に見たらそういう状況があるんですか、その病気に対する病気の怖さっていうのはそういう認識があるんですか。

○原田博明農政課長 今、質問者がおっしゃるように、圃場内に菌が発生しますと、雨が降ったりしたときに、水で圃場に広がっていくというようなことで、菌の入った苗等がある場合は、圃場に広がる確率が高いというふうに言われております。各農家にいたしましても、一旦菌が入ったときの広がりっていうのは、皆さん心配している状況です。

昨日説明いたしました、被害の状況についてでございますが、被害のない圃場は約40%でございます。20%ということじゃなくてですね、1本、2本でもある圃場、1%から20%の被害がある圃場というのが約50%ということで、ちょっと範囲については広がりがあるんですけども、全部が2割の被害があるということではないということで説明させていただきます。

また、登録農薬につきましても、農家につきましては、今一番対策を急いでほしいとのことでございますので、先日の甘しょ対策協議会の中でもですね、県の農政普及課の方もいらっしゃいましたので、まずこの登録農薬を登録していただくのを急いでくれということをお願いしているところでございます。

○6番城森史明議員 この病気に対して、当然、原因は病原菌が感染していく病気なので、そういう病気ということはわかりましたけど、これに対する国の助成の記事が掲載されたということなんですが、その助成内容を見ますとね、収量が3割以上減収で、被害が著しい圃場に対しての補助っていうのがあるんですが、それ以下の圃場に対してはないちゅうことですかね。

○原田博明農政課長 事業メニューが被害の著しい圃場への支援というのと、また地域全体への支援というものと、農業機械リースの支援という3種類の支援がございます。

単独の農家が土壌消毒とかですね、堆肥散布をする、それからマルチ導入をするという支援につきましても、やはり30%以上の著しい被害がある農家であるということが条件というふうになっています。

○6番城森史明議員 病気のその性質を考えたときにはですね、やはりその3割以上じゃなくて、ある程度の幅を広げた助成、それが必要じゃないかと思ふんですよ。ですから、それが被害が発生した地域にという別補助がありますが、ちょっと内容が違いますけどね。

そういう2つしかないようなので、例えばそれは厳密に言えば、この20%被害があつても受けられないちゅうことなんですよ、厳密に言えばですよ。だから、そういった部分をどうするか、そういう意味で市の単独補助は考えてもらえないのか、その辺はどうなんですか。

○原田博明農政課長 市の単独支援ということでございますが、現在、国から示されてる支援制度がございますので、まずその支援制度に該当するかどうか、それとこの支援制度に申請する希

望があるかどうかという把握を今後していきたいというふうに考えてます。

そういった状況を見まして、また1月中には被害状況の全体が把握できるということで、そういう状況を見まして、今後検討していきたいというふうに考えています。

○6番城森史明議員 一応、市の広報紙にもサツマイモの病害対策について、その対策がお知らせ版で回っているんですが、これを見ますと確かに発生してからはもうどうしようもできない。今の状態ではどうしてもできないわけですね、登録の農薬がないから。

とにかく、発生しないような努力をなささいということですよ。圃場の消毒やら種芋の消毒、その辺を徹底してやりなさいということなんです、今のところそれしかないわけですよ、はっきり言って。

なので、そういう補助の中にもね、土壌消毒に対する補助、1反当たり1万5,000円で、マルチを導入すれば3,500円、ウイルス苗、要は病気に侵されていない培養苗みたいな健全な苗ですよ。これを購入して植えなさいとあるわけで、やはりこの中でウイルス苗の調達、これも1万円補助が出るんですが、これはやろうと思えば、その苗の数は可能なんですかね。現実的にできるあれなんですか、私も知りませんが。

○原田博明農政課長 支援策の中に、ウイルスフリー苗の支給ということもうたっております。

しかしながら、このウイルスフリー苗、培養苗というのに関しては、数に限りがあるというふうに伺っています。伺っている内容の中では、そんなに数が多いというふうには伺っていないところでございます。

○6番城森史明議員 そういう意味では、やはりこの辺の周知をしていただいて、できるだけ発生しないような土壌消毒、そして実際は畑の交換というのはできませんからね、農家にとっては、畑を交換しろちたって、発生した畑をほかの農家と交換しなさいというあれもありましたが、そういうことはできないので、やはりそういう病気に対する予防策、これを徹底的にやらなければできないんで、その辺のところを被害が発生した地域にもその助成があるので、その辺も周知してですね、いろんな有効にこの助成が使えるようにしてほしいんですが、何か非常に少ないということをきのうの答弁で、その辺のところはまだ周知が足りないということはないんですか。

その応募者が少ないという事は、もっと農家にその辺のところをわかってもらって、それに取り組んでもらわないといけないと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○原田博明農政課長 昨日、支援についての御説明を答弁いたしました。確かに内容がですね、実際、そういう土壌消毒なり、ウイルスフリー苗の調達なり、そういった堆肥散布なりを実施して、そういった薬剤とか堆肥等を準備している方に限った支援ということになりますので、今後、そういう取り組みをしていくという方については今回の1次募集には当たらないということになっておりました。それで、申請する農家もなかなかいなかったということでございます。

昨日答弁いたしました。2月に2次募集があるという話がありますので、1月中に実態を把握してですね、農家のほうには呼びかけていきたいというふうに考えております。

また、甘しょ対策協議会でも、各生産部会、それから酒造会社、仲買人が入っていますので、その方々にも周知していきたいというふうに考えているところです。

○6番城森史明議員 何回も繰り返しになりますが、この病気の怖さっていうのは非常に怖いものがありますので、あしたも小組合長会があるっていうことですね、農協とタイアップして、来年度、この病気がですね、ゼロ%になるようお願いをしたいと思います。

次の質問に移ります。

港の活性化についてですが、産業厚生委員会の行政視察で静岡県沼津市を調査いたしました。

この沼津市は、要は、「みなとを核としたまちづくり」ということで、「みなとオアシス」ということですね、国の支援をもらって港一帯のまちづくりに取り組んでおりました。

年間約165万人の観光客が訪れるということですから、そのにぎやかさというか、すごさがす

ぐに想像できるわけなんです、非常に活気のあるまちづくりをなされていました。

本市も同じ港町でありますし、今ではですね、うちも一生懸命やってきたわけですね。お魚センターを核として、港のにぎわいづくり、交流人口の増大をやってきたわけですね、きばらん海港まつり、月1回の朝市、屋台村といろんな形で取り組んではいるんですが、なかなかその港のにぎわいのある港づくりにはなされていないので、さらにその余地があるんじゃないかと思うわけですよ。

それで、その交流人口の増大や観光活性化のための将来を見据えたですね、港及び港関連産業を核とするまちづくりっていうのが必要じゃないのかと思いますが、これについては将来的なビジョンというのがあるんでしょうか。

○鮫島寿文水産商工課長 本市の港は、鹿児島県の管理する漁港であり、漁港漁場整備法に基づき漁業に必要な施設である岸壁や荷さばき所などが、鹿児島県のもと、農林水産省、水産庁の事業により重点的に整備されています。

一方、質問者からありました静岡県沼津市は漁港のほか港湾も備えており、港湾部分につきましては、港湾法に基づく国土交通省の事業により整備され、御質問にもありましたみなどを核としたまちづくりは、港湾部分における国土交通省のみなどオアシス制度と呼ばれるもので、地域住民の交流や観光の振興を通じた地域の活性化に資するみなどを核としたまちづくりを促進するため住民参加による地域振興の取り組みが継続的に行われる施設として、国土交通省港湾局長が登録したものを指し、ことし11月15日現在で全国135カ所が登録されています。

なお、県内では、鹿児島港本港区のみが「みなどオアシス鹿児島」として登録されています。

このように枕崎漁港は、みなどオアシス制度には該当しませんが、本市も港や海を核としたまちづくりに持続的に取り組んでおり、本市基幹産業でもある水産業の強化を図るため、国や県、漁業協同組合とも連携しながら、高度衛生管理型荷さばき所の整備やマイナス9メートル岸壁の延長、外港内のしゅんせつを行うなど、着実に漁港機能の充実を図っているところです。

また、水産加工業協同組合では、それぞれの加工場から出る残滓の再資源化施設を新たに建設するなど生産体制の強化を図っており、市としても基幹産業の一つであるかつおぶしを初めとした節類製造業の成長を後押ししております。

さらに、海に関連したまちづくりとしましては、本市の観光拠点施設の一つであるお魚センターでは、カツオのわら焼き体験やかつおぶし削り体験など体験型観光を行うほか、2階レストランでは、枕崎の名物となった鰹船人めしを中心とした新鮮で豊富なメニューを提供し、観光客に喜ばれています。

港や海に関連したイベントとしては、質問者からもありましたとおり、本市最大のイベントでありますさつま黒潮きばらん海枕崎港まつりやこどもの日かつおまつり、春の市、毎月行われている朝市のほか、民間の団体も数多くのイベントを枕崎漁港周辺で行っており、地域のにぎわいづくりが図られているところです。

また、海の日美化活動や各種団体によります火之神公園清掃活動にも多くの市民の皆様が参加していただいております、市民の中にも港や海を中心としたまちづくりは根づいてきているものと理解しております。

今後につきましては、まず漁港を有する港町枕崎として、漁港機能の強化、そこから先の加工業、販路、流通体制なども持続的に関係機関と連携した取り組みを行うとともに、観光客誘致につきましては、お魚センターを核として、そこから火之神公園や枕崎駅、その他の民間施設へ周遊させる施策を行ってまいります。

その中で、お尋ねの港につきましては、漁港機能の強化策として、外港の一番南側に長さ150メートルの高度衛生管理型荷さばき所が平成28年4月に供用開始しており、今後段階的に青物や近海魚の荷さばき所も高度衛生管理型に整備していく計画がございます。観光面でも活用可能

な視察・見学スペースにも配慮した施設整備を検討し、国県へ要望していこうと考えているところ です。

特に、市内周遊において、アクセスしやすい地場センター前の近海魚市場ですが、ここにつきま しては、高度衛生管理型に移行する際には、観光客等の見学スペースを確保し、身近に枕崎近 海でとれる魚など、魚食普及や枕崎の特性を生かした情報発信が可能となるような施設整備に向 けて、関係機関と連携を図っていきたくと考えております。

○6番城森史明議員 やはり私が沼津港で感心したのは、要は人を呼ぶことをですね、どうした ら人を呼べるかって、確かに漁港を強化するというそれも非常に大事で、それもいいんでしょ うけど、いかに人を呼べるか、観光を活性化させるかっていうことで考えたときに、例えば「びゅ うお」っていう防災施設ですね、津波に対するびゅうおっていう設備があるんですが、そこは結 構高くて眺めのいいところなんで、そこに人を上げたり、眺めのいいところにしたり、夜はイル ミネーションをしたりですね、やってるわけですよ。

ですから、そういう観点で港を活性化したら、どうしたらいいのかということは今、私も質問 してるので、それでですね、やはり枕崎の一番の強みはかつおぶし生産量日本一のまちという ことだと思うんですよね。

それで、確かに今いろんなそれをもとにだしをつくったり、かつおせんべいをつくったり、船 人めしもつくったり、わら焼きもつくったりいろんな形でやってるんですが、シビアに言えば、 何ていうかな、ばらばらにやってるような感じがするんですよね。

ですから、そこを私の考えとしてはですね、今でも多大な貢献をしてるんですが、やはり最後 は和食の聖地としたらどうなのかっていうことですよ。和食の聖地枕崎という形で、それをス ローガンをもとにまちづくりをやっていく。そうすれば、裾野はより広がると思うんですよね。 裾野を広げて幅広い展開が可能になると思うんですよ。

例えば、そのカツオ船をつくって、カツオをつくるカツオ船、漁場に行かれた原耕先生、そし て最終的にはなだ万の木浦前社長などに言って和食まで、そこからとるところから和食をつくる そこまでの流れでね、そういうまちづくりができないだろうかということ考えるわけですよ。

そして、そのためにはね、核となる施設が必要だと思うんで、それにはやはりかつおぶし工場 をですね、目で見せる見学型、そして体験もできる。これは今からつくとね、お金が幾らかか かってどうするんだっていう話があるんですが、やはり体験型で、今、外国人は非常に体験型っ ていのを求めているわけですよ。普通の観光じゃなくて、やっぱり日本の農業やら漁業を体験で きる。

そこに非常に興味を持っているので、やはり体験型をして見学できる最小規模のお金がかか らないように最小規模のかつおぶし製造工場を新設して、それを核としてそういう和食の聖地枕崎 というまちづくりをできないかと考えているんですが、その辺はどう考えておられますか。

○鮫島寿文水産商工課長 本市では、先月もいいふしの日ということで、鹿児島空港においてか つおぶしの削りパックやかつおせんべい等を配布しPRを行ったり、またお魚センターにおきま しても同日、削りパックのつかみ取りやわら焼きタタキの実演等、そのようなふしの日というこ とでイベントも取り組んでいるところです。

議員がおっしゃいますように、いろんな船人めしや関連するものをいろいろ取り組んでいると ころですが、お尋ねの体験型で見学できる最小規模のかつおぶし手づくり製造工場の新設という ことですが、受け入れ体制や工場の維持管理を初め解決しないといけない課題も多くあると伺っ ております。

現在のかつおぶし製造工場のうち、幾つかの工場で行行政視察や社会見学など受け入れを行っ ておりますが、小規模のかつおぶし工場においても、小人数の観光客の見学の受け入れを行っ ているところもございます。

今後、体験型の施設整備の可能性について研究したいと思いますのですが、体験となりますと、見学と違いまして製造ラインをとめて、そういった作業もするということですので、やはり通常の操業の中では対応が厳しいのかなという御意見も伺っておりますので、また別な施設でとなりますと、質問者がおっしゃったとおりに経費等もかかりますが、今、廃工場となった加工場等もありますので、そういったものが活用できないかとかですね、そういった検討も実際、業界の方ともしているところがございますので、お尋ねのそういった体験型というのはですね、外国の方もやはり見るだけでなく参加したいという方もいらっしゃると思いますので、今後も引き続き研究をしてまいりたいと思います。

○6番城森史明議員 既存のかつおぶし工場の見学というのは、衛生面で非常に問題があるというのも聞いてますし、そういう面からも専用の見学工場ということですね、ある程度、要は、手づくり工場だと小規模のやつで、それ専用のとか、あいた施設でも、空き工場を再生してっていうのもあるでしょうし、そういう形で、やはり50年、100年に向けたまちづくりとしては、絶対これは強みだと思うのでですね、枕崎の強みだと思うんで、これを生かしたまちづくりっていうのも一つの案ではないかと思えます。

最後に、市長にお伺いしたい。野球も大事でしょうけど、こういうまちづくりも大事だと思いますが、どのように考えますか。

○前田祝成市長 ただいま質問者からございました和食の聖地、そして原耕からなだ万までっていうような具体的な御提案もありましたし、それを補完するためのかつおぶしの製造工場の見学というお話もありました。非常にすばらしい御提案だというふうに思っております。

観光に関しましてはですね、本当にしっかりとゼロベースで見直してみてもですね、枕崎にある価値を再発見したいなっていうのが今の私が思っているその観光に対する思いでございます。

先ほど野球の話もありましたが、野球も一つですし、あるいは今、火之神公園が非常に県外の方含めですね、キャンプ地として非常に価値があるということで人が集まってきてます。そのあたりも十分活用できる大事なコンテンツだなというふうに思ってます。

あるいはですね、今、森林環境税の話もありますけれども、山を生かした観光であるとか、あるいは枕崎の真ん中を流れています花渡川を生かした何かレジャーはできないかとか、いろんな可能性があると思ってます。そのあたりを幅広く、市民の皆様からも御意見をいただきながら、新しい枕崎ならではの観光というものをつくり上げていきたいと思えます。

その中心になるのが、やはりかつおぶし生産量日本一という枕崎の価値であると思えますので、そのあたりも含めましてですね、ぜひ前向きに観光開発を検討してまいりたいと思えます。

○中原重信議長 以上で、城森史明議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

次に、日程第2号諸般の報告を行います。

議会運営委員の辞任及び選任、並びに総務文教委員会副委員長の互選結果についてであります。

豊留榮子議員から議会運営委員の辞任願が12月6日に提出され、委員会条例第11条の規定により、これを許可し、同条例第5条第1項の規定により、12月9日に上迫正幸議員を議会運営委員に指名いたしました。

また、豊留榮子議員の総務文教委員会副委員長の辞任に伴う副委員長の互選につきましては、12月9日に総務文教委員会が開催され、上迫正幸議員が副委員長に選出されました。

以上で、報告を終わります。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後2時11分 散会

本 会 議 第 4 日

(令和元年12月20日)

令和元年枕崎市議会第5回定例会

議事日程（第4号）

令和元年12月20日 午前9時30分開議

日程 番号	議案 番号	件 名	付託 委員会
1	42	枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総文
2	43	市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃
3	44	枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について	〃
4	陳3	三島村営フェリーみしま枕崎港寄港に関する陳情	〃
5	41	枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	産厚
6	45	枕崎市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について	〃
7	46	枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について	〃
8	陳4	歩道のバリアフリー化推進と道路の改良についての陳情	〃
9	36	令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）	予特
10	37	令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）	〃
11	38	令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	〃
12	39	令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）	〃
13	40	令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）	〃
14		議員派遣について	
15		諸般の報告	

○ 本日付議された事件は議事日程（第4号）のとおり

1 本日の出席議員次のとおり

1番 中原重信 議員	2番 眞茅弘美 議員
3番 上迫正幸 議員	4番 沖園強 議員
5番 禰占通男 議員	6番 城森史明 議員
7番 吉松幸夫 議員	8番 吉嶺周作 議員
9番 立石幸徳 議員	10番 下竹芳郎 議員
11番 永野慶一郎 議員	12番 東君子 議員
13番 清水和弘 議員	14番 豊留榮子 議員

1 本日の書記次のとおり

上園信一 事務局長	松田章子 書記
田代勝義 書記	溝口達也 書記

1 地方自治法第121条第1項の規定による出席者次のとおり

前田祝成 市長	小泉智資 副市長
本田親行 総務課長	東中川徹 企画調整課長
鮫島寿文 水産商工課長	川崎満 市民生活課長
佐藤祐司 財政課長	山口英雄 福祉課長
松崎信二 建設課長	原田博明 農政課長
田中義文 健康課長	神園信二 税務課長
堂園力郎 地域包括ケア推進課長	松田誠 水道課長
永江隆 水道課参事	高山京彦 市立病院事務長
下山健一 農委事務局長兼農業振興係長	小峯恵美子 監査委員事務局長
水流敏幸 監査委員	堂原耕一 企画調整課参事
田中幸喜 総務課参事	新屋敷増 水産商工課参事
日渡輝明 市民生活課参事	平塚孝三 選管事務局長
日高広子 会計管理者兼会計課長	丸山屋敏 教育長
山口美津哉 教委総務課長	益満裕美 学校教育課長
末永俊英 生涯学習課長	中嶋章浩 文化課長
豊留信一 保健体育課長兼給食センター所長	松田勇一 保健体育課参事兼国体推進係長
中原浩二 消防長	松田正知 消防総務課長兼消防団係長
俵積田一豊 警防課長兼消防署長	中山俊吾 総務課行政係主任

午前9時30分 開議

○中原重信議長 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1号から第4号までの4件を議題といたします。

総務文教委員長に報告を求めます。

[永野慶一郎総務文教委員長 登壇]

○永野慶一郎総務文教委員長 ただいま議題となりました日程第1号から第4号までの4件について、総務文教委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

日程第1号枕崎市職員の給与に関する条例及び枕崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じて、本市職員の給料月額、勤勉手当及び期末手当の支給率並びに住居手当の額を改定しようとするものです。

委員から、初日本会議の質疑の中で、令和2年12月をめどに人事評価を給与等に反映できるよう協議を続けるという答弁に対し、再度説明を求めたところ、全職員に対し、課長級と同様に一般職員に対しても人事評価結果を勤勉手当へ反映させることについて、これまでも職員組合と協議してきているが、今回の給与改定にかかわる団体交渉においても同様に申し入れを行っているところであり、この案件の実施に向けて12月4日に職員組合と団体交渉を行ったが、実施時期については具体的に令和2年12月支給の勤勉手当からと定めて実施したい旨を申し入れているとのことです。

また、委員から、公務員の給与が6年連続引き上げとの報道の見出しがあったが、今回の改定による住居手当の影響はどうかとの質疑があり、本市における全職員317人のうち82人が住居手当の支給を受けているが、この改定により90.3%の74人が減額、7人が増額、1人が増減なしとなり、年間の影響額については、全会計で170万円程度、来年度の予算から減額になるとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第2号市長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、職員の給与改定を考慮し、市長等の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

委員から、今回の改定に際し、特別職報酬等審議会との関係はどうなっているのかとの質疑があり、市長は、議会の議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとするとしているが、議会の議員及び市長等の期末手当の支給率の改定に当たっては、特別職報酬等審議会はこれまでも開催していないとのことです。

また、委員から、特別職の給料額の県下での状況について質疑があり、4月1日現在で、市長は本則の額で19市中19位、減額措置を行っている団体が5団体あるが、減額措置後は17位となっている。副市長は本則の額で19位、市長と同じように減額措置を行っている団体もあり、減額措置後は18位となっている。教育長は本則の額で19位、減額措置後においても19位となっているとのことです。

本件は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第3号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、市長等の給与に関する条例の改正と同様に、職員の給与改定を考慮し、議会の議員の期末手当の支給率の改定をしようとするものです。

本件は、賛成少数で否決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第4号三島村営フェリーみしま枕崎港寄港に関する陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市宮田町在住の方から提出されたもので、9月定例会で委員会に付託され、継続審査となっていたものです。

9月11日の委員会審査において、委員から、余り細かいことはよくわからないが、議員として、何とか枕崎を盛り上げたいと市民の皆様の声が身近にあるので、ここらでひとつ大きくみんなが心をつにして、何とかこれを実現したら未来ある子供たちのためにプラスになるとの意見や、陳情者の願意は市民として理解できるが、運航そのものは三島村が運航する、そこに赤字覚悟でも運航したいという三島村の意向でも確認できれば判断のしようもあるとの意見がありました。

また、委員から、黒島流れという大惨事においても私どもの先祖は、三島村の皆さんのおかげでだびに付され遺体も処理をしていただいた。そういった歴史的な背景というのは採算以上、採算面は採算面でいろんな航路の持っていき方で違ってくるとの意見や、歴史的な背景などから寄港してほしいという願意は理解できるが、港を利用する事業者の意向をもう一回聞くなど、まだまだ、我々も調査しなければならない事項もたくさんあると思うので、やはり市民のことをいろいろ考えながら慎重に事を進めないといけないと思う等の意見もありましたが、国庫補助航路として認定されるのか、そして三島村の意向、事業者の理解を得られるのかがまだわからない中で、もう少し、調査、研究した上で審査する必要があるとのことから、採決の結果、賛成多数で継続審査となっていたものです。

12月11日の審査においては、市長が村長のところに伺った際、今、フェリーみしま、フェリーとしま2については特殊補助航路ということで国県が欠損分を負担しており、仮に枕崎港までの延伸を今後検討していくとしても、三島村自体も負担は考えておらず、枕崎市にも負担を求めるものでもない。週1便でも枕崎に延伸を望んでいるとの三島村の意向も聞き、その上で市長としても週1便の延伸について課題もわかってきたので、今後、村長にもお伝えして話をしていきたいとのことです。三島村民の意向については、黒島の方々は枕崎に近いということもあり、要望が非常に強いというのは聞いたが、そのほかの村民の意向は聞いてはいないとのことです。

また、事業者の意向については、平日は金を含む珪酸鋳の製品の取り扱いがふえており非常に難しい。土日であればあいている時間もあるが、天候の関係、相手方、取引先の関係で、土日に船が入港することもあるので調整が必要になってくる。待合所の設置についても以前の実証運航等で使用していたところは、現在事業者が使っているので課題になってくるのではないかとのことです。

委員から、事業者との調整やクリアすべき課題は協議会を立ち上げ、調整機能を持つべきではないのかとの意見、県の交通政策課でもらった資料に三島村が代船建造のため県知事に平成31年4月1日提出した申請書の中に、今現在は航路自体は休んでいるが、その新船を鹿児島、三島、枕崎航路に使うと明確に書いてあることから、三島の意向ははっきりしているとの意見や、その交付申請書を情報開示請求で取得しているが、枕崎航路に使うということには一言も触れていない。我々は正式な手続に基づいた確かな情報で判断しないといけないとの意見もあり、意見が分かれたところですが、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、日程第3号に対し、討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、立石幸徳議員。

○9番立石幸徳議員 順次というのは、複数の討論者がいるんですか。

反対討論が先じゃないんですか、だったら。

○中原重信議長 複数いますので、お願いします。

○9番立石幸徳議員 今、議事進行で確認してるんですけども、複数、もう一人の方は賛成、反対、立場はどっちなんですか。議会運営上は反対討論が先じゃないんですか。

○中原重信議長 ただいま委員長報告が終わりましたので、原案に対して賛成の方からということであります。委員長報告は否決でしたので、原案に。（「原案に対してじゃないの」と言う者あり）

○9番立石幸徳議員 私は、議案第44号につきまして、賛成の立場で討論をいたします。

先週、お隣の南九州市におきまして、定数20名に対し22名の立候補者による市議会議員選挙が行われました。

22名の候補者の選挙公報を拝読させていただく中で、我が枕崎市の次の市議会議員選挙はどうなるのかと思うことでありました。まさか、連続無投票の事態になるというおそれはないのか、そういった危惧を持ったところです。

新しい人材が市議会に挑戦していただくためには、当然ながら議員としての職責に応じた処遇、あるべき待遇を整えておくべきだと考えます。

今回の議員の期末手当引き上げについては、市議会議会運営委員会並びに全員協議会での議会費補正、この説明においても何らの質疑、意見も出ておりません。さらに、関係条例審査における総務文教委員会でも一つの意見もありません。先ほどの委員長報告にあったとおりです。さらにまた、期末手当引き上げ分を計上している関連の一般会計補正予算（第4号）、この審査の中でも何ひとつ反対の意見は出ておりません。

このような経過の中で、本日の最終本会議を迎えておりますが、果たして審査がなされたと言えるのか。極めて遺憾に思うところです。

これまで、この期末手当については、財政が大変厳しいということであったにもかかわらず、過去、引き上げをしてきた事実がございませぬけれども、ここへ来て引き上げ反対と、従前と比べて財政事情が幾らか過疎債の適用あるいはふるさと納税で、従前と比べると好転してきている中で、議員の期末手当は他の特別職同様引き上げるべきだと考えます。

○中原重信議長 次に、下竹芳郎議員。

○10番下竹芳郎議員 私は、日程第3号、議案第44号枕崎市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論いたします。

枕崎市議会は、このたび多大なる御迷惑と御心配をおかけいたしました。

人事院勧告に準じて改定ということもありますが、4月の任期満了に伴う改選で無投票という結果も踏まえて、なり手不足を解消するという観点から、報酬におきましても市民の皆様から待遇改善を求める声もありますが、今回の件は議会全体の責任と捉え、今回は議員の期末手当の支給率の改定をすべきではないと判断して、いま一度襟を正し信頼を取り戻すべく、議員としての資質の向上に努めなければなりません。

よって、私は議案第44号について反対いたします。

○中原重信議長 次に、日程第4号に対し、討論の通告がありますので、順次、これを許可いたします。

まず、城森史明議員。

○6番城森史明議員 私は、日程第4号本陳情に対し、賛成の立場で討論いたします。

枕崎市と三島村は海を隔ててはいるものの、黒島流れなど歴史的にも深いつながりのある近隣自治体であります。最近、本市と三島村間で行われるみしまヨットレースは恒例行事となり、本市と三島村との交流はさらに盛り上がるようになりました。

フェリーみしまは、数年前に三島・枕崎間で実証運航がなされていたこともあります。

今回、フェリーみしまが老朽化し、令和2年4月に新造船が投入されるということで、枕崎延

伸という本陳情が出されているものと考えます。

人口減少により、地方がますます衰退する近年において、フェリーの枕崎延伸が三島村と本市の活性化に多大な効果をもたらすことは誰の目にも明らかであります。というのは、フェリーを運航する経費は県と国が赤字を負担するために、本市の財政的な負担はほとんどないからです。お金がかからずに活性化が可能なのです。

三島村の利便性ははるかによくなり、病院の利用や買い物や外食等、従来の鹿児島より時間が短縮され、本市においても病院、飲食店、ホテル等、経済効果は確実に増加します。

さらに、私が今回一般質問をしたみなどを核としたまちづくりや三島村とつながる海を活用し、海へ向けた観光及び産業の発展と展開も三島村と協力することにより大いに期待できるのです。

フェリーが港を使用する場合、現在使用している鉱山会社との問題等まだまだ障壁はありますが、前向きに取り上げ積極的に進めるのが、市民の代表である議会の責任ではないでしょうか。

本市の活性化に確実につながる本陳情が採択されない場合、市民の議会に対する信頼はさらに失墜するのではないのでしょうか。

枕崎市の活性化に確実に貢献するフェリーみしまの寄港を再度訴えて、私の賛成討論とします。

○中原重信議長 次に、沖園強議員。

○4番沖園強議員 私は、議案日程第4号陳情に反対の立場で討論を行います。

本陳情は、さきの9月議会に提出されたものでございますが、フェリーみしま枕崎寄港に関しては、三島村、枕崎市、鹿児島県、九州運輸局で構成された新交通ネットワーク協議会が、国庫補助を受けて平成21年から23年の3年間、三島村枕崎寄港、月1便の可能性調査の実証運航を行いました。利用者が少なく運航赤字が多額になることを踏まえ、枕崎までの定期航路の許可はできないと九州運輸局が総括して協議会の調査が終了いたしました。

その後、三島村は、平成24年に鹿児島県特定離島振興補助金を受けて協議会を継続し、平成26年にかけて枕崎寄港、月1便の可能性調査の実証運航を実施して、枕崎港を利用する事業者との協議を続けたものの、平成27年の総会の開催はなく、三島村から平成26年度の決算報告もなかったのが実態であり、協議会は解散したのか、継続しているのか、うやむやの状態でございます。

このような経緯からして、陳情者の三島村に寄せる願意は理解できるものの、本市にとって経済的貢献度の大きい港湾を利用している事業者の意向とともに、その後の三島村の意向、港湾管理者である鹿児島県の見解を調査研究する必要があると継続審査になったものでございます。

その後、総務文教委員会は正副委員長が関係事業者、三島村、県への聞き取り調査を実施して、調査の報告を受けたところでございます。

その報告によると、三島村は事業者側との調整がつかず、枕崎までの定期航路を断念した。歴史的なつながりの深い枕崎とかかわりを持ちたい。枕崎まで延伸したい。枕崎寄港の運航経費は便数利便性支援事業を活用したいと考えている。便数利便性支援事業における運航欠損額は、国県が負担する。枕崎市の財政負担はない。

一方、事業者の皆さんは委員長報告でもございましたように、港湾利用は増加しておりタイトになっている。今後、事業者内の敷地で発生する廃土処理も予定しており、安全面からもみしま丸の週1回の寄港に難色を示しています。また、鹿児島県は、枕崎までの延伸航路は国庫補助航路に認定されるのか否か、現時点ではわからないとの報告でありました。

これまで、市当局が報告してきたことを裏づける調査報告であり、三島村から枕崎延伸の定期航路を断念したことが判然としたところでございます。

9月議会では、委員から、三島村は枕崎延伸の申請書を県に提出したと紹介があり、その後、業者とフェリーの岸壁利用は可能と県職員より聞いている、枕崎延伸により負担が生じるのではないかとの質問に、国県の航路補助で運航しており、枕崎と三島村には負担はない、とした議員

が発行したビラが不特定多数に配られました。

12月議会の委員会審査においては、委員から、三島村が新船建造に係る県に提出した平成31年4月1日付の申請書に、鹿児島・三島航路の補助航路の枕崎延伸が明確に示されている旨の強く断言した紹介もございました。

果たして、新船建造に係る補助金申請に、枕崎市に何ら打診もなく枕崎延伸を明記した公文書があり得るのか。枕崎延伸は、補助航路に認定され財政負担は生じないのだろうか。

私は、その真意を確認するために、三島村船舶運航状況の過去5カ年の決算状況、フェリーみしま新船建造補助に係る要望書、便数利便性改善支援事業の概要、この3点につき開示請求を行いました。

開示された県の公文書第1号様式（第6条関係）によると、フェリーみしま新船建造補助に係る要望書については、要望書ではなく事務手続上必要な申請書になりますとの文書回答をいただき、平成31年度鹿児島県離島航路船舶建造費補助金交付申請書でございました。

申請書には、ビラや委員が断言している枕崎延伸については何ら記載されておらず、補助事業の目的として、「代替船建造を行うことにより安定的な運航の確保及び利用サービスの維持・向上を図る」と単なる補助金申請書であったのでございます。

また、三島村や議員が発行したビラに書いてある便数利便性改善支援事業については、増便後3年間に限り、国の補助金を一定程度手厚く交付する国の事業になります。三島村では平成28年10月から週4便に増便した際、この事業を活用しておりますとの文書回答であり、本年度は補助金交付の最終年度であることはわかりました。

ここで問題になるのは、議員が公的な委員会において強く断言した枕崎延伸が記載されている鹿児島・三島間の新船建造補助申請書があるのか否か、3年間の時限立法である便数利便性改善支援事業を活用できるのか、補助金交付申請書の存否と補助制度を確認しなければならないこととでございます。

また、不特定多数の市民にばらまかれたビラや委員会において、みしま丸の便数利便性改善支援事業、いわゆる特定航路は運航運営費の赤字部分には国県が補填するので、三島村や枕崎市の負担はないと公然と発言する議員や三島村の見解でございます。

今回の開示請求で確認できた三島村交通事業の船舶運航の近年の決算状況は約3億5,000万から3億9,000万円程度の営業費用に対しまして、営業収入1億2,000万から1億5,000万程度で推移しており、国県の赤字補填の補助金は、毎年2億3,000万から3億6,000万程度となっております。その後、そのほか一般会計からの繰入金などがあり、みしま丸の運営状況は恒常的な多額の赤字経営でございます。

この実態は、離島振興法において生活航路として必要最低限保障されたもので、均衡ある国土の発展を願う地方交付税制度と同じ趣旨として理解はいたしておりますが、しかし、改正離島振興法では、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実に特別の配慮をするものとする定義づけられております。その便数利便性改善支援事業の採択要件には、過去2年以内に減便が行われていないこと、5年以上の継続を前提として、現有船舶の運用効率化により増便を実施することとあります。運用効率化によりなっているのです。

また、生活補助航路の範囲では、日常生活、通勤、通学、通院、買い物、官公署への用事等のために必要不可欠な目的地、職場、学校、病院、商業施設などの公的機関の所在地と連絡する航路と定義づけられているのでございます。

日常生活のために必要不可欠な目的地と連絡する航路、すなわち村役場のある鹿児島市のことを示していると容易に推察できるのでございます。

国庫補助航路補助制度は、地方自治の精神である最少の経費で最大の効果を上げる法的規定を定義づけ、事業者の運営努力を求めているのであり、県が枕崎延伸に難色を示していることは当

然のことと言われるのです。

その生活航路の定義を逸脱した補助航路の欠損金を国県が補填をする。枕崎寄港は特定航路の補助航路を活用し、運航赤字は国県が補填をする。枕崎、三島の財政負担はない。公人として余りにも短絡的な利己主義的な解釈ではないでしょうか。

生活補助航路、特定航路には補助があるから枕崎寄港を陳情する。枕崎延伸で赤字が増嵩することはわかっていながら陳情を採択する。これは国県の補助であるから赤字が増嵩してもよいと言っているようなものではないでしょうか。

国民の税金で賄われている補助金に対する認識に疑問を持ち、唾然とするのは私だけでしょうか。補助金は国民の税金である、市民の税金であることを忘れてはいないでしょうか。

地方自治法第2条第14「項地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」さらに第15項「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない」とあります。

その地方自治の精神を我々は忘れてはなりません。（「議事進行。演説になってないですか」と言う者あり）失礼ですよ。討論……（「非常に、演説になってますよ」と言う者あり）討論ですから演説ですよ。（「議長、判断してください。長すぎる」と言う者あり）

○中原重信議長 討論中です。続けてください。

○4番沖園強議員 このように……（「くだらん演説」と言う者あり）議長……（「やめてください。議事進行」と言う者あり）議事進行。

○中原重信議長 討論を続けてください。

○4番沖園強議員 後で議会運営委員会を開かせていただきます。人を侮辱した発言と思われる。後で議会運営委員会の開催をお願い申し上げます。

このように、法制度的にも、財政的にも、ましてや地元事業者との調整を担ってきた調整機能を果たす協議会の存廃もあるのかないのか判然としない中で、本陳情を採択することによって、市は枕崎延伸ありきの陳情に拘束されることになり、地元事業者への働きかけを余儀なくされることや、市や三島村の経済的負担を抜きにした安易な政治的交渉が進展することが推察されるわけです。

むしろ、事業者との協議は難航することによって、歴史的な深いつながりのある枕崎市と三島村のかかわりに水を差しかねないことになると考えるわけでございます。

我々議会や首長は、地方自治法の精神のもとに、市民福祉の向上のために資するためにも、施策を感情論で安直に判断することや、不確かな情報で市民を惑わし、市政を混乱させることがあってはならないと思っております。

確かな情報提供のもとに、三島村との深いこれまで以上のかかわりが続くことを心から願って、市長がまず事業者の意向や国県の見解を確認することを強く要望して、本陳情の採択に反対するものでございます。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第1号は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第2号は、起立により採決いたします。

日程第2号は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立多数であります。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3号に対する委員長報告は、否決であります。

よって、本会議では、原案のとおり可決するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第3号は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、議案第44号は、否決されました。

次に、日程第4号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。（「議事進行」と言う者あり）

○6番城森史明議員 賛成者は立つという意味ですか。

○中原重信議長 採択するかどうかです。

日程第4号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、陳情第3号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第5号から第8号までの4件を議題といたします。

産業厚生委員長に報告を求めます。

[吉嶺周作産業厚生委員長 登壇]

○吉嶺周作産業厚生委員長 ただいま議題となりました日程第5号から第8号までの4件について、産業厚生委員会の審査の経過並びに結果について、主な点のみ御報告いたします。

まず、日程第5号枕崎市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正がなされたことに準じ、印鑑の登録を受けることができる者の要件について所要の改正をしようとするものです。内容としては、印鑑登録の資格要件の変更であり、これまで欠格事項であった成年被後見人を意思能力を有しない者と改めるために、条例の一部を改正しようとするものです。

委員から、意思能力の有無はどう判断するのかとの質疑があり、印鑑登録するときに、成年被後見人が後見人となる方と同行して、その意思を確認しているという条件を整えば、意思能力があると判断されるということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第6号枕崎市公共下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備等に関する条例の制定について申し上げます。

本件は、国から各自治体における公営企業が抱える人口減少やインフラ老朽化の問題を解消するため、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、平成27年度から平成31年度までの5年間で地方公営企業法の財務規定を適用し、中長期的な視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等に取り組んでいくよう、平成27年1月に通知がなされたことに伴い、地方公営企業法の規定の全部を適用するために平成29年度より移行作業に取り組み、令和2年度4月適用開始に向けて関係条例の整備等をしようとするものです。

委員から、今回の条例の制定によって本市の下水道事業へのメリット、デメリットをどのように判断しているのかとの質疑があり、官庁会計は、現金収支のみの記帳である現金主義であるのに

対し、企業会計は、債権、債務の発生、消滅、物品またはサービスの生産、消費を同時に記帳する発生主義となり、期間損益計算が適正に行われ受益者負担の適正化につながることや複式簿記会計処理によって企業経営体質も明確化され、より健全な経営効率化を目指す中長期的な経営計画を立てやすくなるのが最大のメリットと考えているとのこと。

また、デメリットとしては、移行作業に多少の費用がかかること、本市の職員は官庁会計主義で通してきたということから、企業会計への移行作業に非常に労力を要するとのこと。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第7号枕崎市給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、現行の指定給水装置工事業者制度では、新規の指定は定められているが、指定の有効期間がなく、その廃止・休止等の状況が反映されにくく、実態を把握することが困難で、水道事業者による無届工事や不良工事が発生している。このため、制度の改善を図り、指定給水工事業者の資質が継続して保持されるよう、指定の更新制を導入することを目的に、水道法の一部改正がなされたことに伴い、当該更新に係る手数料を定めるほか、水道法施行令の一部改正に伴う所要の条文の整理等を行うものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第8号歩道のバリアフリー化推進と道路の改良についての陳情について申し上げます。

本陳情は、枕崎市山手町の枕崎市政を考える会の代表者から提出されたものです。

本件は、高齢者の車での事故が多く電動カーに切りかえる方が増加している中、横断歩道と取りつけ道路との段差の解消を陳情するもので、具体的にはタイヨウの西側入り口及び市役所付近、特に西玄関の別館側、西本町の南日本銀行の北側ということでもあります。この箇所については審査に先立ち現地確認を行いました。

委員から、県道のほうはきれいに段差もない状況で、市道に限って段差があり、この問題については早期に実施できるのではないかと質疑があり、段差の解消については、新年度以降の予算で対応していきたいとのこと。これに対し委員から、終わっているところもあり、残りについては来年度予算でやるので解決に向かっているのではないかと意見もあり、採決の結果、本件は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

日程第8号に対し、討論の通告がありますので、これを許可いたします。

城森史明議員。

○6番城森史明議員 私は、日程第8号に対し、賛成の立場で討論いたします。

近年、高齢者の交通事故が増加する傾向にあり、社会問題となっております。そのために高齢者の車の免許返納者がふえ、車の代がえとして電動カーがふえつつあります。

その反面、農村では農業等で軽トラが必要なため、90歳になっても軽トラを運転する高齢者がおります。高齢者の安心安全を守るという観点から、この陳情を考える必要があるのではないのでしょうか。

私の住む地区では、高齢者の安心安全対策のために交通標識の設置、転落防止のためのガードレール設置、水路のふたの設置等を進めております。

電動カーが安心して走れる高齢者にやさしい道路や設備について、市民の代表である議会は真摯に受けとめ、そのようなまちづくりを進めるべきではないのでしょうか。

以上、賛成討論を終わります。

○中原重信議長 これをもって討論を終結いたします。

これから、順次、採決いたします。

お諮りいたします。

日程第5号から第7号までの3件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第41号、第45号、第46号の3件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8号に対する委員長報告は、不採択であります。

よって、本会議では、採択するかどうかについて、起立により採決いたします。

日程第8号は、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中原重信議長 起立少数であります。

よって、陳情第4号は、不採択と決定いたしました。

次に、日程第9号から第13号までの5件を一括議題といたします。

予算特別委員長に報告を求めます。

[城森史明予算特別委員長 登壇]

○城森史明予算特別委員長 ただいま議題となりました日程第9号から第13号までの5件について、予算特別委員会の審査の経過並びに結果について報告いたします。

本委員会は、委員長に城森史明、副委員長に上迫正幸委員を選出いたしました。

まず、日程第9号令和元年度枕崎市一般会計補正予算（第4号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9億5,900万円を追加し、予算総額を133億6,980万円にしようとするもので、当初予算額より13.4%の伸びとなります。

補正予算の主なものは、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う一般職人件費、危険空家等対策経費、ふるさと応援寄附金の増額見込みに伴う、ふるさと納税返礼事業とふるさと応援基金積立金、スクール・サポート・スタッフ配置事業などであります。

質疑において、チャレンジショップ促進事業を活用し、お魚センター内に小さな水族館が開設されるとのことです。また、マイナンバーカードの住居人口に対する交付率は、令和元年11月末で15.12%とのことです。また、人事評価は、平成28年度から全職員に対し実施しているが、勤勉手当への反映は、管理職しか行っていないとのことです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第10号令和元年度枕崎市介護保険特別会計補正予算（第3号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額は変更せずに、歳入歳出予算の款項の金額を変更しようとするものです。

補正の内容は、保険給付費において施設介護サービス給付費5,000万円及び高額介護サービス費300万円の増額と、地域密着型介護サービス給付費5,300万円の減額をしようとするものです。

地域密着型介護サービス給付費の減額は、市内の事業者が地域密着型の小規模多機能型居宅事業所を開設する予定でしたが、いまだに指定の申請が出されていないということです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第11号令和元年度枕崎市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ17万4,000円を追加し、予算総額を9億4,463万9,000円にしようとするもので、当初予算額より1.9%の伸びとなります。

今回の補正は、人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費の増額であります。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第12号令和元年度枕崎市立病院事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、収益的支出において、人事異動等及び人事院勧告に準じた給与改定等に伴う給与費の減並びに経費の増に伴い、医業費用を693万4,000円減額しようとするものです。

補正後の収支は、総収益5億9,966万6,000円に対し、総費用7億2,476万4,000円となり、1億2,509万8,000円の純損失となる見込みです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、日程第13号令和元年度枕崎市水道事業会計補正予算（第1号）について申し上げます。

今回の補正は、令和元年度の人事異動による減額及び人事院勧告に準じた給与改定等に伴う人件費等の増額により収益的支出及び資本的支出をそれぞれ減額し、総額で191万1,000円の減額となります。

この補正により、収益的収入及び支出における税抜きの純利益は、当初予算額966万8,000円に対し、162万6,000円を増額し、総額を1,129万4,000円にしようとするものです。

本件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○中原重信議長 ただいまの報告に対し、質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

ただいま上程中の案件については、討論の通告もありませんので、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

日程第9号から第13号までの5件は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第36号から第40号までの5件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14号を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第125条の規定を適用して、お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第15号諸般の報告を行います。

議会運営委員会副委員長の互選結果についてであります。

12月17日に議会運営委員会が開催され、清水和弘議員が副委員長に選出されました。

以上で、報告を終わります。

この際、お諮りいたします。

本定例会で議決された案件について、その字句等の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う者あり]

○中原重信議長 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

これをもって……（「議長」と言う者あり）。

○4 番沖園強議員 先ほど日程第4号、陳情第3号の討論の際に議事を妨げる不穏当な発言がございました。この会期中に、この真意を確認し、そして正常な議会運営を図るために議会運営委員会の開催を求めます。

○5 番禰占通男議員 私も、今、討論が行われたわけですけど、同じ文言が2度、3度、そしてビラについても2度、3度申し上げられましたけど、反対ビラもあったのも事実です。そういう長い討論をするのであれば、反対、賛成、全部表明するのが私は筋だと思います。

○4 番沖園強議員 ここでは、現に今の審議中に、本会議審議中にあった事実関係を確認するための議会運営委員会の開催を求めています。

会議規則に基づきまして、会議規則第101条に関連いたしまして、議会運営委員会の開催を求めるものでございます。

○6 番城森史明議員 当事者である私の考えを。そういう意味で、非常にさっき言った、禰占議員もおっしゃられましたが、同じことをですよ、何回と重複する場面もあったし、そういう意味では……（「弁解は要りませんよ。議長、弁解は要りません」と言う者あり）そして私の言ったことは、特にひどい、不穏当にするようなことではなかったと思いますよ。その辺は議長がちゃんと判断してほしいです。

それをしとったら、毎回そういう議会運営委員会を開くことになるので、私はそんな不穏当な意見とは思ってないです。それは議長に判断をお任せしたいと思います。

○中原重信議長 暫時休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時36分 再開

○中原重信議長 再開いたします。

○4 番沖園強議員 会議規則によりますと、本会議中は委員会は開催できないと、こういうふうになっておりますので要請をいたしておるところです。

そしてまた、よろしいですか。——会議規則に基づいて私発言をしてるんですが、討論は同一議員につき同一議題について1回を超えることはできませんから、少々長くなっても、そこに制約を受けるものではないと、議長、聞いてますか。会議規則に基づいて私発言してるんですけどね。

○中原重信議長 ただいま議会運営委員会開催の要請がありましたが、議長としては開催の要請はしないということであります。（「しない。はい、それならそれでいいです」と言う者あり）

これをもって本定例会の議事の全てが終了いたしましたので、令和元年第5回定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

一般質問の要旨

令和元年 第5回定例会一般質問及び要旨

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
①豊留 榮子	子育て支援について	<p>1 幼児教育・保育の無償化が10月からスタートした。しかし、国は早くも財源不足を言い出している。本市における幼稚園・保育園は無償化前と比べ何か変化はあったのか</p> <p>2 保育料は無償化されたが、給食費は自己負担となっている。市の補助がなくなった分の財源を活用して、給食費の補助に充てる考えはないのか</p>	市長 教育長 課長
	小規模・家族農業について	<p>1 本市において小規模農業や家族農業を持続、発展させるためにどのような支援をしているのか</p> <p>2 昨年から県内で大きな被害が出ているサツマイモの基腐病対策について国が助成するというが、本市の被害状況と支援策は</p>	市長 課長
	環境整備について	<p>1 市内の各地域でヤンバルトサカヤスデが発生し、手に負えない状況にある。ヤンバルトサカヤスデ駆除のための補助制度の拡充をすべきではないのか</p> <p>2 市道における枝木などは、どのような基準で伐採されていくのか。交通量の少ないところは放置されたままで、枝木が伸びて通行の妨げになるところもある。定期的な手入れはできないのか</p>	市長 課長
②眞茅 弘美	子供の虐待防止対策について	<p>1 県内と比較して本市の現状はどうなっているのか</p> <p>2 虐待の定義（虐待としつけの違い）は</p> <p>3 声を上げにくい子供たちへの対応は、どのようにしているのか</p> <p>4 虐待してしまう（している）親を救う手だては</p>	市長 教育長 課長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	女性活躍推進について	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長は、女性活躍推進を目標の一つに掲げているが、具体的な内容は 2 平成14年3月に枕崎市男女共同参画プランを策定して約17年たつが、これまでの進捗状況は 3 男女共同参画推進条例を制定する予定はないのか 	市 長 課 長
③立石 幸徳	基幹作物である茶の振興対策について	<ol style="list-style-type: none"> 1 本市の生産現状は 2 優良品種への改植や機械の買いかえ、運転資金等の助成制度はどのようなものがあるのか 3 収入保険制度の加入状況は 	市 長 課 長
	これからの市立病院のあり方について	<ol style="list-style-type: none"> 1 厚労省が再編統合を検討すべきであるとした公立病院の中に枕崎市立病院がリストアップされたことについて 2 市立病院が再編統合の検討が必要であるとされた原因・理由について 3 新公立病院改革ガイドラインと新枕崎市立病院改革プランについて（経常収支比率、職員給与費率、病床利用率など） 4 南薩保健医療圏地域医療構想調整会議における市立病院のあり方について 5 市立病院経営評価委員会の総括にある、どのような形で病院を残していくかについて 	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
④清水 和弘	教育について	1 公立学校での変形労働時間制の導入について	市 長 教育長 課 長
	行政全般について	1 民法改正に伴う自治体の対応について（市営住宅入居者の保証人のあり方など）	市 長 課 長
	第6次枕崎市総合振興計画の地方創生による活性化について	1 地方創生に掲げた人口減少対策に対するP D C A、K P I 達成のための重要事項と各担当課における取り組み状況について 2 人口2万人の幸せなまちづくり達成のための具体的な計画と達成見込みについて	市 長 課 長
	枕崎市営野球場の整備について	1 市営野球場の整備計画について 2 市営野球場整備に係る補助金や宝くじ助成事業の申請状況について 3 枕崎高校を存続させる方策について	市 長 教育長 課 長
	鹿児島水産高校との連携について	1 種苗育成、放流などによる効果と影響について 2 水産高校の技術を生かして、漁協・行政による産官学共同事業をする考えはないのか	市 長 課 長
	第2回枕崎国際芸術賞展の成果と今後について	1 総入館者数について、1回目、2回目の比較と市内と市外の有料入館者数の割合は 2 今回の芸術賞展について、特に力を入れた部分、また費用対効果の分析は	市 長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑤下竹 芳郎	防災対策について	<p>3 枕崎国際芸術賞展の今後の展開は</p> <p>1 本市は、これまで幾度となく甚大な被害をもたらす台風に襲われた。近年は、気象状況の変化に伴いスーパー台風や豪雨など想像をはるかに超える災害に備えなければいけない。より綿密な対策が必要と考えるがどうか</p> <p>2 今回の台風第19号は雨台風と言われ、各地で河川の氾濫や堤防等の決壊により床上・床下浸水した家屋が多数あった。本市の場合、河川・地形・気象・潮位等の条件を鑑み、どのような被害を想定しているのか</p> <p>3 被害が大規模なとき、災害ボランティア等の支援要請や受け入れ体制は円滑にいくのか</p>	市 長 副市長 課 長
	どんな人にもやさしい市役所であるために	<p>1 昨今は、公共施設のバリアフリー化が進んでいるが、来庁する高齢者や障害者等の配慮すべき方々に対してどのように対応しているのか</p> <p>2 本庁舎は、車椅子等を使用している方が、2階以上を利用するのは困難である。どう対応するのか</p> <p>3 言語や聴覚に障害がある方が来庁されたとき、手話等でコミュニケーションがとれる職員を配置しているのか</p>	市 長 副市長 課 長
	枕崎国際芸術賞展の総括について	<p>1 市制施行70周年記念事業として第2回枕崎国際芸術賞展を開催し、盛会のうちに閉幕したが、どのように総括しているのか</p> <p>2 開催中の入館者数を目標1万人と設定していたが遠く及ばなかった。その要因を検証しているのか</p>	市 長 副市長 教育長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑥禰占 通男	下水道について	<p>3 毎回、夏休みを挟む7月から9月に開催しているが、この時期は適当なのか</p> <p>1 下水道汚泥について (1) 稼働当初の含水率はどの程度であったのか</p> <p>(2) 令和3年度から予定するストックマネジメント計画後に策定する長寿命化計画での汚泥量はどうか</p> <p>2 除害施設と水質料金について (1) BODとノルマルヘキサン抽出物質含有量を緩和しているため、除害施設を設けなくてよいと言うが、緩和している根拠は何か</p> <p>(2) 緩和措置の物質含有量の測定は誰がするのか</p> <p>(3) 水質料金の汚泥処分料に占める割合と金額は</p> <p>3 下水処理工程で本市の処理場に消化、乾燥、焼却がないのはなぜか</p> <p>4 悪臭について (1) 終末処理場において、県条例、他の市町村条例による悪臭対策の現況はどうなっているのか</p> <p>(2) 臭気指数規制と物質濃度規制についての当局の考えは</p> <p>(3) 終末処理場の臭気対策、臭気指数測定法は</p> <p>(4) 悪臭防止法第8条（改善勧告及び改善命令）は市町村が行うようになっているが、どうなっているのか</p>	市 長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
⑦東 君子	<p>飲酒が健康に与える影響について</p> <p>DV（ドメスティック・バイオレンス）について</p>	<p>(5) 活性炭脱臭装置の活性炭劣化対策についてはどう対処しているのか</p> <p>(6) 臭気対策として設備ごとに気密化が可能な設備への更新に取り組むと答弁しているが、管理棟を除く全ての密閉化が必要ではないのか</p> <p>1 市が取り組むお酒の上手なつき合い方について</p> <p>2 アルコール依存症による健康被害（病気の種類）は</p> <p>3 飲酒による健康被害防止のための対策は</p> <p>1 DVとはどういうものなのか</p> <p>2 本市への相談件数はどのくらいあるのか</p> <p>3 電話相談や面談後のDV被害者への対応はどうしているのか</p> <p>4 加害者に向けた取り組みはしているのか</p> <p>5 DVの家庭環境にある子供たちへの学校での取り組みはしているのか</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 教 育 長 課 長</p>
⑧城森 史明	<p>子育て支援について</p> <p>福祉避難所について</p>	<p>1 子育て応援誕生祝い金の創設はできないのか</p> <p>1 近年、国内において台風等の自然災害が毎年発生している中で、災害時における要配慮者の避難所となる福祉避難所の施設整備は緊急課題と思うが、本</p>	<p>市 長 課 長</p> <p>市 長 副 市 長 課 長</p>

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	サツマイモの病害について	<p>市における現況はどうなっているのか</p> <p>2 災害時における要配慮者の数的把握はしているのか</p> <p>3 福祉避難所としての基本的な設備のあり方はどうなるのか。福祉避難所として一般避難所や民間施設の活用を考えているのか</p> <p>4 要配慮者への避難勧告の内容はどうなっているのか</p> <p>5 災害時における地域の自主防災組織等との連携、要配慮者の自宅から福祉避難所への避難マニュアルはどうなっているのか</p> <p>1 昨年、大きな被害をもたらしたサツマイモの基腐病とつる割病が本年も発生し、収量が激減した農家も多いと聞く。ことしを含めた過去3年間の本市の被害状況は</p> <p>2 基腐病及びつる割病の原因は何か。基腐病に対する登録農薬はないとのことだが、対策はどのようになっているのか</p> <p>3 基腐病に対する国の助成の記事が掲載されたが、どういう内容か。また本市独自の助成は考えていないのか</p> <p>4 国の推奨する農業者の収入保険制度が昨年からは開始され、保険料に対する本市の助成制度も本年度からは開始された。サツマイモ農家のこのような病害の減収に対し、収入保険制度は一つの対策になり得るものである。本市の農家に対する助成制度の広報や周知はどのようにやっているのか</p>	市 長 副市長 課 長

質 問 者	質問の主題	質 問 の 要 旨	答 弁 者
	港の活性化について	<p>1 産業厚生委員会の行政視察で、静岡県沼津市の「みなとを核としたまちづくり」を視察した。年間約165万人の観光客が訪れ、非常に活気のあるまちづくりがなされていた。本市も同じ港町であるが「枕崎港を核としたまちづくり」の将来ビジョンをどのように考えているのか</p> <p>2 本市のかつおぶし生産量日本一を生かした「和食の聖地」を掲げたまちづくりについてどのように考えるのか。具体的には、体験型で見学できる最小規模の「かつおぶし手づくり製造工場」を新設し、それを核として「和食の聖地」に向けて展開するまちづくりであるが、どのように考えるのか</p>	市 長 副市長 課 長

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

枕崎市議会議長 中 原 重 信

枕崎市議会議員 禰 占 通 男

枕崎市議会議員 下 竹 芳 郎